

改正案（令和6年度～令和11年度）	現行計画（平成30年度～平成35年度）中間見直し	見直しの考え方
<p>第7節 災害医療体制</p> <p>1 現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上川中部圏域は、地震の発生は極めて少ないものの、近年は台風や集中豪雨等による水害が発生しています。また、上川中部圏域と富良野圏域にかけては、常時観測対象火山の十勝岳があることから、昭和62年に十勝岳防災連絡協議会が設置され、噴火を想定した防災訓練等が実施されています。 ○ 災害には、これらのほかに、原子力発電所等による原子力災害、テロ、鉄道事故といった人為災害に至るまで様々な種類があり、同じ種類の災害であっても、発生場所、発生時刻や時期等によって被災・被害の程度は大きく異なります。 ○ そのような様々な災害発生に備え、「北海道地域防災計画」の「医療救護計画」において道・市町村・医療機関等が取り組む医療救護活動を定めています。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【「北海道地域防災計画」の「医療救護計画」の主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> 1 北海道の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・ 救護所の設置 ・ 北海道救急医療・広域災害システムによる情報収集 ・ 救護班、災害派遣医療チーム（DMAT^{*1}）の派遣要請 ・ 災害派遣精神医療チーム（DPAT^{*2}）の派遣要請 2 市町村の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・ 救護班の編成 ・ 保健師等による保健指導及び栄養指導 3 災害拠点病院^{*3}の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・ 救護班、DMATの派遣 ・ 医療救護活動 ・ 被災患者収容 ・ 医薬品、医療材料等の貸出 4 協力機関等の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・ 救護班派遣 ・ 医療救護活動 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所、独立行政法人労働者健康安全機構、日本赤十字社北海道支部、その他公的医療機関の開設者、北海道医師会、北海道歯科医師会、北海道薬剤師会、北海道看護協会、北海道柔道整復師会</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 体制輸送の確保 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 救護班及びDMATの移動手段や重症患者等の搬送について必要に応じ、ヘリコプター輸送（北海道防災航空室・自衛隊等）を確保 ○ 医薬品等の確保 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 北海道 …救護所や避難所等への災害時備蓄医薬品等の供給 ◆ 災害拠点病院^{*3}…水、食料、医薬品、医療資機材等の備蓄 ○ 広域的な医療活動の調整 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 北海道 …必要に応じ、国や他都府県へ医療救護活動の応援要請及び受入調整 </div>	<p>第7節 災害医療体制</p> <p>1 現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上川中部圏域は、地震の発生は極めて少ないものの、近年は台風や集中豪雨等による水害が発生しています。また、上川中部圏域と富良野圏域にかけては、常時観測対象火山の十勝岳があることから、昭和62年に十勝岳防災連絡協議会が設置され、噴火を想定した防災訓練等が実施されています。 ○ 災害には、これらのほかに、原子力発電所等による原子力災害、テロ、鉄道事故といった人為災害に至るまで様々な種類があり、同じ種類の災害であっても、発生場所、発生時刻や時期等によって被災・被害の程度は大きく異なります。 ○ そのような様々な災害発生に備え、「北海道地域防災計画」の「医療救護計画」において道・市町村・医療機関等が取り組む医療救護活動を定めています。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【「北海道地域防災計画」の「医療救護計画」の主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> 1 北海道の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・ 救護所の設置 ・ 北海道救急医療・広域災害システムによる情報収集 ・ 救護班、災害派遣医療チーム（DMAT^{*1}）の派遣要請 ・ 災害派遣精神医療チーム（DPAT^{*2}）の派遣要請 2 市町村の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・ 救護班の編成 ・ 保健師等による保健指導及び栄養指導 3 災害拠点病院^{*3}の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・ 救護班、DMATの派遣 ・ 医療救護活動 ・ 被災患者収容 ・ 医薬品、医療材料等の貸出 4 協力機関等の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・ 救護班派遣 ・ 医療救護活動 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所、独立行政法人労働者健康安全機構、日本赤十字社北海道支部、その他公的医療機関の開設者、北海道医師会、北海道歯科医師会、北海道薬剤師会、北海道看護協会、北海道柔道整復師会</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 体制輸送の確保 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 救護班及びDMATの移動手段や重症患者等の搬送について必要に応じ、ヘリコプター輸送（北海道防災航空室・自衛隊等）を確保 ○ 医薬品等の確保 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 北海道 …救護所や避難所等への災害時備蓄医薬品等の供給 ◆ 災害拠点病院^{*3}…水、食料、医薬品、医療資機材等の備蓄 ○ 広域的な医療活動の調整 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 北海道 …必要に応じ、国や他都府県へ医療救護活動の応援要請及び受入調整 </div>	

改正案（令和6年度～令和11年度）	現行計画（平成30年度～平成35年度）中間見直し	見直しの考え方
<p>○ 道は、災害時における医療の確保及び搬送体制の整備を図ることを目的に、平成8年度以降、災害拠点病院の整備を進めており、これまでに基幹災害拠点病院を1か所、地域災害拠点病院を33か所指定（<u>令和6年4月</u>現在）し、全ての第二次医療圏で災害医療を担う拠点病院を確保しています。</p> <p>上川中部圏域においては、災害拠点病院が2か所指定されています。</p> <p>○ 平成19年度からは、災害急性期（おおむね発災後48時間）に活動できる機動性を有する専門的訓練を受けた北海道DMATの養成を図り、全ての災害拠点病院でチームを保有しているほか、DMAT研修、JMAT*¹研修、NBC*²災害・テロ対策医療チーム研修等を活用した人材育成に努めています。</p> <p>上川中部圏域においては、北海道DMAT指定医療機関として、2か所指定されています。</p> <p>○ 災害時に医療機関の状況を把握する手段である広域災害・救急医療情報システム（EMIS*³）については、全ての病院で整備し、これを活用した訓練による迅速な情報共有意識の醸成に取り組んでいます。</p> <p>2 課題 （災害医療の連携体制の構築や災害医療体制の充実強化）</p> <p>○ 災害時における医療については、災害の種類や規模に応じて医療資源を有効に活用する必要があるとともに、平時から、災害対策に資する関係機関等の連携体制を構築しておく必要があります。</p> <p><u>○本道においては特に、冬期に地震や津波が発生した場合、野外や寒い屋内での避難により低体温症のリスクが生じる等、積雪寒冷地特有の課題があります。</u></p> <p>○ また、高齢化の進行とともに、災害時における高齢者等の要配慮者の割合が増加することが見込まれ、救護所や避難所における健康管理を中心とした活動が重要となります。</p> <p>（災害拠点病院の強化）</p> <p>○ 災害拠点病院では、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うため、施設の耐震化や<u>浸水等への対策</u>、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）による情報発信、食料、飲料水等の備蓄、DMAT等の医療チームを受け入れる体制等が必要です。</p> <p>（災害派遣医療チーム（DMAT）の整備）</p> <p>○ 大規模又は広域的な災害時における医療活動にはDMATが必要となることから、DMATの養成及び技能の維持等について継続的に取り組む必要があります。</p> <p>（災害支援ナースの整備）</p> <p><u>○ 令和4年医療法改正により、災害支援ナースが「災害・感染症医療業務従事者」として法的に位置づけられたことから、災害時に迅速に対応できる体制の整備に取り組む必要があります。</u></p> <p>3 必要な医療機能</p> <p>災害急性期（発災後48時間以内）において必要な医療体制を確保するとともに、急性期を脱した後も、避難所等での健康保持体制を確保するためには、日本赤十字社や医師会（JMAT等）などの協力機関との連携を図ることが必要です。</p> <p>（災害拠点病院の体制確保）</p> <p>災害拠点病院においては、高度の診療機能、傷病者の受入、広域搬送への対応機能及び応急資機材の貸出機能等を発揮できるよう、訓練の実施等、平時からの備えを行っておくことが必要です。</p>	<p>○ 道は、災害時における医療の確保及び搬送体制の整備を図ることを目的に、平成8年度以降、災害拠点病院の整備を進めており、これまでに基幹災害拠点病院を1か所、地域災害拠点病院を33か所指定（<u>平成30年2月</u>現在）し、全ての第二次医療圏で災害医療を担う拠点病院を確保しています。</p> <p>上川中部圏域においては、災害拠点病院が2か所指定されています。</p> <p>○ 平成19年度からは、災害急性期（おおむね発災後48時間）に活動できる機動性を有する専門的訓練を受けた北海道DMATの養成を図り、全ての災害拠点病院でチームを保有しているほか、DMAT研修、JMAT*¹研修、NBC*²災害・テロ対策医療チーム研修等を活用した人材育成に努めています。</p> <p>上川中部圏域においては、北海道DMAT指定医療機関として、2か所指定されています。</p> <p>○ 災害時に医療機関の状況を把握する手段である広域災害・救急医療情報システム（EMIS*³）については、全ての病院で整備し、これを活用した訓練による迅速な情報共有意識の醸成に取り組んでいます。</p> <p>2 課題 （災害医療の連携体制の構築や災害医療体制の充実強化）</p> <p>○ 災害時における医療については、災害の種類や規模に応じて医療資源を有効に活用する必要があるとともに、平時から、災害対策に資する関係機関等の連携体制を構築しておく必要があります。</p> <p>○ また、高齢化の進行とともに、災害時における高齢者等の要配慮者の割合が増加することが見込まれ、救護所や避難所における健康管理を中心とした活動が重要となります。</p> <p>（災害拠点病院の強化）</p> <p>○ 災害拠点病院では、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うため、施設の耐震化、<u>広域災害・救急医療情報システム（EMIS）による情報発信</u>、食料、飲料水等の備蓄、DMAT等の医療チームを受け入れる体制等が必要です。</p> <p>（災害派遣医療チーム（DMAT）の整備）</p> <p>○ 大規模又は広域的な災害時における医療活動にはDMATが必要となることから、DMATの養成及び技能の維持等について継続的に取り組む必要があります。</p> <p>3 必要な医療機能</p> <p>災害急性期（発災後48時間以内）において必要な医療体制を確保するとともに、急性期を脱した後も、避難所等での健康保持体制を確保するためには、日本赤十字社や医師会（JMAT等）などの協力機関との連携を図ることが必要です。</p> <p>（災害拠点病院の体制確保）</p> <p>災害拠点病院においては、高度の診療機能、傷病者の受入、広域搬送への対応機能及び応急資機材の貸出機能等を発揮できるよう、訓練の実施等、平時からの備えを行っておくことが必要です。</p>	<p>○時点修正</p> <p>○文言追加</p> <p>○文言修正</p> <p>○北海道医療計画の改正に合わせ文言追加</p>

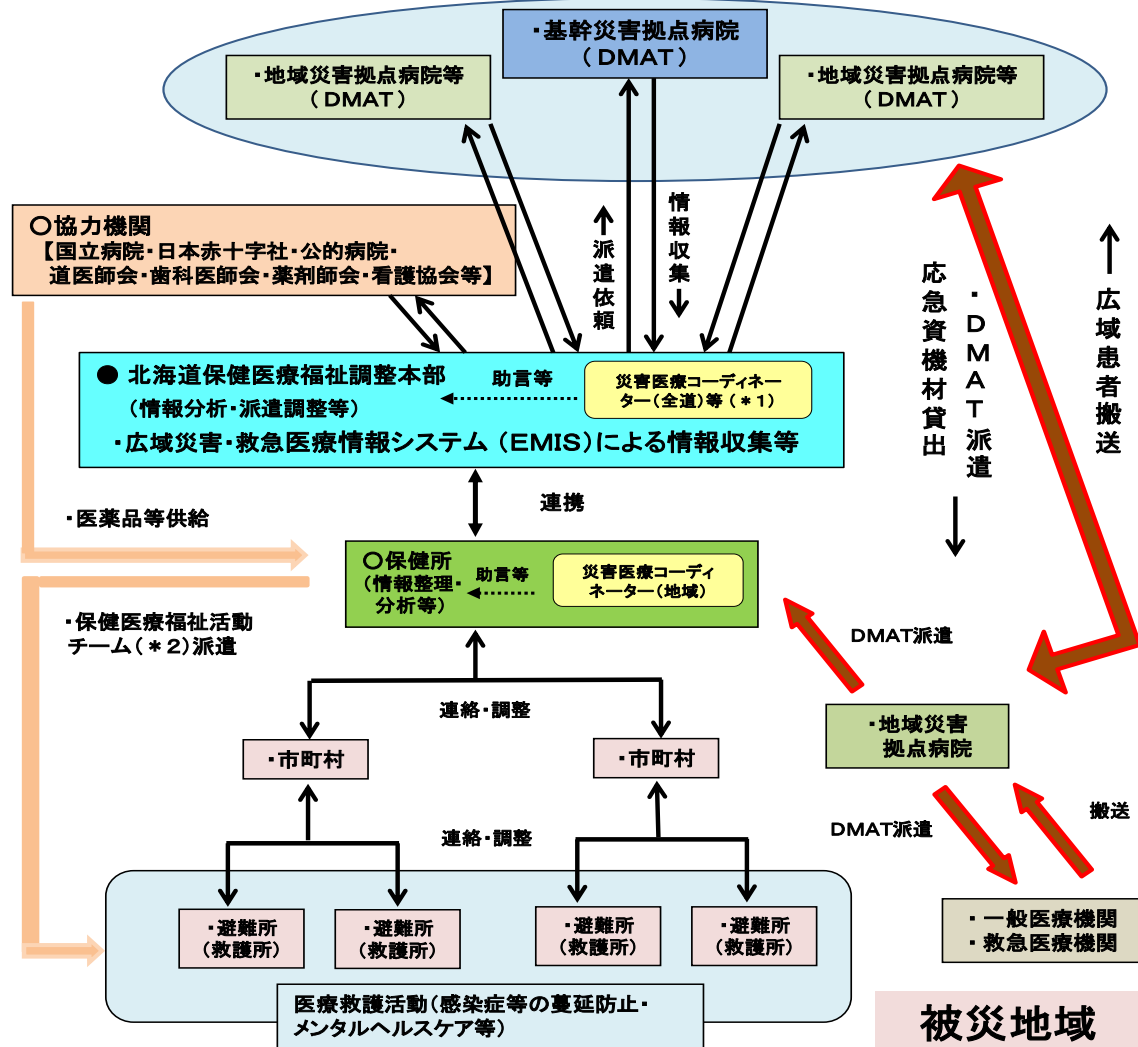
改正案（令和6年度～令和11年度）	現行計画（平成30年度～平成35年度）中間見直し	見直しの考え方																																																									
<p>（災害派遣医療チーム（DMAT）の体制確保） DMATにおいては、災害の急性期において、専門的な訓練を受けた医師及び看護師等を災害現場に派遣し、迅速に応急処置などを行うことができる機能が必要です。</p> <p>4 数値目標等</p> <table border="1" data-bbox="189 369 1353 688"> <thead> <tr> <th>指標区分</th> <th>指標名（単位）</th> <th>現状値</th> <th>目標（R11）</th> <th>現状値の出典 （策定時・見直し時の年次）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">体制整備</td> <td>災害拠点病院数</td> <td>2</td> <td>現状維持</td> <td>北海道保健福祉部調査 （令和5年7月現在）</td> </tr> <tr> <td>北海道DMAT指定医療機関整備数</td> <td>2</td> <td>現状維持</td> <td>北海道保健福祉部調査 （令和5年7月現在）</td> </tr> <tr> <td>災害拠点病院における耐震化整備施設数</td> <td>2</td> <td>現状維持</td> <td>北海道保健福祉部調査 （令和5年7月現在）</td> </tr> <tr> <td>EMIS操作を含む研修・訓練を実施している病院の割合（%）</td> <td>25</td> <td>100</td> <td>北海道保健福祉部調査 （令和5年7月現在）</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 目標における「現状」は、計画策定時の数値を基本とする。</p> <p>5 数値目標等を達成するために必要な施策 地域の医療資源に即した災害時に必要な災害医療体制の確保に努めます。</p> <p>（災害医療の連携体制の構築や災害医療体制の充実強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害拠点病院は、災害による重篤患者の救命医療等の高度の診療機能を確保し、被災地からの患者の受入や広域搬送に係る対応を行い、医薬品・医療材料などを供給するとともに、応急用資機材の貸出等により地域の医療機関を支援します。 また、道の要請に基づき救護班、DMATを派遣し、医療救護活動を行います。 ○ 北海道DMAT指定医療機関は、道の要請に基づきDMATを災害急性期において被災地に派遣し、「患者を近隣・広域へ搬送する際における必要な観察・処置」、「被災地内の病院における診療支援」、「被災地内におけるトリアージ^{*1}や救命処置」等を行います。 ○ 道や市町村は、被災者に対して感染症のまん延防止、メンタルヘルスケア等のニーズに的確に対応するため、保健師、栄養士などによる保健指導及び栄養指導を実施するとともに関係機関、関係団体との連携を図ります。 <p>（災害拠点病院の強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>各災害拠点病院における防災マニュアル及び業務継続計画（BCP）について必要に応じた、見直しが行われるよう努めます。</u> ○ 各災害拠点病院における定期的な訓練や各種研修等への受講を促し、体制の強化に努めます。 <p>（災害派遣チーム（DMAT）の整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>災害時にDMATが有効に機能するため、隊員養成研修等の人材育成や定期的な訓練の実施など道と連携し体制の整備に努めます。</u> <p>（広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の活用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時におけるEMISの円滑な運用が重要であることから、各病院における定期的な入力訓練の実施を促進します。 	指標区分	指標名（単位）	現状値	目標（R11）	現状値の出典 （策定時・見直し時の年次）	体制整備	災害拠点病院数	2	現状維持	北海道保健福祉部調査 （令和5年7月現在）	北海道DMAT指定医療機関整備数	2	現状維持	北海道保健福祉部調査 （令和5年7月現在）	災害拠点病院における耐震化整備施設数	2	現状維持	北海道保健福祉部調査 （令和5年7月現在）	EMIS操作を含む研修・訓練を実施している病院の割合（%）	25	100	北海道保健福祉部調査 （令和5年7月現在）	<p>（災害派遣医療チーム（DMAT）の体制確保） DMATにおいては、災害の急性期において、専門的な訓練を受けた医師及び看護師等を災害現場に派遣し、迅速に応急処置などを行うことができる機能が必要です。</p> <p>4 数値目標等</p> <table border="1" data-bbox="1406 369 2570 735"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指標区分</th> <th rowspan="2">指標名（単位）</th> <th colspan="2">現状値</th> <th rowspan="2">目標（R5）</th> <th rowspan="2">現状値の出典 （策定時・見直し時の年次）</th> </tr> <tr> <th>計画策定時</th> <th>中間見直し時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">体制整備</td> <td>災害拠点病院数</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>現状維持</td> <td>北海道保健福祉部調査 （平成29年・令和2年）</td> </tr> <tr> <td>北海道DMAT指定医療機関整備数</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>現状維持</td> <td>北海道保健福祉部調査 （平成29年・令和2年）</td> </tr> <tr> <td>災害拠点病院における耐震化整備施設数</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>現状維持</td> <td>北海道保健福祉部調査 （平成29年・令和2年）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実施件数等</td> <td>災害拠点病院における業務継続計画（BCP）の策定施設数</td> <td>0 （作成中）</td> <td>2</td> <td>現状維持</td> <td>北海道保健福祉部調査 （平成29年・令和2年）</td> </tr> <tr> <td>EMIS操作を含む研修・訓練を実施している病院の割合（%）</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>100</td> <td>北海道保健福祉部調査 （平成29年・令和2年）</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 目標における「現状」は、計画策定時の数値を基本とする。</p> <p>5 数値目標等を達成するために必要な施策 地域の医療資源に即した災害時に必要な災害医療体制の確保に努めます。</p> <p>（災害医療の連携体制の構築や災害医療体制の充実強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害拠点病院は、災害による重篤患者の救命医療等の高度の診療機能を確保し、被災地からの患者の受入や広域搬送に係る対応を行い、医薬品・医療材料などを供給するとともに、応急用資機材の貸出等により地域の医療機関を支援します。 また、道の要請に基づき救護班、DMATを派遣し、医療救護活動を行います。 ○ 北海道DMAT指定医療機関は、道の要請に基づきDMATを災害急性期において被災地に派遣し、「患者を近隣・広域へ搬送する際における必要な観察・処置」、「被災地内の病院における診療支援」、「被災地内におけるトリアージ^{*1}や救命処置」等を行います。 ○ 道や市町村は、被災者に対して感染症のまん延防止、メンタルヘルスケア等のニーズに的確に対応するため、保健師、栄養士などによる保健指導及び栄養指導を実施するとともに関係機関、関係団体との連携を図ります。 <p>（災害拠点病院の強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各災害拠点病院における防災マニュアル及び業務継続計画（BCP）の策定を促進します。 ○ 各災害拠点病院における定期的な訓練や各種研修等への受講を促し、体制の強化に努めます。 <p>（広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の活用） 災害時におけるEMISの円滑な運用が重要であることから、各病院における定期的な入力訓練の実施を促進します。</p>	指標区分	指標名（単位）	現状値		目標（R5）	現状値の出典 （策定時・見直し時の年次）	計画策定時	中間見直し時	体制整備	災害拠点病院数	2	2	現状維持	北海道保健福祉部調査 （平成29年・令和2年）	北海道DMAT指定医療機関整備数	2	2	現状維持	北海道保健福祉部調査 （平成29年・令和2年）	災害拠点病院における耐震化整備施設数	2	2	現状維持	北海道保健福祉部調査 （平成29年・令和2年）	実施件数等	災害拠点病院における業務継続計画（BCP）の策定施設数	0 （作成中）	2	現状維持	北海道保健福祉部調査 （平成29年・令和2年）	EMIS操作を含む研修・訓練を実施している病院の割合（%）	25	25	100	北海道保健福祉部調査 （平成29年・令和2年）	<p>○時点修正</p> <p>○関係団体の意見により修正</p> <p>○北海道医療計画の改正に合わせ文言追加</p>
指標区分	指標名（単位）	現状値	目標（R11）	現状値の出典 （策定時・見直し時の年次）																																																							
体制整備	災害拠点病院数	2	現状維持	北海道保健福祉部調査 （令和5年7月現在）																																																							
	北海道DMAT指定医療機関整備数	2	現状維持	北海道保健福祉部調査 （令和5年7月現在）																																																							
	災害拠点病院における耐震化整備施設数	2	現状維持	北海道保健福祉部調査 （令和5年7月現在）																																																							
	EMIS操作を含む研修・訓練を実施している病院の割合（%）	25	100	北海道保健福祉部調査 （令和5年7月現在）																																																							
指標区分	指標名（単位）	現状値		目標（R5）	現状値の出典 （策定時・見直し時の年次）																																																						
		計画策定時	中間見直し時																																																								
体制整備	災害拠点病院数	2	2	現状維持	北海道保健福祉部調査 （平成29年・令和2年）																																																						
	北海道DMAT指定医療機関整備数	2	2	現状維持	北海道保健福祉部調査 （平成29年・令和2年）																																																						
	災害拠点病院における耐震化整備施設数	2	2	現状維持	北海道保健福祉部調査 （平成29年・令和2年）																																																						
実施件数等	災害拠点病院における業務継続計画（BCP）の策定施設数	0 （作成中）	2	現状維持	北海道保健福祉部調査 （平成29年・令和2年）																																																						
	EMIS操作を含む研修・訓練を実施している病院の割合（%）	25	25	100	北海道保健福祉部調査 （平成29年・令和2年）																																																						

改正案（令和6年度～令和11年度）	現行計画（平成30年度～平成35年度）中間見直し	見直しの考え方																		
<p>（災害支援ナースの整備）</p> <p>○ <u>災害時における看護ニーズに対応し、災害支援ナースの活動が円滑に行われるよう、関係機関と連携を図りながら医療機関との協定締結を進め、災害支援ナースの養成・確保に努めます。</u></p> <p>6 医療機関等の具体的名称 【災害拠点病院及び北海道DMAT指定医療機関】 令和2年4月現在</p> <table border="1" data-bbox="186 447 985 569"> <thead> <tr> <th>医療機関名</th> <th>災害拠点病院指定年月日</th> <th>DMAT指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旭川赤十字病院</td> <td>平成9年1月7日</td> <td>平成23年6月30日</td> </tr> <tr> <td>旭川医科大学病院</td> <td>平成23年11月1日</td> <td>平成19年9月12日</td> </tr> </tbody> </table> <p>*災害医療に係る医療機関名簿は、第6章別表により随時更新</p> <p>7 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割</p> <p>○ 災害発生時には、地域の歯科医師会を中心として、病院歯科、歯科衛生士会、歯科技工士会等が連携し、歯科救護所の開設・運営、もしくは避難所や仮設住宅への巡回歯科診療、巡回口腔ケア等を実施し、義歯紛失などによる摂食嚥下障害、咀嚼障害を有する被災者への歯科医療提供や高齢者の口腔機能の低下による誤嚥性肺炎の予防に努めます。</p> <p>○ 口腔内所見による災害犠牲者身元確認作業及び身元確認の有力な手掛かりとなるカルテ等診療情報の提供などに努めます。</p> <p>8 薬局の役割</p> <p>○ 災害発生時の医療救護活動においては、医療救護チームの医師が被災者の治療等を行う上で、薬の選択や調剤、服薬指導を行う薬剤師が不可欠であることから、薬局の薬剤師を派遣するため、薬剤師会の協力を得て、派遣体制の確保に努めます。</p> <p>○ また、災害時においては、救護所等において、医薬品や衛生材料などの需給状況の把握や支援医薬品の仕分け・管理などが適切に実施できる体制づくりに努めます。</p> <p>9 訪問看護事業所の役割</p> <p>訪問看護ステーション利用者は、災害時における高齢者や障がい者等の要配慮者が多いため、各利用者ごとの災害時支援計画を作成し、関係機関との役割分担を決めるなど平時からの対策を進めます。</p>	医療機関名	災害拠点病院指定年月日	DMAT指定年月日	旭川赤十字病院	平成9年1月7日	平成23年6月30日	旭川医科大学病院	平成23年11月1日	平成19年9月12日	<p>6 医療機関等の具体的名称 【災害拠点病院及び北海道DMAT指定医療機関】 令和2年4月現在</p> <table border="1" data-bbox="1403 447 2202 569"> <thead> <tr> <th>医療機関名</th> <th>災害拠点病院指定年月日</th> <th>DMAT指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旭川赤十字病院</td> <td>平成9年1月7日</td> <td>平成23年6月30日</td> </tr> <tr> <td>旭川医科大学病院</td> <td>平成23年11月1日</td> <td>平成19年9月12日</td> </tr> </tbody> </table> <p>*災害医療に係る医療機関名簿は、第6章別表により随時更新</p> <p>7 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割</p> <p>○ 災害発生時には、地域の歯科医師会を中心として、病院歯科、歯科衛生士会、歯科技工士会等が連携し、歯科救護所の開設・運営、もしくは避難所や仮設住宅への巡回歯科診療、巡回口腔ケア等を実施し、義歯紛失などによる摂食嚥下障害、咀嚼障害を有する被災者への歯科医療提供や高齢者の口腔機能の低下による誤嚥性肺炎の予防に努めます。</p> <p>○ 口腔内所見による災害犠牲者身元確認作業及び身元確認の有力な手掛かりとなるカルテ等診療情報の提供などに努めます。</p> <p>8 薬局の役割</p> <p>○ 災害発生時の医療救護活動においては、医療救護チームの医師が被災者の治療等を行う上で、薬の選択や調剤、服薬指導を行う薬剤師が不可欠であることから、薬局の薬剤師を派遣するため、薬剤師会の協力を得て、派遣体制の確保に努めます。</p> <p>○ また、災害時においては、救護所等において、医薬品や衛生材料などの需給状況の把握や支援医薬品の仕分け・管理などが適切に実施できる体制づくりに努めます。</p> <p>9 訪問看護ステーションの役割</p> <p>訪問看護ステーション利用者は、災害時における高齢者や障がい者等の要配慮者が多いため、各利用者ごとの災害時支援計画を作成し、関係機関との役割分担を決めるなど平時からの対策を進めます。</p>	医療機関名	災害拠点病院指定年月日	DMAT指定年月日	旭川赤十字病院	平成9年1月7日	平成23年6月30日	旭川医科大学病院	平成23年11月1日	平成19年9月12日	<p>○北海道医療計画の改正に合わせ文言追加</p> <p>○北海道医療計画の改正に合わせ文言修正</p>
医療機関名	災害拠点病院指定年月日	DMAT指定年月日																		
旭川赤十字病院	平成9年1月7日	平成23年6月30日																		
旭川医科大学病院	平成23年11月1日	平成19年9月12日																		
医療機関名	災害拠点病院指定年月日	DMAT指定年月日																		
旭川赤十字病院	平成9年1月7日	平成23年6月30日																		
旭川医科大学病院	平成23年11月1日	平成19年9月12日																		

災害医療連携体制

(令和5年4月現在)

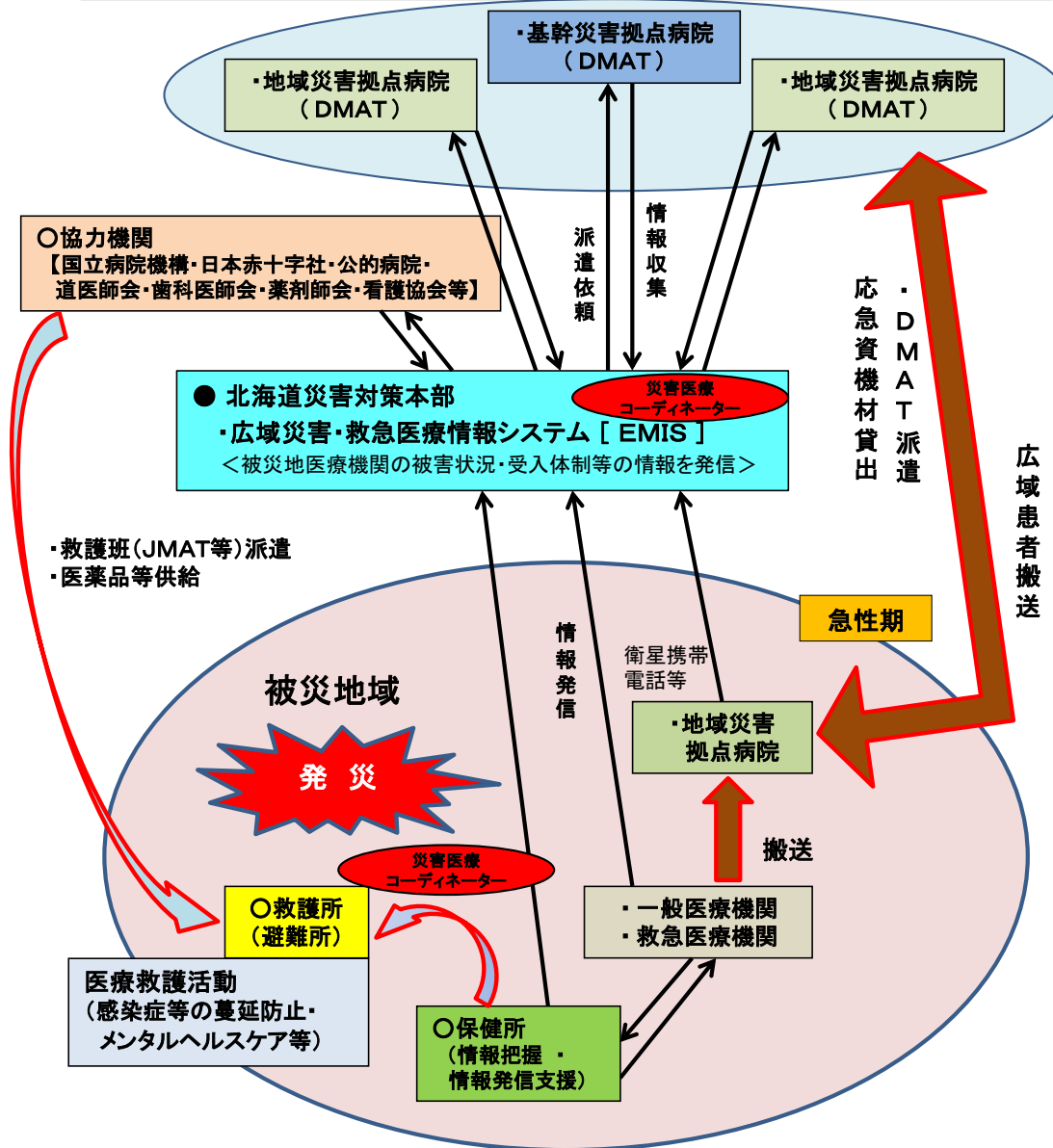
- 災害時の医療機能(急性期)
 - ・基幹災害拠点病院【札幌医科大学附属病院】
 - ・地域災害拠点病院【各第二次医療圏に33施設】
 - ・DMAT指定医療機関【全道に37施設】
- ※災害拠点病院の機能
 - ・傷病者等の受入・搬出等、広域搬送対応
 - ・応急資機材の貸出機能
 - ・DMATの派遣機能 など
- 広域患者搬送
 - ・消防防災ヘリ等【道防災航空室、札幌市消防局、自衛隊、海上保安庁、道警】
 - ・ドクターヘリ【道央、道北、道東、道南】



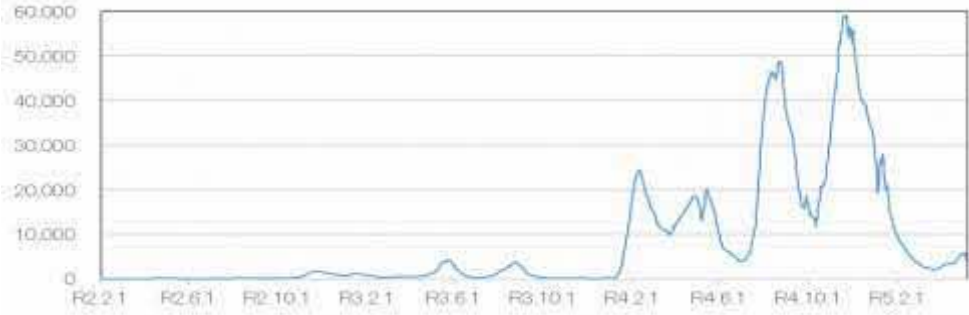
災害医療連携体制

(平成30年2月現在)

- 災害時の医療機能(急性期)
 - ・基幹災害拠点病院【札幌医科大学附属病院】
 - ・地域災害拠点病院【各第二次医療圏に33施設】
 - ・DMAT指定医療機関【全道に34施設】
- ※災害拠点病院の機能
 - ・傷病者等の受入・搬出等、広域搬送対応
 - ・応急資機材の貸出機能
 - ・DMATの派遣機能 など
- 広域患者搬送
 - ・消防防災ヘリ等【道防災航空室、札幌市消防局、自衛隊、海上保安庁、道警】
 - ・ドクターヘリ【道央、道北、道東、道南】



○現状に合わせ、図の修正

改正案（令和6年度～令和11年度）	現行計画（平成30年度～平成35年度）中間見直し	見直しの考え方
<p>第8節 新興感染症発生・まん延時における医療体制</p> <p>1 現状</p> <p>本節における現状及び課題は、国の基本方針に基づき、新型コロナウイルス感染症の対応について記載しており、令和6年3月までの状況を記載しています。</p> <p>(1) 医療提供体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年1月の新型コロナウイルス感染症の発生当初、患者は原則、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）に基づく第一種・第二種感染症指定医療機関*1（以下「感染症指定医療機関」という。）の感染症病床に入院させるとの国の方針により、上川中部圏域においては、6床の感染症病床で対応するとともに、患者数の増加を踏まえ、関係団体等を通じて患者対応への協力を依頼し、入院医療体制の確保に努めました。 ○ 令和2年7月に策定した「病床確保計画」*2では、感染のピークに至るまでの間を段階的にフェーズで区切り、フェーズごとに確保病床数を設定することが求められたため、道では3段階のフェーズを設定し、原則として第三次医療圏ごとにフェーズの移行を行うこととしました。同計画に基づく最大確保病床数（第3フェーズの確保病床数）は、令和2年8月1日時点で1,767床、5類移行前の令和5年5月7日時点で2,410床、令和5年9月29日時点で2,006床を確保しました。 <p>なお、令和6年4月からの通常医療提供体制への段階的な移行に向け、令和5年10月以降については、感染拡大期における重症患者や中等症患者等に対象を重点化した上で、病床を確保することとし、531床を確保しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外来医療では、令和2年2月に第二次医療圏ごとに帰国者・接触者外来*3を設置するとともに、同年11月からは、季節性インフルエンザの流行期に多数の発熱患者が発生することを想定し、医療機関の協力の下、657か所の診療・検査医療機関*4を指定、令和5年5月7日時点で1,171か所、令和5年5月8日以降は、外来対応医療機関として指定、令和6年3月11日時点では、1,454か所を確保しました。 <p>(2) 人材の確保及び資質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染拡大等により医療機関及び社会福祉施設においても集団感染事例が発生し、支援が必要な施設に対し、物資の支援や保健所職員による施設指導を行いました。 ○ 病院等において感染症が発生し又はまん延しないよう、最新の医学的知見を踏まえた施設内感染に関する情報提供を行ったほか、防護具の着脱訓練や感染症対策の講習会・研修を実施しました。 <p>【新型コロナウイルス感染症の新規感染者数（7日間合計）】（単位：人）</p> 	<p>(新設)</p>	<p>○北海道医療計画の改正に合わせ追加</p>

改正案（令和6年度～令和11年度）	現行計画（平成30年度～平成35年度）	見直しの考え方
<p>2 課題</p> <p>(1) 医療提供体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>新興感染症流行時の対応に当たっては、感染症指定医療機関のみでは医療提供が困難となることが想定されることから、感染症指定医療機関以外の医療機関等においても、病床確保のほか、発熱外来や後方支援、自宅療養者等への医療の提供など、医療提供体制を確保する必要があります。</u> ○ <u>医療用マスク等の個人防護具については、医療現場において不足することがないように、平時から、個人防護具の確保に取り組むことが必要です。</u> <p>(2) 人材の確保及び資質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>新たな感染症危機に備え、上川中部圏域の医療機関と医療人材の応援体制について協議を進め、平時から、人材確保を進めることが必要です。</u> ○ <u>感染症対応を行う医療従事者等への新興感染症の発生を想定した必要な研修・訓練を実施するなど、平時から、新興感染症に係る対応能力を高めることが必要です。</u> <p>3 必要な医療機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>新興感染症の発生時には、感染症指定医療機関の感染症病床により対応します。</u> ○ <u>流行初期（概ね3か月程度）には、感染症指定医療機関による引き続きの対応とともに、流行初期医療確保措置^{*1}の対象となる医療措置協定^{*2}を締結した医療機関等による対応ができる体制の整備が必要です。</u> ○ <u>流行初期の経過後は、医療措置協定を締結した公的医療機関等（公的医療機関等以外の新興感染症に対応することができる医療機関を含む。）も含めて対応し、その後、順次速やかに、医療措置協定を締結した全ての医療機関による対応ができる体制の整備が必要です。</u> <p>(発熱外来)</p> <p><u>病床確保と同様に、流行の状況に応じ、流行初期医療確保措置の対象となる医療措置協定を締結した医療機関、公的医療機関等が対応し、その後、医療措置協定を締結した全ての医療機関に順次拡大する対応が必要です。</u></p> <p>(自宅療養者等への医療の提供)</p> <p><u>医療機関等と調整を行い、新興感染症が発生した際に、速やかに自宅療養者等への医療等を提供できる体制の整備が必要です。</u></p> <p>(後方支援)</p> <p><u>医療機関等と調整を行い、新興感染症が発生した際に、病床確保を担う医療機関に代わって患者を受け入れる体制の整備が必要です。</u></p> <p>(医療人材派遣)</p> <p><u>新興感染症が発生した際に、感染症医療担当従事者等を他の医療機関、宿泊施設及び高齢者施設等に派遣できるよう、医療人材の応援体制の整備が必要です。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>○北海道医療計画の改正に合わせ追加</p>

改正案（令和6年度～令和11年度）				現行計画（平成30年度～平成35年度）	見直しの考え方
4 数値目標等(上川中部圏域)				(新設)	○北海道医療計画の改正に合わせ追加
指標区分	指標名(単位)	目標値		目標値の考え方	
		上川中部	全道		
体制整備 (流行初期)	病床数	220床	1,734床	新型コロナ発生約1年後(2020年12月)の入院患者数等を目安とし、第二次医療圏ごとに設定	
	発熱外来機関数	6機関	84機関	新型コロナ発生約1年後(2020年12月)の新型コロナの診療・検査機関数(200床以上)を目安として、第二次医療圏ごとに設定することを基本にしつつ、各圏域の医療状況など地域実情を鑑みて医療機能を確保	
体制整備 (流行初期期間経過後)	病床数	267床	2,448床	新型コロナ対応で確保した最大の体制(2022年12月)の入院患者数等を目安とし、第二次医療圏ごとに設定	
	発熱外来機関数	89機関	1,146機関	新型コロナ対応で確保した最大の体制(2022年12月時点)を目安とし、第二次医療圏ごとに設定	
	自宅療養者等への医療提供機関数<病院・診療所・訪問看護事業所>	88機関	968機関	新型コロナ対応で確保した最大の体制(自宅療養者等への医療提供体制数)を目安に第二次医療圏ごとに設定	
	自宅療養者等への医療提供機関数<薬局>	77機関	1,646機関		
	後方支援を行う医療機関数	7機関	108機関	新型コロナ対応で確保した最大の体制(後方支援を行う医療機関数)を目安に第二次医療圏ごとに設定	
	派遣可能な医療人材数<医師>		61人	新型コロナ対応で確保した最大の体制の派遣可能な人材数	
	派遣可能な医療人材数<看護師>		128人		
実施件数等	個人防護具を2ヶ月分以上確保している協定締結医療機関の割合	80%	80%	協定を締結した病院、診療所、訪問看護事業所の8割以上が、個人防護具の使用量2か月分以上を備蓄	
	研修等を年1回以上実施等している協定締結医療機関の割合	100%	100%	協定を締結した全医療機関で実施	

改正案（令和6年度～令和11年度）	現行計画（平成30年度～平成35年度）	見直しの考え方																							
<p>5 数値目標等を達成するために必要な施策</p> <p>(1) 医療提供体制の確保</p> <p>(医療機能の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新興感染症が発生した際に、速やかに入院、外来診療、自宅療養者等への医療等が提供できるよう、関係者や関係機関と協議の上、医療措置協定を締結するなど、平時から計画的な準備を努めます。また、主に当該感染症に対応する医療機関等と当該感染症以外に対応する医療機関等の役割分担が図られるよう調整に努めます。 <p>(個人防護具の備蓄)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新興感染症のパンデミック時に備え、診療等の際に用いる個人防護具が不足しないよう、医療措置協定の締結などを通じて、医療機関における個人防護具の備蓄の促進に努めます。 <p>(適切な感染対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 病院等において感染症が発生し又はまん延しないよう、最新の医学的知見や医療機関における実際の対応事例を踏まえた施設内感染対策に関する情報や研究の成果及び講習会・研修に関する情報提供や、活用の促進に努めます。 ○ 感染拡大のおそれがある感染症への対応を適確に行うため、衛生研究所や感染症指定医療機関等と緊密に連携し、当該感染症に係る情報の収集・分析、対応方針の共有に努めます。 <p>(2) 人材の確保及び資質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症医療担当従事者等を派遣する医療機関と平時に医療措置協定を締結するなど、医療人材の応援体制の整備に努めます。 ○ 新興感染症の発生を想定した研修・訓練の実施や、こうした研修会等への参加の促進など、感染症対応を行う医療従事者や関係職員等の資質の向上に努めます。 <p>6 医療連携圏域の設定</p> <p>新興感染症発生・まん延時の医療連携圏域は、発生後早期に適切な治療を開始することが重要なことから、入院医療サービスの完結などを目指す圏域である第二次医療圏単位とします。</p> <p>なお、本道の地域特性等により、医療提供体制が確保されない場合、第二次医療圏にこだわらず、必要な診療を受けられる体制の確保に努めます。</p> <p>7 医療機関等の具体的名称</p> <p style="text-align: right;">令和5年12月現在 (単位：床)</p> <p>(1) 第一種感染症指定医療機関</p> <table border="1" data-bbox="210 1417 1368 1497"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>基準病床数</th> <th>医療機関名</th> <th>指定病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td>2</td> <td>市立札幌病院</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 配置基準は、都道府県ごとに1か所・2床</p> <p>(2) 第二種感染症指定医療機関 (単位：床)</p> <table border="1" data-bbox="210 1608 1368 1726"> <thead> <tr> <th colspan="2">医療圏</th> <th>基準病床数</th> <th>医療機関名</th> <th>指定病床数</th> </tr> <tr> <th>第三次</th> <th>第二次</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道北</td> <td>上川中部</td> <td>6</td> <td>市立旭川病院</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 原則、第二次医療圏ごとに1カ所 * 人口に応じ病床数を指定。 人口30万人未満…4床 人口30万人以上100万人未満…6床 人口200万人以上300万人未満…10床</p>	区域	基準病床数	医療機関名	指定病床数	北海道	2	市立札幌病院	2	医療圏		基準病床数	医療機関名	指定病床数	第三次	第二次				道北	上川中部	6	市立旭川病院	6	<p>(新設)</p>	<p>○北海道医療計画の改正に合わせ追加</p>
区域	基準病床数	医療機関名	指定病床数																						
北海道	2	市立札幌病院	2																						
医療圏		基準病床数	医療機関名	指定病床数																					
第三次	第二次																								
道北	上川中部	6	市立旭川病院	6																					

改正案（令和6年度～令和11年度）	現行計画（平成30年度～平成35年度）	見直しの考え方
<p>(3) 医療措置協定締結医療機関 <u>感染症法に基づき知事が指定する医療措置協定締結医療機関については、最新の情報を公表する必要があるため、道のホームページ上で公表します。</u></p> <p>8 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割 <u>病院歯科等は、感染症発生・まん延時の在宅療養患者等において、口腔衛生及び口腔機能の維持・管理を行うことが重要であることから、歯科衛生士も活用しながら、在宅歯科医療や高齢者施設等との連携を含め、地域の実情を踏まえた歯科保健医療体制の充実に努めます。</u></p> <p>9 薬局の役割 <u>薬局は、感染症発生・まん延時の在宅療養患者に対して、医療機関や訪問看護事業所等と連携し、薬学的管理の下、訪問による患者への適切な服薬指導等を行うとともに、在宅療養で必要な医薬品や医療・衛生材料等の供給体制の確保に努めます。</u></p> <p>10 訪問看護事業所の役割 <u>訪問看護事業所は、感染症発生・まん延時における在宅療養患者等に対して、医療処置や療養生活の支援等の訪問看護サービスを安定して提供するために、訪問看護事業所間や関係機関と平時から連携し、在宅療養の環境整備に努めます。</u></p> <p>-</p> <div data-bbox="231 966 1252 1512"> <p style="text-align: center;">新興感染症・まん延時における医療体制</p> <p>The diagram illustrates the medical system for emerging infectious diseases and widespread cases. It shows a timeline starting with 'Infection occurrence early' and 'Initial outbreak period', leading to 'End of initial outbreak period'. Key milestones include 'Publication of overseas example', 'Publication of domestic example', and 'Publication'. The system involves several levels of medical institutions: Type 1 and 2 designated medical institutions (infectious diseases, etc.), designated medical institutions with agreement (agreement-based medical institutions, etc.), agreement-based medical institutions (having measures for initial outbreak), and agreement-based medical institutions (public medical institutions as center). Finally, it notes that all medical institutions that have concluded agreements in sequence will be included.</p> </div> <p>※ <u>感染症指定医療機関のほか、感染症指定医療機関以外の医療機関等においても対応できる医療提供体制の確保を目指す。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>○北海道医療計画の改正に合わせ追加</p>

改正案（令和6年度～令和11年度）	現行計画（平成30年度～平成35年度）中間見直し	見直しの考え方
<p>第9節 へき地医療体制</p> <p>1 現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本道における無医地区や無歯科医地区等については減少傾向にあるものの、なお全国一多い実態にあることから、道では平成18年度に「北海道へき地保健医療計画」を策定し、へき地医療支援機構、へき地医療拠点病院、へき地診療所などの体制を整備し、各機関相互間の連携を図るとともに、医師の確保や支援体制の整備などに取り組んでいます。 ○ 上川中部圏域では、令和4年10月末現在、無医・無歯科医地区の該当はありませんが、無医・無歯科医地区に準じる地区が1か所あります。 <div data-bbox="192 485 1338 873" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><無医地区等の定義> (無医地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 無医地区とは、医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することのできない地区 <p>(無医地区に準じる地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 無医地区に準じる地区とは、無医地区には該当しないが、無医地区に準じた医療の確保が必要な地区と各都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認めた地区 * 「無歯科医地区」「無歯科医地区に準じる地区」については、それぞれ「医療機関」を「歯科医療機関」に読み替える </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ へき地診療所等は、一定の区域内に医療機関がない地域における医療を確保することを目的として、道、市町村、公的医療機関等により設置・運営されており、令和3年8月現在、当圏域には東神楽町、東川町、愛別町、幌加内町にへき地診療所があります。 <p>また、過疎地域等特定診療所として整備されている歯科診療所が1か所あります。</p> <div data-bbox="192 1062 1338 1346" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><へき地診療所の設置基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ へき地診療所を設置しようとする場所を中心として、おおむね半径4kmの区域内に他の医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口1,000人以上であり、かつ、診療所の設置予定地から最寄り医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上要するものであること ◇ 医療機関のない離島のうち、人口が原則として300人以上、1,000人未満の離島に設置するものであること </div> <div data-bbox="192 1381 1338 1509" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><過疎地域等特定診療所の定義></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定診療（眼科、耳鼻いんこう科、歯科）機能を有する医療機関がない市町村で、当該地域住民の特定診療科の医療を確保することを目的とした診療所 </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道では、第一次から第三次に至る医療圏において、よりきめ細かな保健医療サービスの提供を図るため、その中核となる地方センター病院と地域センター病院の整備を進めてきました。 <p>当圏域には地方センター病院及び地域センター病院として指定された医療機関はありませんが、複数の公的医療機関などにより、医療提供体制が確保されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第9次へき地保健医療計画（平成13年度～17年度）において、へき地診療所等からの代診医の派遣要請などの広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行い、へき地医療対策の各種事業を円滑かつ効率的に実施するため、都道府県単位でへき地医療支援機構を設置することとされました。 	<p>第8節 へき地医療体制</p> <p>1 現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本道における無医地区や無歯科医地区等については減少傾向にあるものの、なお全国一多い実態にあることから、道では平成18年度に「北海道へき地保健医療計画」を策定し、へき地医療支援機構、へき地医療拠点病院、へき地診療所などの体制を整備し、各機関相互間の連携を図るとともに、医師の確保や支援体制の整備などに取り組んでいます。 ○ 上川中部圏域では、令和元年10月末現在、無医・無歯科医地区の該当はありませんが、無医・無歯科医地区に準じる地区が1か所あります。 <div data-bbox="1409 485 2555 873" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><無医地区等の定義> (無医地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 無医地区とは、医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することのできない地区 <p>(無医地区に準じる地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 無医地区に準じる地区とは、無医地区には該当しないが、無医地区に準じた医療の確保が必要な地区と各都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認めた地区 * 「無歯科医地区」「無歯科医地区に準じる地区」については、それぞれ「医療機関」を「歯科医療機関」に読み替える </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ へき地診療所等は、一定の区域内に医療機関がない地域における医療を確保することを目的として、道、市町村、公的医療機関等により設置・運営されており、令和3年8月現在、当圏域には東神楽町、東川町、愛別町、幌加内町にへき地診療所があります。 <p>また、過疎地域等特定診療所として整備されている歯科診療所が1か所あります。</p> <div data-bbox="1409 1062 2555 1346" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><へき地診療所の設置基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ へき地診療所を設置しようとする場所を中心として、おおむね半径4kmの区域内に他の医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口1,000人以上であり、かつ、診療所の設置予定地から最寄り医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上要するものであること ◇ 医療機関のない離島のうち、人口が原則として300人以上、1,000人未満の離島に設置するものであること </div> <div data-bbox="1409 1381 2555 1509" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><過疎地域等特定診療所の定義></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定診療（眼科、耳鼻いんこう科、歯科）機能を有する医療機関がない市町村で、当該地域住民の特定診療科の医療を確保することを目的とした診療所 </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道では、第一次から第三次に至る医療圏において、よりきめ細かな保健医療サービスの提供を図るため、その中核となる地方センター病院と地域センター病院の整備を進めてきました。 <p>当圏域には地方センター病院及び地域センター病院として指定された医療機関はありませんが、複数の公的医療機関などにより、医療提供体制が確保されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第9次へき地保健医療計画（平成13年度～17年度）において、へき地診療所等からの代診医の派遣要請などの広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行い、へき地医療対策の各種事業を円滑かつ効率的に実施するため、都道府県単位でへき地医療支援機構を設置することとされました。 	<p>○ 時点修正</p>

改正案（令和6年度～令和11年度）	現行計画（平成30年度～平成35年度）中間見直し	見直しの考え方
<p>○ 道では、平成14年度に「北海道へき地医療支援機構」を設置しました。</p> <div data-bbox="192 191 1003 394" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><北海道へき地医療支援機構の主な役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ へき地診療所等への代診医を含む医師の派遣調整 ◇ 無医地区等への巡回診療の実施に関する調整 ◇ へき地医療従事者に対する研修計画、プログラムの作成 ◇ へき地医療拠点病院の活動評価等 </div> <p>2 課題 （へき地における保健指導） 無医地区等の住民の健康の保持・増進を図るため、住民の保健衛生状態を十分把握し、実情に応じた保健指導を行う必要があります。</p> <p>（へき地における診療の機能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ へき地診療所において住民に身近な医療を確保する必要があります。 ○ へき地診療所、へき地医療拠点病院等の連携により、初期救急医療及び入院を要する救急医療に適切に対応できる体制の充実を図る必要があります。 ○ へき地診療所等における診療の結果、専門的な医療や高度な医療を要するとされた場合、病状や緊急性に応じた適切な医療機関へ紹介・搬送する体制を確保する必要があります。 <p>（へき地の診療を支援する医療の機能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ へき地診療所等への医師派遣などが行えるよう、へき地の診療を支援する医療機関等において医師を確保する必要があります。 ○ 医療機関への通院が困難な住民に対し、通院のための交通手段を確保する必要があります。 ○ 通信技術を応用した画像診断など、遠隔医療の実施に必要な機器等の整備に対し支援を行い、医療機関のICT活用を推進する必要があります。 <p>（行政機関等によるへき地医療の支援） 北海道へき地医療支援機構の強化を始め、へき地の医療機関に従事する医療スタッフの支援、へき地の医療提供体制の確保に向けた支援などを行う必要があります。</p> <p>3 必要な医療機能 （へき地における保健指導の機能） 無医地区等において、保健指導を提供することが必要です。</p> <p>（へき地における診療の機能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 無医地区等において、地域住民の医療を確保することが必要です。 ○ 24時間365日対応できる体制を整備することが必要です。 ○ 専門的な医療や高度な医療へ搬送する体制を整備することが必要です。 <p>（へき地の診療を支援する医療の機能） 診療支援機能の向上を図ることが必要です。</p> <p>（行政機関等によるへき地医療の支援） へき地において継続的に医療サービスを提供できるよう、関係機関の調整を行うことが必要です。</p>	<p>○ 道では、平成14年度に「北海道へき地医療支援機構」を設置しました。</p> <div data-bbox="1409 191 2220 394" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><北海道へき地医療支援機構の主な役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ へき地診療所等への代診医を含む医師の派遣調整 ◇ 無医地区等への巡回診療の実施に関する調整 ◇ へき地医療従事者に対する研修計画、プログラムの作成 ◇ へき地医療拠点病院の活動評価等 </div> <p>2 課題 （へき地における保健指導） 無医地区等の住民の健康の保持・増進を図るため、住民の保健衛生状態を十分把握し、実情に応じた保健指導を行う必要があります。</p> <p>（へき地における診療の機能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ へき地診療所において住民に身近な医療を確保する必要があります。 ○ へき地診療所、へき地医療拠点病院等の連携により、初期救急医療及び入院を要する救急医療に適切に対応できる体制の充実を図る必要があります。 ○ へき地診療所等における診療の結果、専門的な医療や高度な医療を要するとされた場合、病状や緊急性に応じた適切な医療機関へ紹介・搬送する体制を確保する必要があります。 <p>（へき地の診療を支援する医療の機能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ へき地診療所等への医師派遣などが行えるよう、へき地の診療を支援する医療機関等において医師を確保する必要があります。 ○ 医療機関への通院が困難な住民に対し、通院のための交通手段を確保する必要があります。 ○ 通信技術を応用した画像診断など、遠隔医療の実施に必要な機器等の整備に対し支援を行い、医療機関のICT活用を推進する必要があります。 <p>（行政機関等によるへき地医療の支援） 北海道へき地医療支援機構の強化を始め、へき地の医療機関に従事する医療スタッフの支援、へき地の医療提供体制の確保に向けた支援などを行う必要があります。</p> <p>3 必要な医療機能 （へき地における保健指導の機能） 無医地区等において、保健指導を提供することが必要です。</p> <p>（へき地における診療の機能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 無医地区等において、地域住民の医療を確保することが必要です。 ○ 24時間365日対応できる体制を整備することが必要です。 ○ 専門的な医療や高度な医療へ搬送する体制を整備することが必要です。 <p>（へき地の診療を支援する医療の機能） 診療支援機能の向上を図ることが必要です。</p> <p>（行政機関等によるへき地医療の支援） へき地において継続的に医療サービスを提供できるよう、関係機関の調整を行うことが必要です。</p>	

改正案（令和6年度～令和11年度）	現行計画（平成30年度～平成35年度）中間見直し	見直しの考え方																								
<p>4 数値目標等</p> <table border="1" data-bbox="189 184 1219 344"> <thead> <tr> <th>指標区分</th> <th>指標名（単位）</th> <th>現状値</th> <th>目標（R5）</th> <th>現状値の出典 （策定時・見直し時の年次）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体制整備</td> <td>へき地診療所数（か所）</td> <td>6</td> <td>現状維持</td> <td>北海道保健福祉部調査 （令和6年1月11日末）</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 目標における「現状」は、計画策定時の数値を基本とする。</p> <p>5 数値目標等を達成するために必要な施策 関係機関相互の連携により、適切な保健及び医療サービスが継続して実施される体制の維持・構築に努めます。</p> <p>（へき地における保健指導） 市町や最寄りのへき地診療所等との連携の下、住民の保健衛生状態を十分把握し、計画的に無医地区等の実情に即した保健指導を行います。</p> <p>（へき地における診療の機能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ へき地診療所等の施設・設備の整備費や運営費に対して支援します。 ○ <u>北海道へき地医療支援機構と北海道地域医師連携支援センターが連携し、医育大学に設置した地域医療支援センターによる医師派遣、自治医科大学卒業医師や地域枠医師の配置、北海道地域医療振興財団のドクターバンク事業、北海道医師会及び特定非営利活動法人北海道病院協会と連携して実施する緊急臨時的医師派遣事業等により、常勤医及び代診医の確保を図ります。</u> ○ <u>へき地においては、幅広い診療に対応できる総合医療医は重要な役割をになうことから、医育大学、北海道医師会等の関係団体や学会などとの連携に下、総合医療医の養成・確保に取り組めます。</u> ○ 市町等が患者輸送車などを整備する事業に対して支援し、搬送体制の整備に取り組みます。 ○ 高規格救急車、消防防災ヘリコプター、ドクターヘリなどによる救急搬送体制の整備を促進します。 <p>（へき地の診療を支援する医療の機能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 遠隔医療や診療情報の共有ネットワーク化を行うため、必要な機器等の整備を行うへき地医療拠点病院などに対して支援します。 ○ 北海道医師確保計画に基づき、医育大学に設置した地域医療支援センターによる医師派遣、自治医科大学卒業医師や地域枠医師の配置、北海道地域医療振興財団のドクターバンク事業、緊急臨時的医師派遣事業等により、へき地の診療を支援する医師の確保を図ります。 ○ 休日・夜間当番医などの情報を提供する救急医療情報システムや小児救急電話相談事業の普及啓発を図ります。 <p>（行政機関等によるへき地医療の支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道のホームページを活用し、道内の地域医療の現状や地域医療を確保するための対策などについて紹介します。 ○ 地域の医療機関に勤務する医師が、夜間のコンビニ受診などで疲弊しないために、地域住民を対象にした懇談会の開催や広報誌などによる啓発活動が行われるよう市町等に働きかけ、地域全体で医療を支える機運の醸成を図ります。 	指標区分	指標名（単位）	現状値	目標（R5）	現状値の出典 （策定時・見直し時の年次）	体制整備	へき地診療所数（か所）	6	現状維持	北海道保健福祉部調査 （令和6年1月11日末）	<p>4 数値目標等</p> <table border="1" data-bbox="1406 184 2436 344"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指標区分</th> <th rowspan="2">指標名（単位）</th> <th colspan="2">現状値</th> <th rowspan="2">目標（R5）</th> <th rowspan="2">現状値の出典 （策定時・見直し時の年次）</th> </tr> <tr> <th>計画策定時</th> <th>中間見直し時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体制整備</td> <td>へき地診療所数（か所）</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>現状維持</td> <td>上川保健所調 （平成30年・令和3年）</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 目標における「現状」は、計画策定時の数値を基本とする。</p> <p>5 数値目標等を達成するために必要な施策 関係機関相互の連携により、適切な保健及び医療サービスが継続して実施される体制の維持・構築に努めます。</p> <p>（へき地における保健指導） 市町や最寄りのへき地診療所等との連携の下、住民の保健衛生状態を十分把握し、計画的に無医地区等の実情に即した保健指導を行います。</p> <p>（へき地における診療の機能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ へき地診療所等の施設・設備の整備費や運営費に対して支援します。 ○ 自治医科大学卒業医師や地域枠医師の配置、北海道地域医療振興財団のドクターバンク事業、北海道医師会及び特定非営利活動法人北海道病院協会と連携して実施する緊急臨時的医師派遣事業等により、常勤医及び代診医の確保を図ります。 ○ 市町等が患者輸送車などを整備する事業に対して支援し、搬送体制の整備に取り組みます。 ○ 高規格救急車、消防防災ヘリコプター、ドクターヘリなどによる救急搬送体制の整備を促進します。 <p>（へき地の診療を支援する医療の機能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 遠隔医療や診療情報の共有ネットワーク化を行うため、必要な機器等の整備を行うへき地医療拠点病院などに対して支援します。 ○ 北海道医師確保計画に基づき、医育大学に設置した地域医療支援センターによる医師派遣、自治医科大学卒業医師や地域枠医師の配置、北海道地域医療振興財団のドクターバンク事業、緊急臨時的医師派遣事業等により、へき地の診療を支援する医師の確保を図ります。 ○ 休日・夜間当番医などの情報を提供する救急医療情報システムや小児救急電話相談事業の普及啓発を図ります。 <p>（行政機関等によるへき地医療の支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道のホームページを活用し、道内の地域医療の現状や地域医療を確保するための対策などについて紹介します。 ○ 地域の医療機関に勤務する医師が、夜間のコンビニ受診などで疲弊しないために、地域住民を対象にした懇談会の開催や広報誌などによる啓発活動が行われるよう市町等に働きかけ、地域全体で医療を支える機運の醸成を図ります。 	指標区分	指標名（単位）	現状値		目標（R5）	現状値の出典 （策定時・見直し時の年次）	計画策定時	中間見直し時	体制整備	へき地診療所数（か所）	5	5	現状維持	上川保健所調 （平成30年・令和3年）	<p>○出典の変更による修正</p> <p>○文言追加</p> <p>○文言追加</p>
指標区分	指標名（単位）	現状値	目標（R5）	現状値の出典 （策定時・見直し時の年次）																						
体制整備	へき地診療所数（か所）	6	現状維持	北海道保健福祉部調査 （令和6年1月11日末）																						
指標区分	指標名（単位）	現状値		目標（R5）	現状値の出典 （策定時・見直し時の年次）																					
		計画策定時	中間見直し時																							
体制整備	へき地診療所数（か所）	5	5	現状維持	上川保健所調 （平成30年・令和3年）																					

6 医療機関等の具体的名称

【へき地診療所・過疎地域等特定診療所】

令和6年1月11日現在

	町名	診療所名
へき地診療所	東神楽町	東神楽町国民健康保険診療所
	比布町	比布町立びっボククリニック
	東川町	国民健康保険東川町立診療所
	愛別町	国民健康保険愛別町立別診療所
	幌加内町	幌加内町立幌加内診療所 幌加内町立政和診療所
過疎地域等特定診療所	幌加内町	町立幌加内歯科診療所

*へき地医療に係る医療機関名簿は、第6章別表により随時更新

7 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割

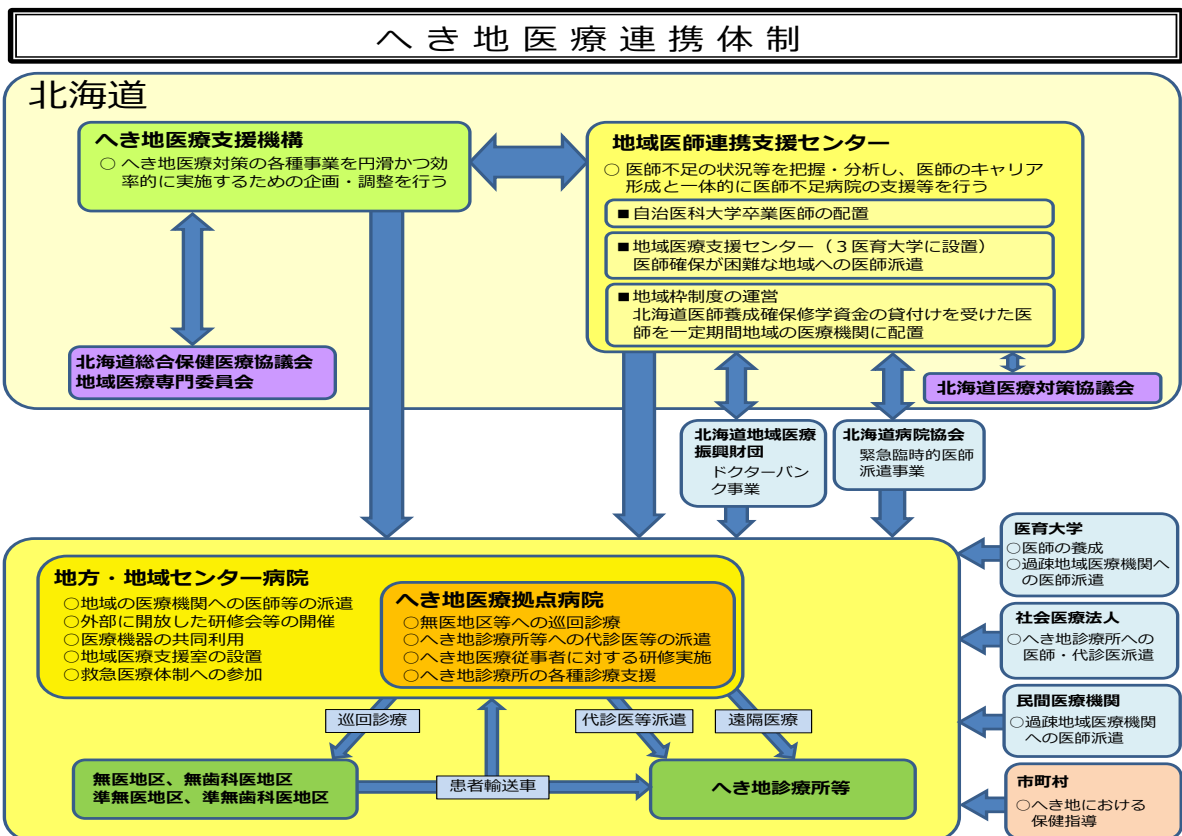
歯科医師の確保が困難な、へき地における歯科保健医療サービスの確保に努めます。

8 薬局の役割

無薬局町における医薬品や医療・衛生材料等の提供体制を確保するため、近隣市町の薬局による在宅医療などの提供に努めます。

9 訪問看護事業所の役割

医療資源に限られるへき地において、地域の特性や生活状況を踏まえた適切なケアが提供されるよう努めます。



6 医療機関等の具体的名称

【へき地診療所・過疎地域等特定診療所】

令和3年8月現在

	町名	診療所名
へき地診療所	東神楽町	東神楽町国民健康保険診療所
	東川町	国民健康保険東川町立診療所
	愛別町	国民健康保険愛別町立別診療所
	幌加内町	幌加内町立幌加内診療所 幌加内町立政和診療所
過疎地域等特定診療所	幌加内町	町立幌加内歯科診療所

*へき地医療に係る医療機関名簿は、第6章別表により随時更新

7 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割

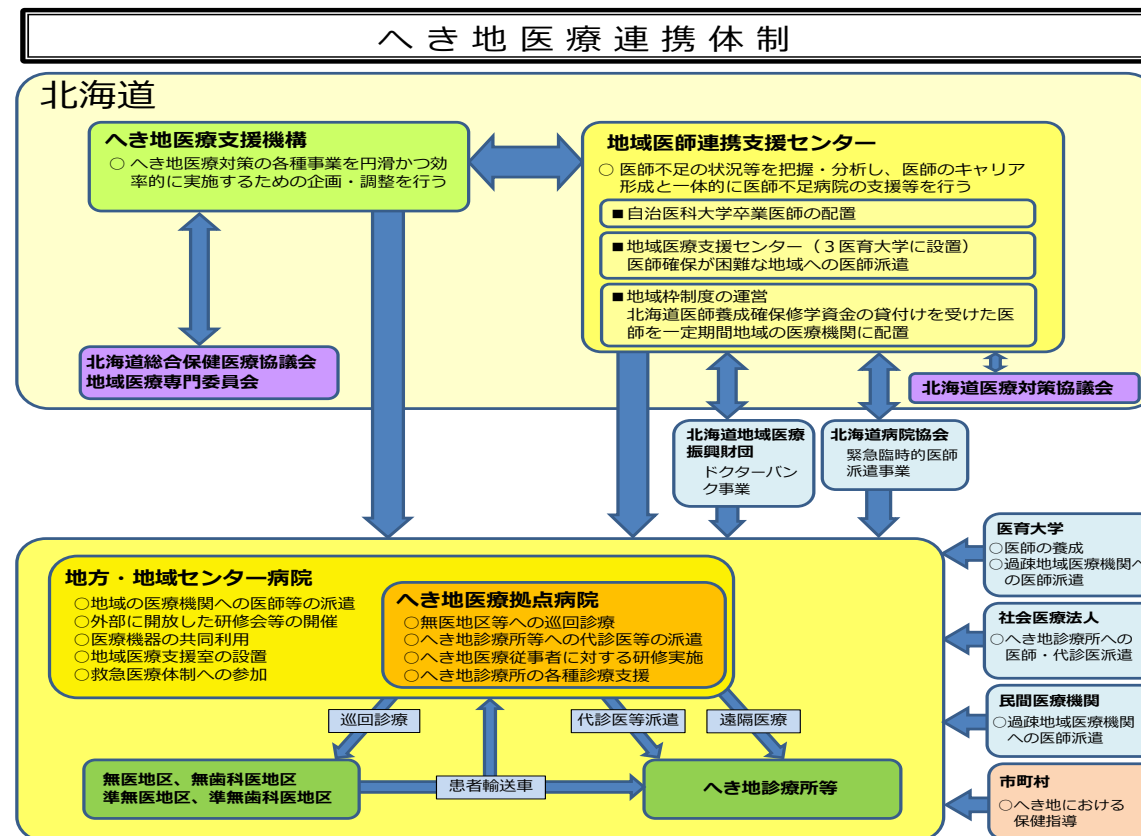
歯科医師の確保が困難な、へき地における歯科保健医療サービスの確保に努めます。

8 薬局の役割

無薬局町における医薬品や医療・衛生材料等の提供体制を確保するため、近隣市町の薬局による在宅医療などの提供に努めます。

9 訪問看護ステーションの役割

医療資源に限られるへき地において、地域の特性や生活状況を踏まえた適切なケアが提供されるよう努めます。



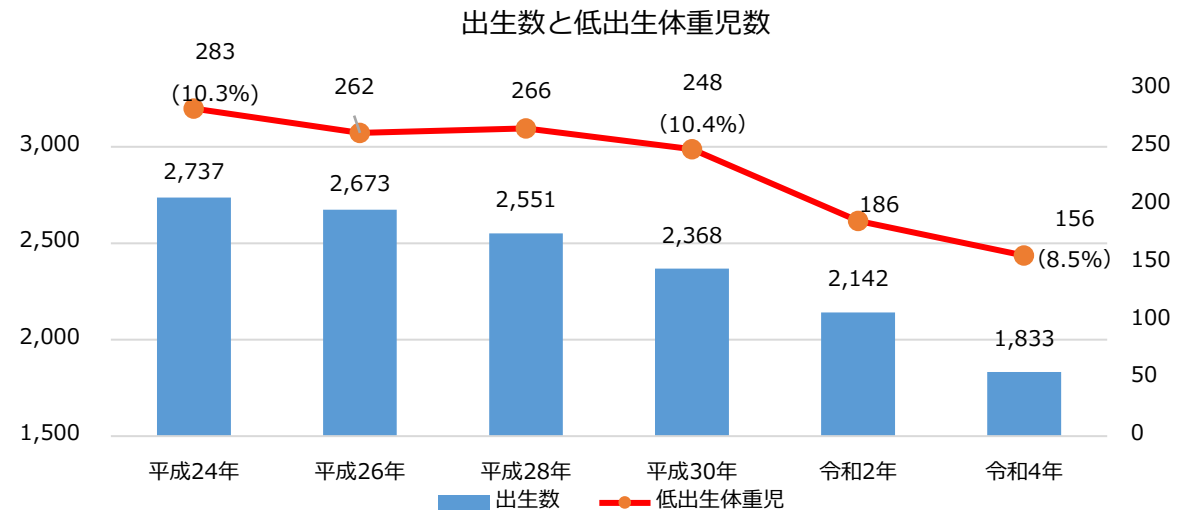
○時点修正

○北海道医療計画の改正に合わせ文言修正

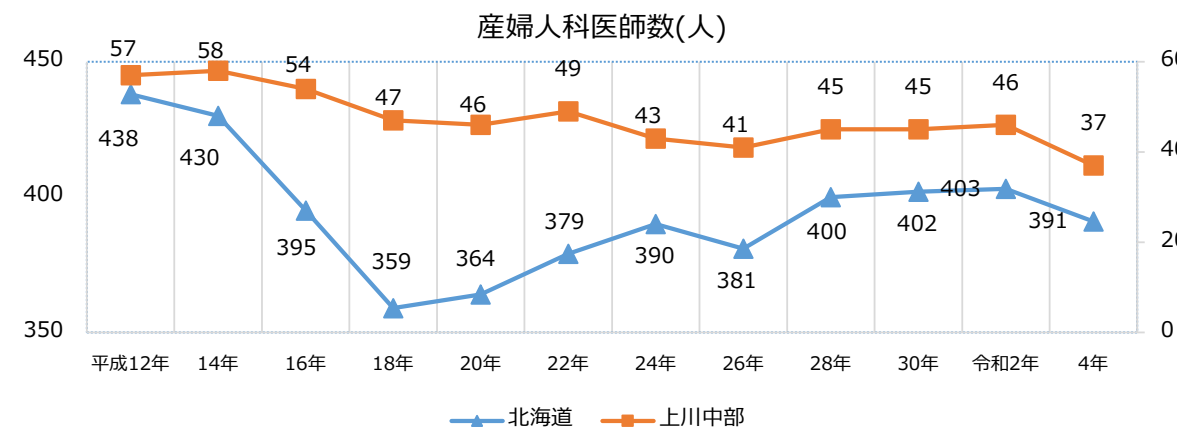
第10節 周産期医療体制

1 現状

- 上川中部圏域の出生数は、平成24年には2,737人でしたが、令和4年には1,833人となり、**33.0%の減少**となっています。
- 低出生体重児（2,500グラム未満）の出生割合は、平成24年に10.3%、平成30年に10.4%と横ばい**となっていましたが、令和4年は8.5%**となっています。



- 上川中部圏域における産婦人科（産科）医師数は、平成12年の57人から平成20年には46人と減少し、その後は横ばい**となっていましたが、令和4年には37人に減少**しています。



- 上川中部圏域で分娩を行っている医療機関は、**令和5年4月時点での調査では6医療機関**（全て旭川市に所在）あり、夜間等産科救急患者の受入を、**J A北海道厚生連旭川厚生病院、旭川医科大学病院、市立旭川病院で輪番体制を取り、当日の一次当番医療機関からのオンコール体制と合わせて実施しております。**安心して身近なところで出産できるという意味では、他圏域と比べて妊産婦の負担も少ない圏域といえます。

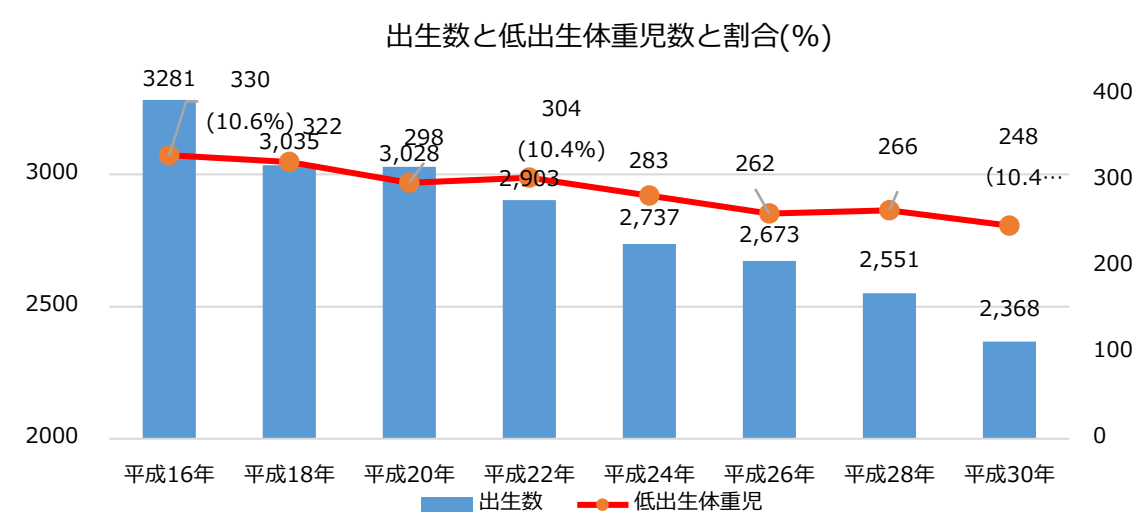
- 道は、平成23年に「北海道周産期医療体制整備計画」（以下「整備計画」という。）を策定し、第三次医療圏ごとに総合周産期母子医療センター（以下「総合周産期センター」という。）を6か所、第二次医療圏に地域周産期母子医療センター（以下「地域周産期センター」という。）を30か所認定し、整備計画を推進してきたところです。

また、上川中部圏域では、J A北海道厚生連旭川厚生病院が総合周産期センターとして、旭川赤十字病院及び旭川医科大学病院が地域周産期センターとして認定されています。

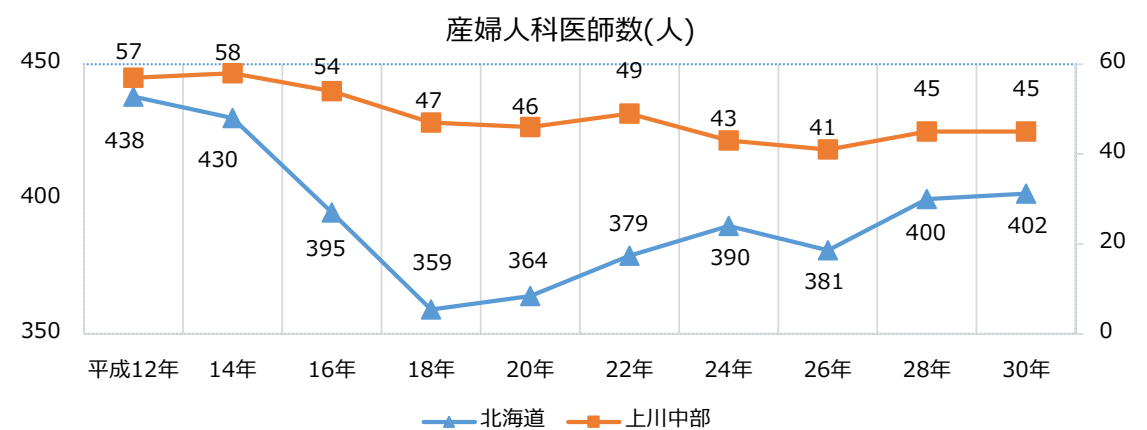
第9節 周産期医療体制

1 現状

- 上川中部圏域の出生数は、平成16年には3,281人でしたが、平成30年には2,368人となり、**27.8%の減少**となっています。
- 低出生体重児（2,500グラム未満）の出生割合は、平成16年に10.6%、平成22年に10.4%と横ばい**であり、平成30年は10.4%**となっています。



- 上川中部圏域における産婦人科（産科）医師数は、平成12年の57人から平成18年には47人と17.5%減少し、その後は横ばい状態となっています。



- 上川中部圏域で分娩を行っている医療機関は、**平成31年4月時点での調査では9医療機関**（全て旭川市に所在）あり、夜間等産科救急患者の受入を、**当日の一次当番医療機関からのオンコール体制として実施しております。**安心して身近なところで出産できるという意味では、他圏域と比べて妊産婦の負担も少ない圏域といえます。

- 道は、平成23年に「北海道周産期医療体制整備計画」（以下「整備計画」という。）を策定し、第三次医療圏ごとに総合周産期母子医療センター（以下「総合周産期センター」という。）を6か所、第二次医療圏に地域周産期母子医療センター（以下「地域周産期センター」という。）を30か所認定し、整備計画を推進してきたところです。

また、上川中部圏域では、J A北海道厚生連旭川厚生病院が総合周産期センターとして、旭川赤十字病院及び旭川医科大学病院が地域周産期センターとして認定されています。

○時点修正

○時点修正
○文言修正

【周産期センターの整備状況】 令和5年4月現在

区分	主な機能	現状と課題
総合周産期センター	母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の提供	・第三次医療圏ごとに原則1か所 ・認定した6か所のうち、国の要件を満たす「指定」*1は4か所
地域周産期センター	周産期に係る比較的高度な医療の提供	・第二次医療圏に30箇所認定 (うち分娩休止：4か所)

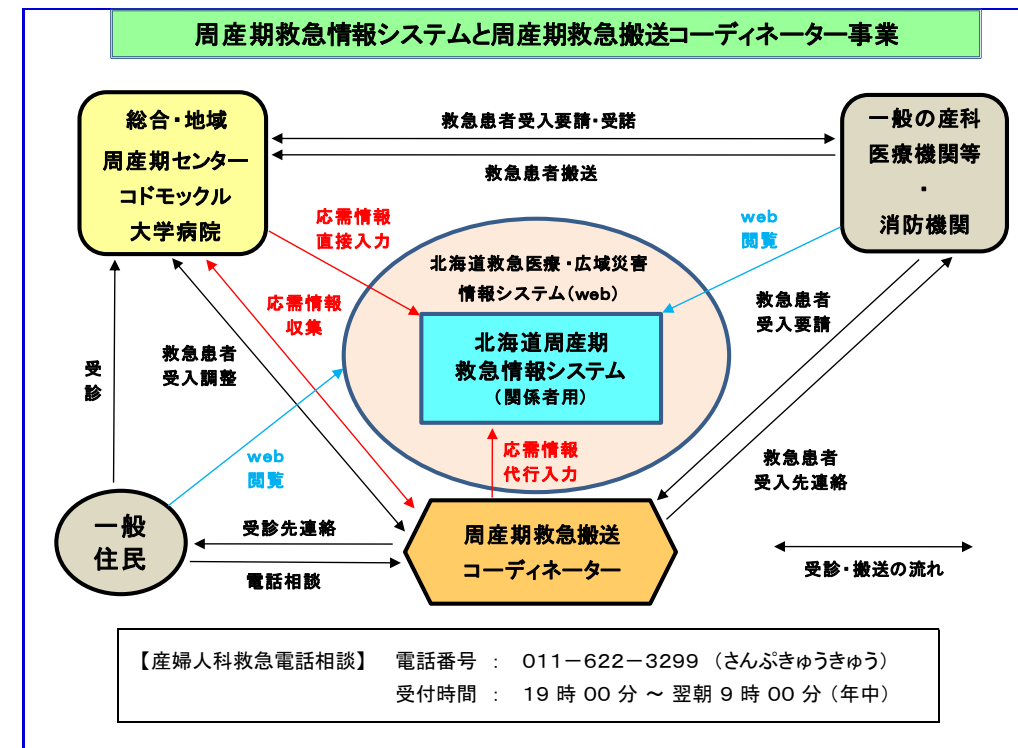
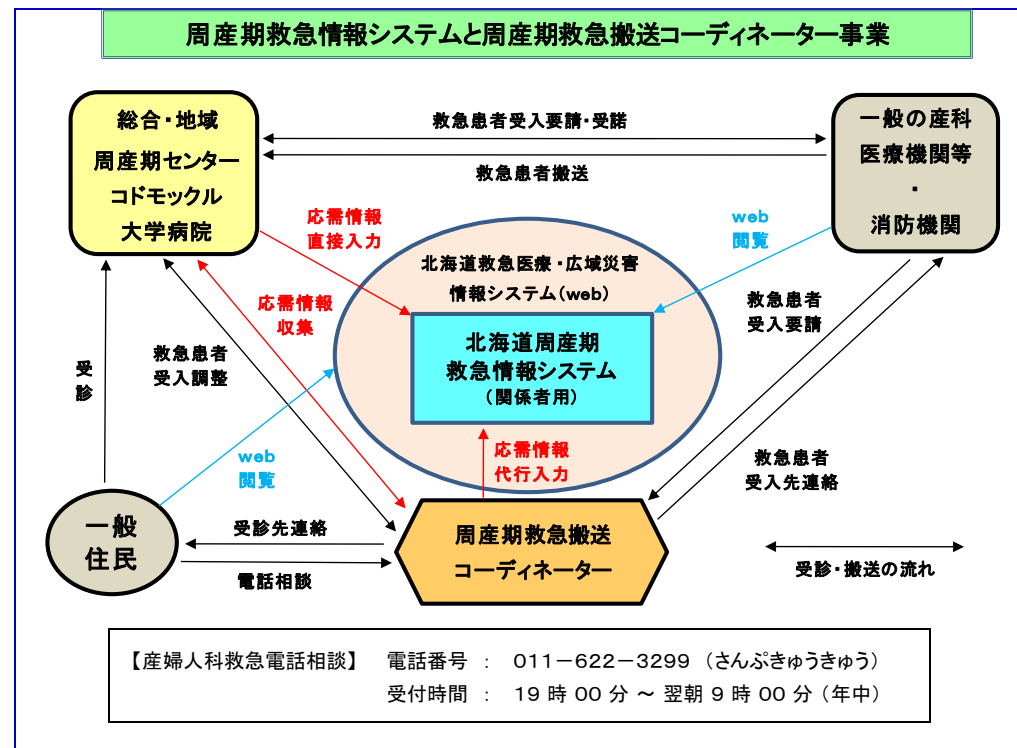
【周産期センターの整備状況】 平成31年4月現在

区分	主な機能	現状と課題
総合周産期センター	母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の提供	・第三次医療圏ごとに原則1か所 ・認定した6か所のうち、国の要件を満たす「指定」*1は4か所
地域周産期センター	周産期に係る比較的高度な医療の提供	・第二次医療圏に30箇所認定 (うち分娩休止：2か所)

○時点修正

- 道では、平成13年から北海道周産期救急情報システムにより、総合周産期センターなどにおける妊産婦や新生児の受入情報を各医療機関や消防機関等へ提供しています。
- 平成21年度から開始した周産期救急搬送コーディネーター事業では、北海道周産期救急情報システムの日々の情報更新、患者を搬送する際の医療機関、消防機関との連絡調整、妊産婦等からの病状や受診医療機関などについての電話相談を行っています。

- 道では、平成13年から北海道周産期救急情報システムにより、総合周産期センターなどにおける妊産婦や新生児の受入情報を各医療機関や消防機関等へ提供しています。
- 平成21年度から開始した周産期救急搬送コーディネーター事業では、北海道周産期救急情報システムの日々の情報更新、患者を搬送する際の医療機関、消防機関との連絡調整、妊産婦等からの病状や受診医療機関などについての電話相談を行っています。



2 課題

（総合周産期センター及び地域周産期センターにおける産婦人科医師の確保等）

認定を受けている総合周産期センターの指定を目指すとともに、これらのセンターへの産婦人科医師の優先的かつ重点的な確保が必要です。

（周産期医療従事者に対する研修機能の充実）

総合周産期センターは、それぞれの圏域において周産期医療従事者に対し研修会を開催するとともに、現場の医療従事者のニーズを把握しながら、研修内容の充実を図ることが必要です。

2 課題

（総合周産期センター及び地域周産期センターにおける産婦人科医師の確保等）

認定を受けている総合周産期センターの指定を目指すとともに、これらのセンターへの産婦人科医師の優先的かつ重点的な確保が必要です。

（周産期医療従事者に対する研修機能の充実）

総合周産期センターは、それぞれの圏域において周産期医療従事者に対し研修会を開催するとともに、現場の医療従事者のニーズを把握しながら、研修内容の充実を図ることが必要です。

改正案（令和6年度～令和11年度）	現行計画（平成30年度～平成35年度）中間見直し	見直しの考え方
<p>（総合周産期センター等のNICU等に長期入院している児童の療養・療育環境の充実） 新生児集中治療管理室（以下「NICU」という。）等に長期入院している児童が病状などに応じた望ましい環境で療養・療育されるよう、保健・医療・福祉サービスが相互に連携した支援体制の充実が必要です。</p> <p>3 必要な医療機能 周産期医療体制の構築に当たっては、総合及び地域周産期センターを中心として三育大学の協力を得ながら、医療機関間の連携、第三次医療圏間の連携（広域搬送・相互支援体制の構築等、圏域を越えた母体及び新生児の搬送及び受入が円滑に行われるための措置）等を推進するとともに、これまでのハイリスク分娩などに対する取組以外にも、正常分娩等に対する安全な医療を提供するための体制の確保や周産期医療関連施設を退院した障がい児等が生活の場で療養・療育できる体制の確保が必要です。</p> <p>（正常分娩等に対し安全な医療を提供するための、周産期医療関連施設間の連携） 正常分娩（リスクの低い帝王切開術を含む。）や妊婦健診等の分娩前後の診療を安全に実施できる体制の構築が必要です。 ハイリスク分娩や急変時には地域周産期センター等へ迅速に搬送が可能な体制の構築が必要です。 <u>妊産婦のメンタルケアや社会的ハイリスク妊産婦（特定妊婦等の妊娠中から家庭環境におけるハイリスク要因を有する妊婦）への対応が必要です。</u></p> <p>（周産期の救急対応が24時間可能な体制） 総合周産期センター、地域周産期センターを中心とした周産期医療体制による、24時間対応可能な周産期の救急体制の確保が必要です。</p> <p>（新生児医療の提供が可能な体制） 新生児搬送やNICU、NICUに併設された回復期治療室（以下「GCU」という。）及びNICU等の後方病室確保を含めた新生児医療の提供が可能な体制の構築が必要です。</p> <p>（NICUに入室している新生児の療養・療育支援が可能な体制） 周産期医療関連施設を退院した障がい児等が生活の場で療養・療育できるよう、医療、保健及び福祉サービスが相互に連携した支援体制の構築が必要です。</p> <p>（周産期における災害対策） 災害時に周産期に係る適切な医療や物資が提供され、また、被災地からの搬送受入れや診療に係る医療従事者の支援が適切に行われる体制の構築が必要です。 周産期センターにおいては、被災後、早期に診療機能を回復できるよう、必要な物資の確保等、平時からの備えを行っておくことが必要です。</p> <p>（周産期医療における新興感染症の発生・まん延への対策） <u>新興感染症が発生した際に、速やかに外来診療、入院、自宅療養者等への医療等が提供できるような体制の構築が必要です。</u></p>	<p>（総合周産期センター等のNICU等に長期入院している児童の療養・療育環境の充実） 新生児集中治療管理室（以下「NICU」という。）等に長期入院している児童が病状などに応じた望ましい環境で療養・療育されるよう、保健・医療・福祉サービスが相互に連携した支援体制の充実が必要です。</p> <p>3 必要な医療機能 周産期医療体制の構築に当たっては、総合及び地域周産期センターを中心として三育大学の協力を得ながら、医療機関間の連携、第三次医療圏間の連携（広域搬送・相互支援体制の構築等、圏域を越えた母体及び新生児の搬送及び受入が円滑に行われるための措置）等を推進するとともに、これまでのハイリスク分娩などに対する取組以外にも、正常分娩等に対する安全な医療を提供するための体制の確保や周産期医療関連施設を退院した障がい児等が生活の場で療養・療育できる体制の確保が必要です。</p> <p>（正常分娩等に対し安全な医療を提供するための、周産期医療関連施設間の連携） ○ 正常分娩（リスクの低い帝王切開術を含む。）や妊婦健診等の分娩前後の診療を安全に実施できる体制の構築が必要です。 ○ ハイリスク分娩や急変時には地域周産期センター等へ迅速に搬送が可能な体制の構築が必要です。</p> <p>（周産期の救急対応が24時間可能な体制） 総合周産期センター、地域周産期センターを中心とした周産期医療体制による、24時間対応可能な周産期の救急体制の確保が必要です。</p> <p>（新生児医療の提供が可能な体制） 新生児搬送やNICU、NICUに併設された回復期治療室（以下「GCU」という。）及びNICU等の後方病室確保を含めた新生児医療の提供が可能な体制の構築が必要です。</p> <p>（NICUに入室している新生児の療養・療育支援が可能な体制） 周産期医療関連施設を退院した障がい児等が生活の場で療養・療育できるよう、医療、保健及び福祉サービスが相互に連携した支援体制の構築が必要です。</p> <p>（周産期における災害対策） 災害時に周産期に係る適切な医療や物資が提供され、また、被災地からの搬送受入れや診療に係る医療従事者の支援が適切に行われる体制の構築が必要です。 周産期センターにおいては、被災後、早期に診療機能を回復できるよう、必要な物資の確保等、平時からの備えを行っておくことが必要です。</p>	<p>○北海道医療計画の改正に合わせ文言追加</p> <p>○北海道医療計画の改正に合わせ文言追加</p>

4 数値目標等

指標区分	指標名(単位)	現状値	目 標	現状値の出典 (年次)	
体制整備	分娩を取り扱う医療機関数 (か所)	6	現状維持	北海道保健福祉部調査 (令和5年4月)	
	産科・産婦人科を標ぼうする病院、診療所の助産師外来開設割合 (%)	23.1	現状維持	北海道保健福祉部調査 (令和5年4月)	
	総合周産期母子医療センター (指定) の整備医療機関数	0 (認定1)	現状維持	北海道指定 (令和5年4月)	
	地域周産期母子医療センター整備医療機関数	2	現状維持	北海道認定 (令和5年4月)	
安全に出産できる体制	新生児死亡率 (千対)	旭川市	0.5	現状より減少	北海道保健統計年報 (令和3年)
		上川保健所管内	3.9	現状より減少	北海道保健統計年報 (令和3年)
	周産期死亡率 (千対)	旭川市	3.8	現状より減少	北海道保健統計年報 (令和3年)
		上川保健所管内	3.9	現状より減少	北海道保健統計年報 (令和3年)

5 数値目標等を達成するために必要な施策

(総合周産期センター及び地域周産期センター等の整備)

- 周産期医療に関する最先端の知識・技術が集積している三医大との連携を強め、これらの大学から医師の優先的かつ重点的な派遣を受けながら、地域の医療資源を最大限活用し、総合周産期センター等で周産期医療の提供に努めます。
- 第三次医療圏内において、ハイリスク児やハイリスク分娩などに対応できるよう、総合周産期センターに優先的かつ重点的に産婦人科医師を確保することなどにより、機能の維持強化を図るとともに、認定を受けている1か所の総合周産期センター については、センターの意向も確認しながら、指定を目指します。
- 第二次医療圏内において、24時間体制で周産期救急医療に対応する地域周産期センターの中でハイリスク分娩等に対応する地域周産期センターに対し、産婦人科医師の複数配置などを行い、産婦人科医師の優先的かつ重点的確保を図ります。

(搬送体制等の整備)

北海道周産期救急情報システムや周産期救急搬送コーディネーター等を活用し、妊産婦や新生児のスムーズな周産期センターへの救急搬送体制の確保に取り組みます。

(周産期医療従事者に対する研修機能の整備)

総合周産期センターにおいて、第三次医療圏内の産科医療機関の医師及び看護師などの医療従事者を対象とした研修会を開催し、圏域内の医療機関の連携体制の構築や医療技術の向上に努めます。

(妊産婦の多様なニーズに対応する取組)

身近なところに産科医療機関がない地域における妊産婦や産婦人科医師の負担軽減につながることから、産科及び産婦人科以外の診療科を含めた医療機関や関係団体と連携しながら、助産師外来*¹や院内助産所の開設等を促進します。

4 数値目標等

指標区分	指標名(単位)	現状値		目標 (R5)	現状値の出典 (策定時・見直し時の年次)	
		計画策定時	中間見直し時			
体制整備	分娩を取り扱う医療機関数 (か所)	10	9	現状より増加	北海道保健福祉部調査 (平成30年・令和2年)	
	産科・産婦人科を標ぼうする病院、診療所の助産師外来開設割合 (%)	23.5	25.0	現状より増加	北海道保健福祉部調査 (平成29年・平成31年)	
	総合周産期母子医療センター (指定) の整備医療機関数	0 (認定1)	0 (認定1)	1	北海道指定 (平成29年・平成31年)	
	地域周産期母子医療センター整備医療機関数	2	2	現状維持	北海道認定 (平成29年・平成31年)	
安全に出産できる体制	新生児死亡率 (千対)	旭川市	0.4	0.9	現状維持	北海道保健統計年報 (平成26年・平成29年)
		上川保健所管内	0.0	0.0	現状維持	北海道保健統計年報 (平成26年・平成29年)
	周産期死亡率 (千対)	旭川市	3.4	4.5	現状より減少	北海道保健統計年報 (平成26年・平成29年)
		上川保健所管内	3.7	0.0	現状より減少	北海道保健統計年報 (平成26年・平成29年)

* 目標における「現状」は、計画策定時の数値を基本とする。

5 数値目標等を達成するために必要な施策

(総合周産期センター及び地域周産期センター等の整備)

- 周産期医療に関する最先端の知識・技術が集積している三医大との連携を強め、これらの大学から医師の優先的かつ重点的な派遣を受けながら、地域の医療資源を最大限活用し、総合周産期センター等で周産期医療の提供に努めます。
- 第三次医療圏内において、ハイリスク児やハイリスク分娩などに対応できるよう、総合周産期センターに優先的かつ重点的に産婦人科医師を確保することなどにより、機能の維持強化を図るとともに、認定を受けている1か所の総合周産期センター の 指定を目指します。
- 第二次医療圏内において、24時間体制で周産期救急医療に対応する地域周産期センターの中でハイリスク分娩等に対応する地域周産期センターに対し、産婦人科医師の複数配置などを行い、産婦人科医師の優先的かつ重点的確保を図ります。

(搬送体制等の整備)

北海道周産期救急情報システムや周産期救急搬送コーディネーター等を活用し、妊産婦や新生児のスムーズな周産期センターへの救急搬送体制の確保に取り組みます。

(周産期医療従事者に対する研修機能の整備)

総合周産期センターにおいて、第三次医療圏内の産科医療機関の医師及び看護師などの医療従事者を対象とした研修会を開催し、圏域内の医療機関の連携体制の構築や医療技術の向上に努めます。

(妊産婦の多様なニーズに対応する取組)

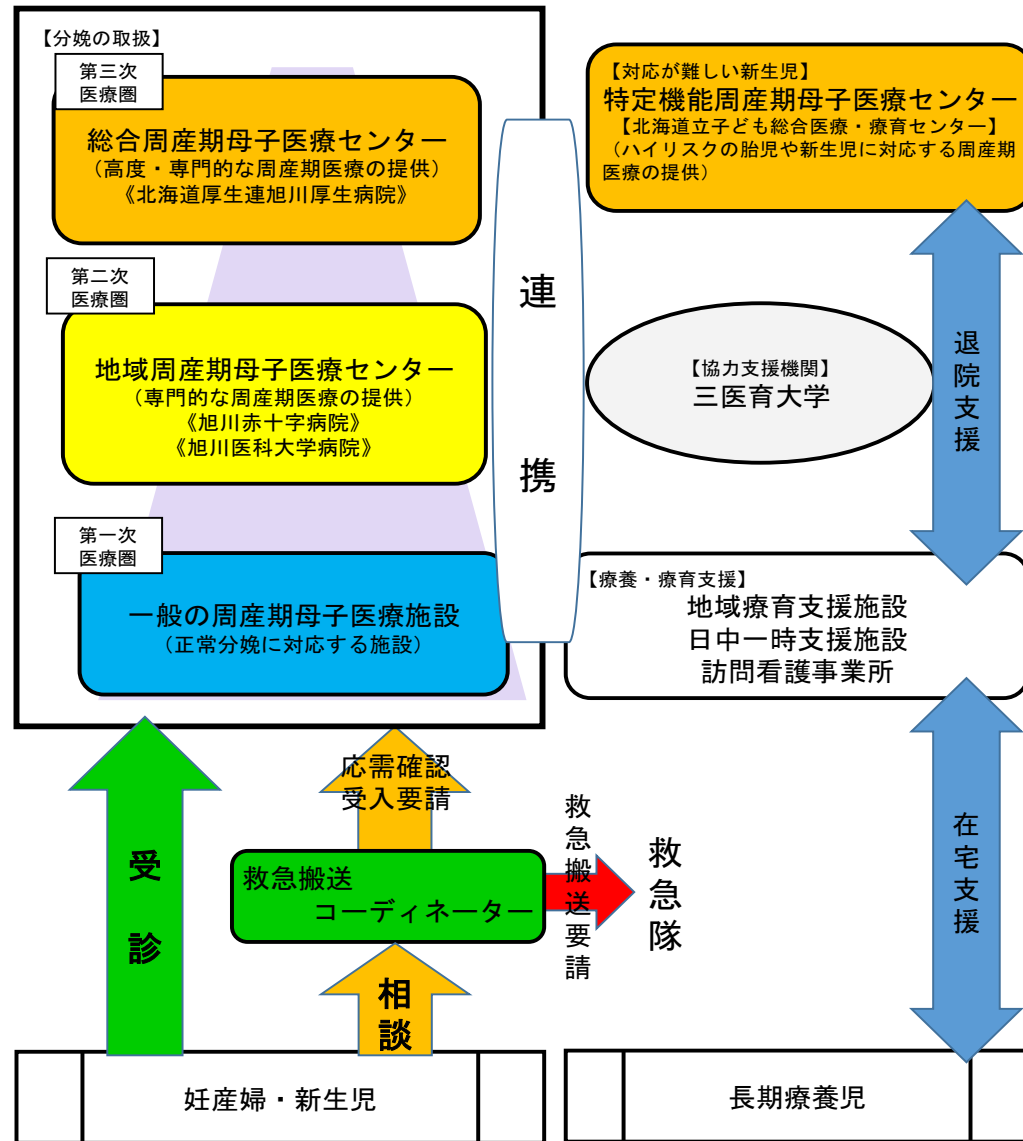
身近なところに産科医療機関がない地域における妊産婦や産婦人科医師の負担軽減につながることから、産科及び産婦人科以外の診療科を含めた医療機関や関係団体と連携しながら、助産師外来*¹や院内助産所の開設等を促進します。

○時点修正

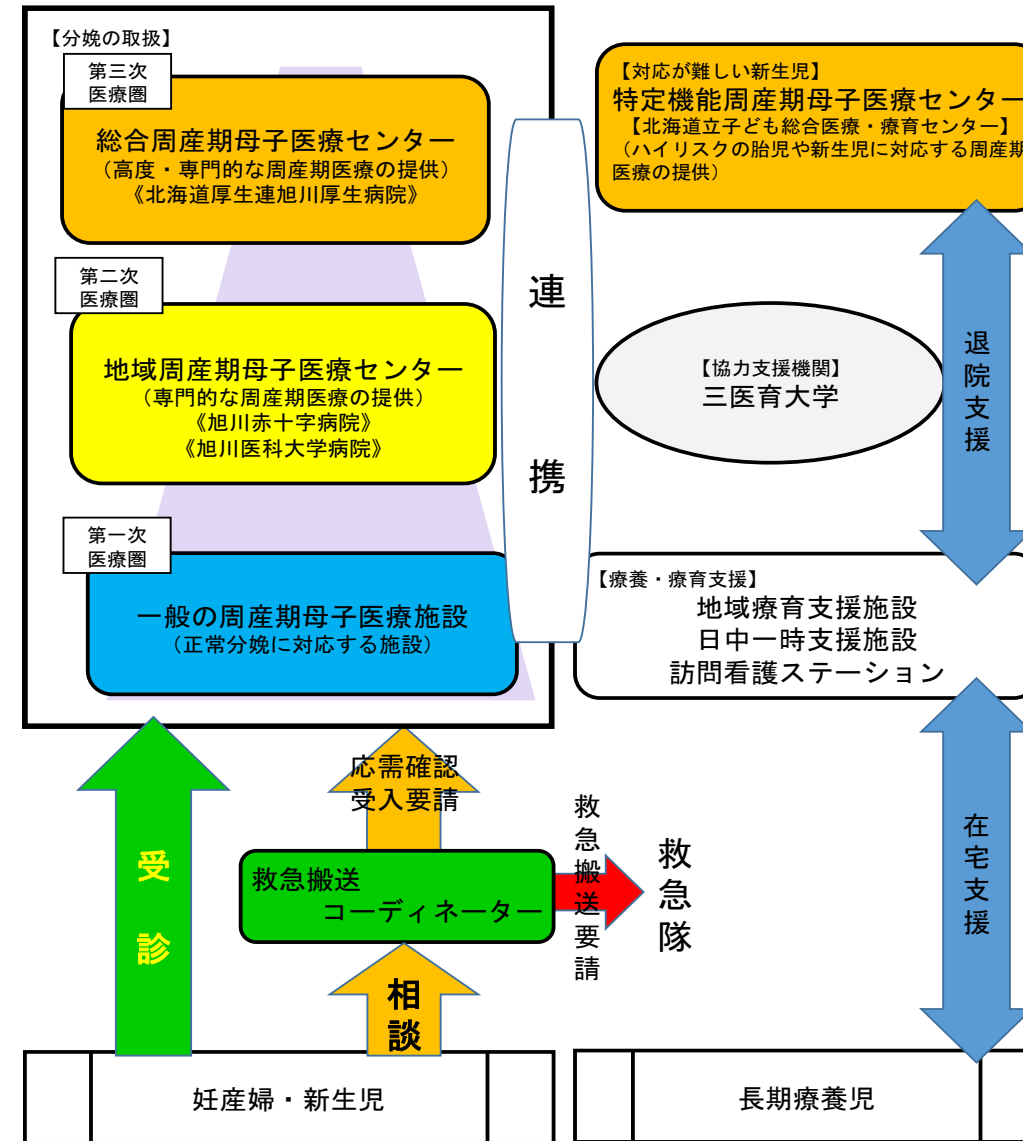
○文言修正

改正案（令和6年度～令和11年度）	現行計画（平成30年度～平成35年度）中間見直し	見直しの考え方																						
<p>（NICU等に長期入院している児童への支援） NICU等に長期入院している児童の退院を促進し、NICU等の満床状態を解消するための地域療育支援施設運営事業や在宅への移行促進・保護者等のレスパイトのための日中一時支援事業などに取り組みます。</p> <p>（周産期における災害対策） 災害時に周産期に係る適切な医療や物資が提供されるよう、災害拠点病院や周産期母子医療センター等の連携体制の確保を進めるなど、災害時における周産期医療体制の構築に努めます。</p> <p>（周産期医療における新興感染症の発生・まん延への対策） <u>新興感染症が発生した際に、速やかに入院、外来診療、自宅療養者等への医療等が提供できるよう、関係者や関係機関と協議の上、医療措置協定を締結するなど、平時から計画的な準備に努めます。また、主に当該感染症に対応する医療機関等と当該感染症以外に対応する医療機関等の役割分担が図られるよう調整に努めます。</u></p> <p>6 医療機関等の具体的名称 【周産期母子医療センター（上川中部圏域）】 令和5年4月現在</p> <table border="1" data-bbox="192 819 1151 976"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>医療機関名</th> <th>認定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合周産期母子医療センター</td> <td>J A北海道厚生連旭川厚生病院</td> <td>平成13年10月1日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域周産期母子医療センター</td> <td>旭川赤十字病院</td> <td>平成13年10月1日</td> </tr> <tr> <td>旭川医科大学病院</td> <td>平成23年3月30日</td> </tr> </tbody> </table> <p>*周産期医療に係る医療機関名簿は、第6章別表により随時更新</p> <p>7 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割 妊娠は、ホルモン等の内分泌機能の生理的変化により、歯周病のリスクを高めることから、市町等と連携し、妊産婦に対して歯・口腔の健康づくりに関する正しい知識や定期的に歯科医療機関を受診することの必要性を啓発するための機会の確保に努めます。 また、妊婦が歯科医療機関を受診した際は、妊娠週数に配慮し、適切な歯科医療の提供に努めます。</p> <p>8 薬局の役割 妊婦等が医薬品を適切かつ安全に使用できるよう、薬局において、薬学的管理（薬剤服用歴の管理、服薬状況や副作用の把握等）を行うとともに、妊婦等への適切な服薬指導などに努めます。</p> <p>9 訪問看護事業所の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 周産期医療関連施設を退院した障がい児等が在宅で療養・療育できるよう医療機関などと連携し支援を行います。 ○ 心身の疾病や障がいのある妊婦が不安なく妊娠期の生活や分娩ができるよう、医療機関や市町等地域関係者と連携し支援を行います。 	区分	医療機関名	認定年月日	総合周産期母子医療センター	J A北海道厚生連旭川厚生病院	平成13年10月1日	地域周産期母子医療センター	旭川赤十字病院	平成13年10月1日	旭川医科大学病院	平成23年3月30日	<p>（NICU等に長期入院している児童への支援） NICU等に長期入院している児童の退院を促進し、NICU等の満床状態を解消するための地域療育支援施設運営事業や在宅への移行促進・保護者等のレスパイトのための日中一時支援事業などに取り組みます。</p> <p>（周産期における災害対策） 災害時に周産期に係る適切な医療や物資が提供されるよう、災害拠点病院や周産期母子医療センター等の連携体制の確保を進めるなど、災害時における周産期医療体制の構築に努めます。</p> <p>6 医療機関等の具体的名称 【周産期母子医療センター（上川中部圏域）】 平成31年4月現在</p> <table border="1" data-bbox="1409 819 2368 976"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>医療機関名</th> <th>認定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合周産期母子医療センター</td> <td>J A北海道厚生連旭川厚生病院</td> <td>平成13年10月1日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域周産期母子医療センター</td> <td>旭川赤十字病院</td> <td>平成13年10月1日</td> </tr> <tr> <td>旭川医科大学病院</td> <td>平成23年3月30日</td> </tr> </tbody> </table> <p>*周産期医療に係る医療機関名簿は、第6章別表により随時更新</p> <p>7 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割 妊娠は、ホルモン等の内分泌機能の生理的変化により、歯周病のリスクを高めることから、市町等と連携し、妊産婦に対して歯・口腔の健康づくりに関する正しい知識や定期的に歯科医療機関を受診することの必要性を啓発するための機会の確保に努めます。 また、妊婦が歯科医療機関を受診した際は、妊娠週数に配慮し、適切な歯科医療の提供に努めます。</p> <p>8 薬局の役割 妊婦等が医薬品を適切かつ安全に使用できるよう、薬局において、薬学的管理（薬剤服用歴の管理、服薬状況や副作用の把握等）を行うとともに、妊婦等への適切な服薬指導などに努めます。</p> <p>9 訪問看護ステーションの役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 周産期医療関連施設を退院した障がい児等が在宅で療養・療育できるよう医療機関などと連携し支援を行います。 ○ 心身の疾病や障がいのある妊婦が不安なく妊娠期の生活や分娩ができるよう、医療機関や市町等地域関係者と連携し支援を行います。 	区分	医療機関名	認定年月日	総合周産期母子医療センター	J A北海道厚生連旭川厚生病院	平成13年10月1日	地域周産期母子医療センター	旭川赤十字病院	平成13年10月1日	旭川医科大学病院	平成23年3月30日	<p>○北海道医療計画の改正に合わせ文言追加</p> <p>○時点修正</p> <p>○北海道医療計画の改正に合わせ文言修正</p>
区分	医療機関名	認定年月日																						
総合周産期母子医療センター	J A北海道厚生連旭川厚生病院	平成13年10月1日																						
地域周産期母子医療センター	旭川赤十字病院	平成13年10月1日																						
	旭川医科大学病院	平成23年3月30日																						
区分	医療機関名	認定年月日																						
総合周産期母子医療センター	J A北海道厚生連旭川厚生病院	平成13年10月1日																						
地域周産期母子医療センター	旭川赤十字病院	平成13年10月1日																						
	旭川医科大学病院	平成23年3月30日																						

周産期医療連携体制



周産期医療連携体制



第11節 小児医療体制（小児救急医療を含む）

1 現状

（小児人口及び医療機関・医師等の状況）

- 上川中部圏域の小児人口（15歳未満）は、**令和4年**1月時点で**40,021**人であり、平成18年3月時点51,994人に比べて**23.0%**減少しています。^{*1}
- **令和5年**4月1日時点で、圏域内で小児科を標ぼうする病院の数は11か所、小児科を標ぼうする診療所の数は**46**か所あり、そのうち病院の90.9%、診療所の**71.7%**が旭川市に所在しています。^{*2}
- また、小児歯科を標ぼうする歯科診療所については**111**か所のうち、**107**か所（**96.4%**）が旭川市に集中しています。^{*2}
- 上川中部圏域の小児医療を行う医師数は減少の傾向にあります。また、小児科を専門とする医師の数は**横ばい**ですが、その多くは旭川市に集中しており、地域偏在が生じています。
- **令和4年**の小児人口1万人当たりの小児医療を行う医師数は**24.5**人となっており、全道の**16.3**人より多い状況にあります。また、小児科を専門とする医師の数は**20.2**人となっており、**同様に全道より高い状況**にあります。^{*3}

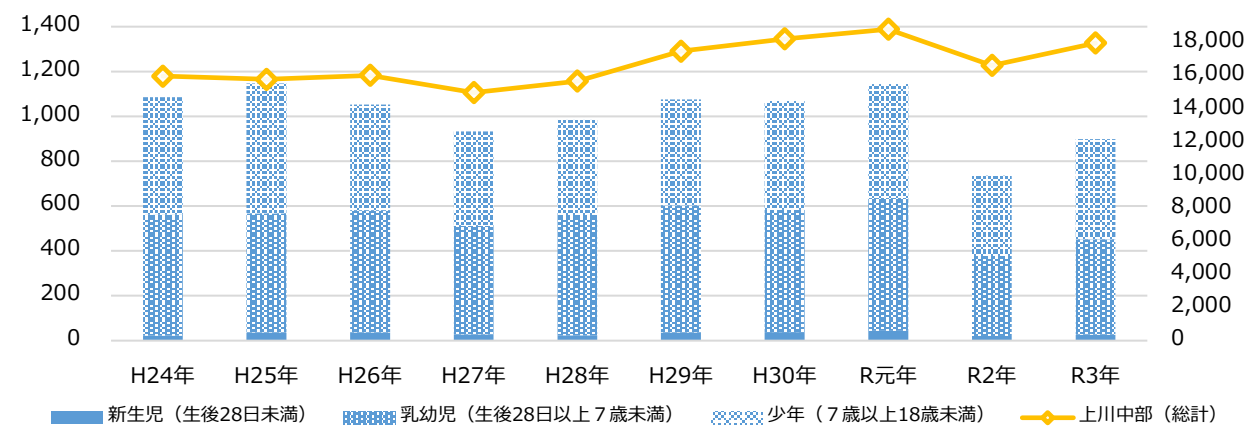
【小児科医師数の推移】（上川中部圏域）

区分	H22	H24	H26	H28	H30	R2	R4
医師総数（医療施設従事者）	1,259	1,252	1,260	1,316	1,341	1,342	1,320
小児科医療を行う医師数	122	121	106	102	101	93	98
小児人口1万人当たり （全道値）	24.7 (15.5)	25.0 (15.8)	22.3 (16.1)	22.2 (15.3)	22.9 (15.5)	22.6 (16.3)	24.5 (16.3)
小児科を専門とする医師	76	77	81	81	75	78	81
小児人口1万人当たり （全道値）	15.4 (9.4)	15.9 (9.9)	17.6 (10.3)	17.6 (10.7)	17.0 (10.9)	19.0 (11.6)	20.2 (12.2)

*厚生労働省：医師・歯科医師・薬剤師統計（調査）（各年12月末現在）／総務省：住民基本台帳年齢階級別人口（各年1月1日現在）

（小児救急の状況）

- **上川中部圏域**における18歳未満の救急搬送数については、小児人口減少の影響もあって、平成**24年**の**1,085**人から**令和3年**の**899**人と減少傾向（**17.1%**減）にあります。^{*4}



第10節 小児医療体制（小児救急医療を含む）

1 現状

（小児人口及び医療機関・医師等の状況）

- 上川中部圏域の小児人口（15歳未満）は、**平成30年**1月時点で**44,111**人であり、平成18年3月時点51,994人に比べて**15.1%**減少しています。^{*1}
- **令和2年**4月1日時点で、圏域内で小児科を標ぼうする病院の数は11か所、小児科を標ぼうする診療所の数は**51**か所あり、そのうち病院の90.9%、診療所の**74.5%**が旭川市に所在しています。^{*2}
- また、小児歯科を標ぼうする歯科診療所については**114**か所のうち、**100**か所（**87.7%**）が旭川市に集中しています。^{*2}
- 上川中部圏域の小児医療を行う医師数は若干減少の傾向にあります。また、小児科を専門とする医師の数は**若干増加の傾向**にありますが、その多くは旭川市に集中しており、地域偏在が生じています。
- **平成30年**の小児人口1万人当たりの小児医療を行う医師数は**22.8**人となっており、全道の**15.5**人より多い状況にあります。また、小児科を専門とする医師の数は**17.0**人となっており、**同様に全道より高い状況**にあります。^{*3}

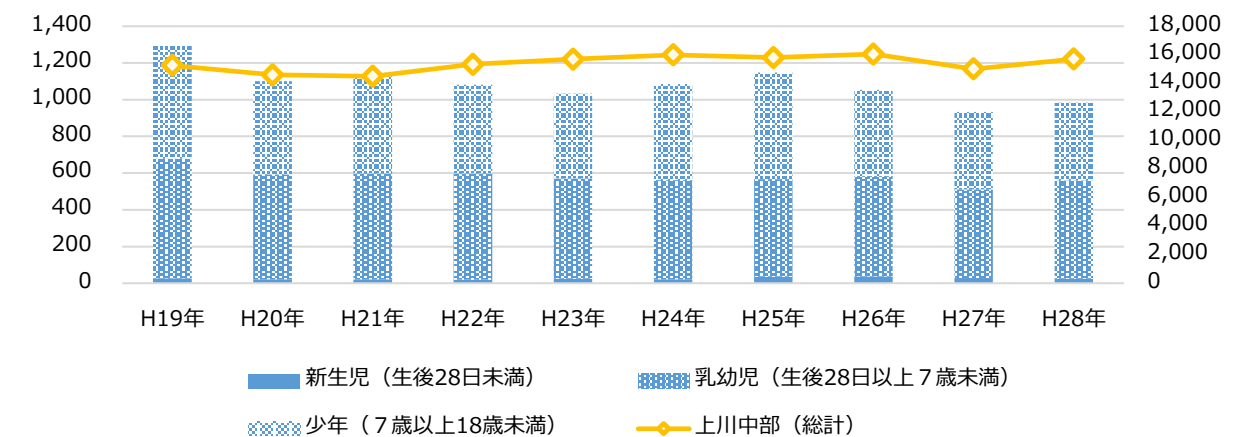
【小児科医師数の推移】（上川保健所圏域）

区分	H16	H18	H20	H22	H24	H26	H28	H30
医師総数（医療施設従事者）	1,187	1,199	1,238	1,259	1,252	1,260	1,316	1,341
小児科医療を行う医師数	125	130	124	122	121	106	102	101
小児人口1万人当たり （全道値）	23.5 (16.3)	25.0 (15.8)	24.4 (16.3)	24.7 (15.5)	25.0 (15.8)	22.3 (16.1)	22.2 (15.3)	22.8 (15.5)
小児科を専門とする医師	75	75	76	76	77	81	81	75
小児人口1万人当たり （全道値）	14.1 (8.2)	14.4 (8.6)	15.0 (9.1)	15.4 (9.4)	15.9 (9.9)	17.6 (10.7)	17.6 (10.7)	17.0 (10.9)

*厚生労働省：医師・歯科医師・薬剤師統計（調査）（各年12月末現在）

（小児救急の状況）

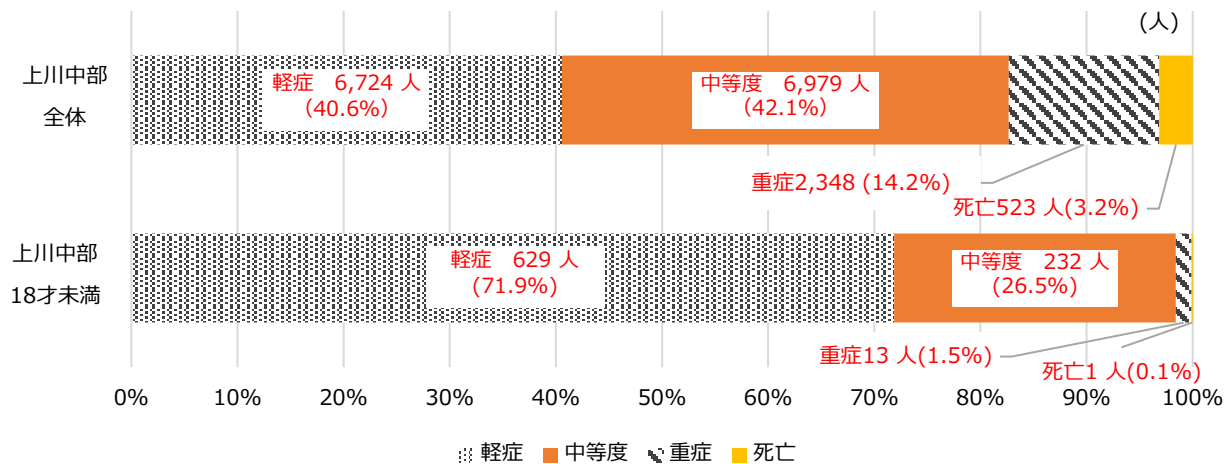
- **道内**における18歳未満の救急搬送数については、小児人口減少の影響もあって、平成19年の1,292人から平成28年の984人と減少傾向（**23.8%**減）にあります。^{*4*5}



改正案（令和6年度～令和11年度）

- また、**令和3年**の全救急搬送数における軽症者の割合は**40.6%**であるのに対し、18歳未満の救急搬送数における軽症者の割合は**71.9%**となっています。
- 道が実施した「二次救急医療機関における救急患者受入実態調査」*1における小児救急患者の時間外受診の状況を見ると、「特に軽症」と「軽症」の患者が多数を占めています。
- このような小児救急における受療行動には、少子化、核家族化や共働きなどの家庭環境の変化とともに、保護者等による専門医志向や病院志向が大きく影響していると指摘されています。

救急搬送者の症状別割合



- 道では、小児救急医療体制の整備に対する社会的要請が強まっていることから、通常の救急医療体制（本章第7節参照）によるほか、小児救急医療支援事業により、小児二次救急医療の体制整備を図っています。

【小児救急医療支援事業（平成11年～）】

事業概要	輪番制により休日・夜間の小児の二次救急医療を確保する
対象圏域	第二次医療圏単位（原則）～道内21圏域
事業主体	市町村長の要請を受けた病院
上川中部圏域参加病院	J A北海道厚生連旭川厚生病院

- 道内の内科医等を対象とした小児救急に関する研修を実施し、地域の小児救急医療に係るネットワーク体制を構築しています。

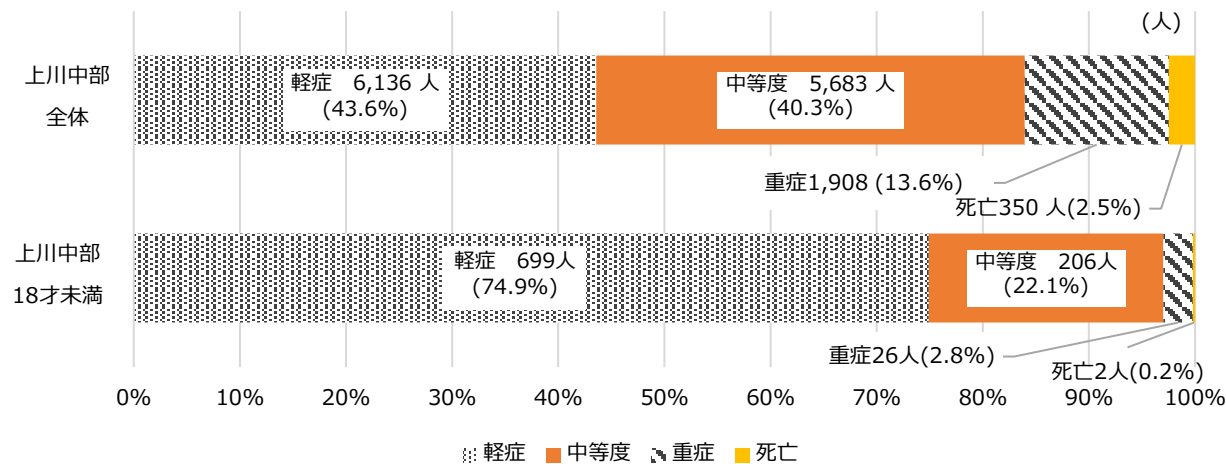
<北海道小児救急医療地域研修事業>（平成17年度～）

- 実施機関：北海道医師会へ事業委託
- 実施地区：第三次医療圏を基本に、全道8地区に区分し開催
- 対象者：在宅当番医制に参加する医師等

現行計画（平成30年度～平成35年度）中間見直し

- また、**平成28年**の全救急搬送数における軽症者の割合は**43.6%**であるのに対し、18歳未満の救急搬送数における軽症者の割合は**74.9%**となっています。
- 道が実施した「二次救急医療機関における救急患者受入実態調査」*1における小児救急患者の時間外受診の状況を見ると、「特に軽症」と「軽症」の患者が多数を占めています。
- このような小児救急における受療行動には、少子化、核家族化や共働きなどの家庭環境の変化とともに、保護者等による専門医志向や病院志向が大きく影響していると指摘されています。

救急搬送者の症状別割合



- 道では、小児救急医療体制の整備に対する社会的要請が強まっていることから、通常の救急医療体制（本章第7節参照）によるほか、小児救急医療支援事業により、小児二次救急医療の体制整備を図っています。

【小児救急医療支援事業（平成11年～）】

事業概要	輪番制により休日・夜間の小児の二次救急医療を確保する
対象圏域	第二次医療圏単位（原則）～道内21圏域
事業主体	市町村長の要請を受けた病院
上川中部圏域参加病院	J A北海道厚生連旭川厚生病院

- 道内の内科医等を対象とした小児救急に関する研修を実施し、地域の小児救急医療に係るネットワーク体制を構築しています。

<北海道小児救急医療地域研修事業>（平成17年度～）

- 実施機関：北海道医師会へ事業委託
- 実施地区：第三次医療圏を基本に、全道8地区に区分し開催
- 対象者：在宅当番医制に参加する医師等

見直しの考え方

- 時点修正

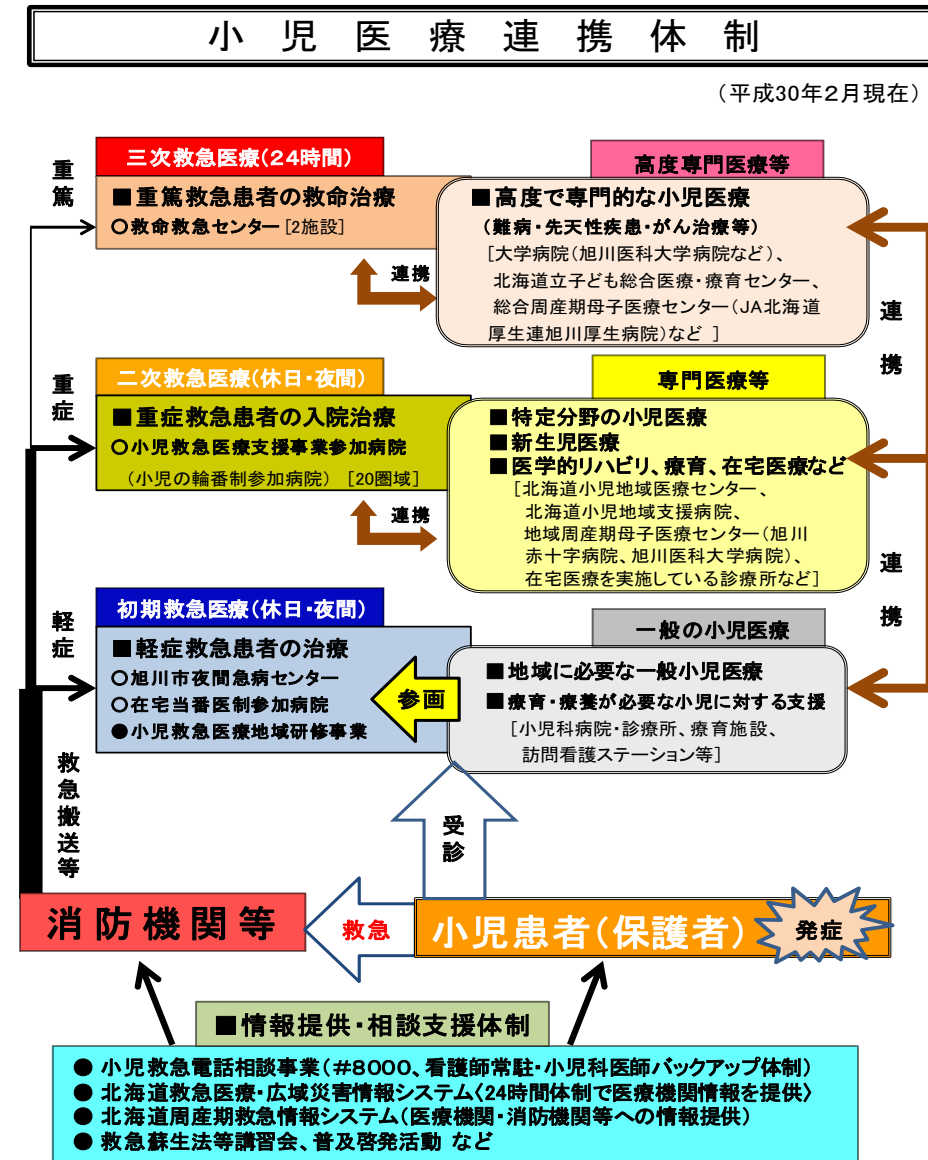
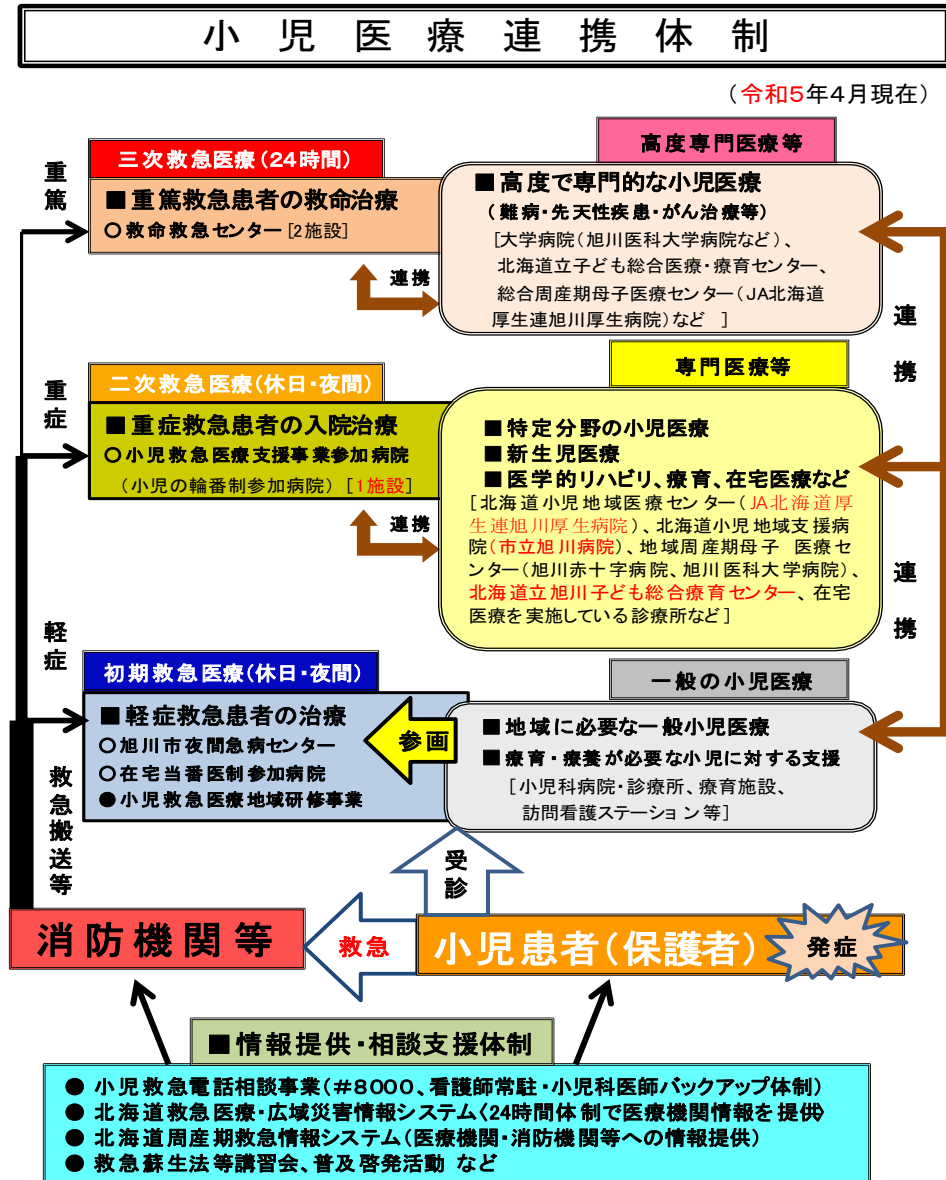
* 1 北海道保健福祉部調

* 1 北海道保健福祉部調

改正案（令和6年度～令和11年度）	現行計画（平成30年度～平成35年度）中間見直し	見直しの考え方												
<p>○ 保護者の子育て不安の解消に資する観点から小児救急電話相談事業を実施するとともに、救急医療情報を道民、医療機関、消防機関に提供する「北海道救急医療情報・広域災害情報システム」を運営するほか、救急法等講習会の実施など、救急医療についての啓発を行っています。</p> <p><子ども医療電話相談事業>（平成16年度～） 夜間における子どもの急な病気やけがなどの際に、専任の看護師や医師が保護者等からの相談に対し、電話により助言を行っています。</p> <table border="1" data-bbox="189 369 1092 636"> <tr> <td>電話番号</td> <td>011-232-1599（いーこきゅうきゅう） *プッシュ回線の固定電話及び携帯電話からは短縮ダイヤル「#8000番」も利用できます。</td> </tr> <tr> <td>相談体制</td> <td>毎日午後7時から翌朝8時まで 看護師1名（センター対応）、医師1名（自宅待機）</td> </tr> <tr> <td>利用に当たっての注意事項</td> <td>医師が直接診察して治療を行うものではなく あくまでも電話による家庭での一般的対処などに関する助言アドバイスを行うものです。</td> </tr> </table> <p>（療養・療育支援体制等の状況） ○ <u>大学病院などにより高度な小児医療が提供されているほか、北海道立旭川子ども総合療育センターが、医療型障害児入所施設としての機能を持ち、療育の提供、市町村の療育支援体制のサポート、コーディネートを実施しています。</u></p> <p>2 課題 （小児医療体制等の確保）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもを持つ家族に対する相談など、家族を支援する体制や子どもの症状・状態に応じた小児医療体制の確保が必要です。 ○ 二次救急医療機関における小児救急患者に占める軽症者の割合が高いことが以前から指摘されており、小児科勤務医が長時間にわたる不規則な勤務を余儀なくされ、その改善が求められています。 ○ 圏域内において専門医療や24時間体制の救急医療を提供する体制の確保が必要です。 <p>（小児高度専門医療や療養・療育支援体制の確保）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小児疾患に対する高度・専門的な診断・治療や医療・療育体制、また、小児の三次救急医療体制についての検討も必要です。 ○ また、発達障がいの子ども、重症心身障がい児、医療的ケア児等が、必要な医療・療育や適切な支援を身近な地域で受けられる体制の充実が必要です。 <p>3 必要な医療機能 （症状等に応じた医療機能や救急医療体制の充実） 疾病や症状等に応じた医療が提供されるよう、一般の小児医療から高度・専門医療及び初期救急医療から三次救急医療に至る体系的な医療提供体制の充実を図るとともに、急性期を経過した小児患者を地域で受け入れられるよう、医療機関の機能に応じた連携体制の構築が必要です。</p> <p>（災害時を見据えた小児医療体制） 災害時に小児患者に適切な医療や物資が提供され、また、被災地からの搬送受入や診療に係る医療従事者の支援が適切に行われる体制の構築が必要です。</p>	電話番号	011-232-1599（いーこきゅうきゅう） *プッシュ回線の固定電話及び携帯電話からは短縮ダイヤル「#8000番」も利用できます。	相談体制	毎日午後7時から翌朝8時まで 看護師1名（センター対応）、医師1名（自宅待機）	利用に当たっての注意事項	医師が直接診察して治療を行うものではなく あくまでも電話による家庭での一般的対処などに関する助言アドバイスを行うものです。	<p>○ 保護者の子育て不安の解消に資する観点から小児救急電話相談事業を実施するとともに、救急医療情報を道民、医療機関、消防機関に提供する「北海道救急医療情報・広域災害情報システム」を運営するほか、救急法等講習会の実施など、救急医療についての啓発を行っています。</p> <p><子ども医療電話相談事業>（平成16年度～） 夜間における子どもの急な病気やけがなどの際に、専任の看護師や医師が保護者等からの相談に対し、電話により助言を行っています。</p> <table border="1" data-bbox="1406 369 2309 674"> <tr> <td>電話番号</td> <td>011-232-1599（いーこきゅうきゅう） *プッシュ回線の固定電話及び携帯電話からは短縮ダイヤル「#8000番」も利用できます。</td> </tr> <tr> <td>相談体制</td> <td>毎日午後7時から翌朝8時まで 看護師1名（センター対応）、医師1名（自宅待機）</td> </tr> <tr> <td>利用に当たっての注意事項</td> <td>医師が直接診察して治療を行うものではなく あくまでも電話による家庭での一般的対処などに関する助言アドバイスを行うものです。</td> </tr> </table> <p>2 課題 （小児医療体制等の確保）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもを持つ家族に対する相談など、家族を支援する体制や子どもの症状・状態に応じた小児医療体制の確保が必要です。 ○ 二次救急医療機関における小児救急患者に占める軽症者の割合が高いことが以前から指摘されており、小児科勤務医が長時間にわたる不規則な勤務を余儀なくされ、その改善が求められています。 ○ 圏域内において、専門医療や24時間体制の救急医療を提供する体制を確保することが必要です。 <p>（小児高度専門医療や療養・療育支援体制の確保）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小児疾患に対する高度・専門的な診断・治療や医療・療育体制、また、小児の三次救急医療体制についての検討も必要です。 ○ また、発達障がいの子ども、重症心身障がい児、医療的ケア児等が、必要な医療・療育や適切な支援を身近な地域で受けられる体制の充実が必要です。 <p>3 必要な医療機能 （症状等に応じた医療機能や救急医療体制の充実） 疾病や症状等に応じた医療が提供されるよう、一般の小児医療から高度・専門医療及び初期救急医療から三次救急医療に至る体系的な医療提供体制の充実を図るとともに、急性期を経過した小児患者を地域で受け入れられるよう、医療機関の機能に応じた連携体制を構築することが必要です。</p> <p>（災害時を見据えた小児医療体制） 災害時に小児患者に適切な医療や物資が提供され、また、被災地からの搬送受入や診療に係る医療従事者の支援が適切に行われる体制の構築が必要です。</p>	電話番号	011-232-1599（いーこきゅうきゅう） *プッシュ回線の固定電話及び携帯電話からは短縮ダイヤル「#8000番」も利用できます。	相談体制	毎日午後7時から翌朝8時まで 看護師1名（センター対応）、医師1名（自宅待機）	利用に当たっての注意事項	医師が直接診察して治療を行うものではなく あくまでも電話による家庭での一般的対処などに関する助言アドバイスを行うものです。	<p>○北海道医療計画の改正に合わせ文言追加</p> <p>○文言修正</p>
電話番号	011-232-1599（いーこきゅうきゅう） *プッシュ回線の固定電話及び携帯電話からは短縮ダイヤル「#8000番」も利用できます。													
相談体制	毎日午後7時から翌朝8時まで 看護師1名（センター対応）、医師1名（自宅待機）													
利用に当たっての注意事項	医師が直接診察して治療を行うものではなく あくまでも電話による家庭での一般的対処などに関する助言アドバイスを行うものです。													
電話番号	011-232-1599（いーこきゅうきゅう） *プッシュ回線の固定電話及び携帯電話からは短縮ダイヤル「#8000番」も利用できます。													
相談体制	毎日午後7時から翌朝8時まで 看護師1名（センター対応）、医師1名（自宅待機）													
利用に当たっての注意事項	医師が直接診察して治療を行うものではなく あくまでも電話による家庭での一般的対処などに関する助言アドバイスを行うものです。													

改正案（令和6年度～令和11年度）	現行計画（平成30年度～平成35年度）中間見直し	見直しの考え方																																																																			
<p>（小児医療における新興感染症の発生・まん延への対策） <u>新興感染症が発生した際に、速やかに外来診療、入院、自宅療養者等への医療等が提供できるような体制の構築が必要です</u></p> <p>4 数値目標等</p> <table border="1" data-bbox="192 331 1320 783"> <thead> <tr> <th>指標区分</th> <th>指標名（単位）</th> <th>現状値</th> <th>目標</th> <th>現状値の出典 （策定時・見直し時の年次）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">体制整備</td> <td>小児医療を行う医師数（人口1万人対）（人）</td> <td>24.5</td> <td>現状維持</td> <td>医師・歯科医師・薬剤師調査 〔厚生労働省〕（令和4年度）</td> </tr> <tr> <td>小児の訪問看護を実施している訪問看護事業所数</td> <td>1</td> <td>現状維持</td> <td>NDB（訪問看護レセプト） 〔厚生労働省〕（令和4年度）</td> </tr> <tr> <td>小児の訪問診療を実施している医療機関数</td> <td>0</td> <td>現状より増加</td> <td>NDB〔厚生労働省〕 （令和4年度）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">体制確保に係る圏域</td> <td>小児二次救急医療体制の参加医療機関数</td> <td>1</td> <td>現状維持</td> <td>北海道保健福祉部調査 （令和5年）</td> </tr> <tr> <td>北海道小児地域医療センター及び北海道小児地域支援病院数</td> <td>2</td> <td>現状維持</td> <td>北海道保健福祉部調査 （令和4年）</td> </tr> <tr> <td>住民の健康状態等</td> <td>乳児死亡率（人口千対）</td> <td>1.64</td> <td>現状より減少</td> <td>令和4年度人口動態統計 〔厚生労働省〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 数値目標等を達成するために必要な施策（小児医療体制等の確保）</p> <p>相談支援体制等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ A E Dの使用法を含む救急蘇生法等講習会を実施します。 ○ 小児救急電話相談事業や救急医療情報システムの活用を促進するとともに、医療機関への適正な受診等に関する住民の理解を深めるなど、救急医療についての啓発に努めます。 <p>一般の小児医療及び初期小児救急医療体制</p> <p>小児医療については、できるだけ患者の身近なところで提供されることが望ましいことから、小児救急医療地域研修事業を実施し、一般の小児医療及び初期小児救急医療を担う病院・診療所の維持や確保に努めます。</p> <p>小児専門医療及び入院小児救急医療体制</p> <p>小児専門医療を担う病院における小児科医師の勤務環境の改善を図るため、地域の開業医や総合診療医、関係機関との幅広い連携体制の構築に努めます。</p> <p>（小児高度専門医療や療養・療育支援体制の確保）</p> <p>小児高度専門医療の提供</p> <p>大学病院や総合周産期母子医療センターなどにおいて、小児高度専門医療を提供します。</p> <p>療養・療育支援体制の確保</p> <p>発達障がいの子ども、重症心身障がい児、医療的ケア児等が、在宅医療や療育、短期入所等の福祉サービスなどの支援を身近な地域で受けられるよう、地域生活を支援する体制の充実に努めます。</p> <p><u>退院後の医療的ケア児等の保護者の負担を軽減するための、レスパイト等の受入体制の確保に努めます。</u></p> <p>小児在宅医療の提供体制の確保</p> <p>小児在宅医療の担い手を育成するため、医師・看護師等の医療従事者に対する普及啓発や研修会の開催等に取り組むとともに、在宅療養中の小児の状態が急変した際などに適切に対応できるよう、小児在宅医療を担う医療機関と後方支援を担う医療機関との連携体制の構築に努めます。</p> <p>また、地域の実情に応じた在宅生活の支援体制の構築に向けて、保健・医療・福祉・教育等の関係者間の連携促進に取り組みます。</p>	指標区分	指標名（単位）	現状値	目標	現状値の出典 （策定時・見直し時の年次）	体制整備	小児医療を行う医師数（人口1万人対）（人）	24.5	現状維持	医師・歯科医師・薬剤師調査 〔厚生労働省〕（令和4年度）	小児の訪問看護を実施している訪問看護事業所数	1	現状維持	NDB（訪問看護レセプト） 〔厚生労働省〕（令和4年度）	小児の訪問診療を実施している医療機関数	0	現状より増加	NDB〔厚生労働省〕 （令和4年度）	体制確保に係る圏域	小児二次救急医療体制の参加医療機関数	1	現状維持	北海道保健福祉部調査 （令和5年）	北海道小児地域医療センター及び北海道小児地域支援病院数	2	現状維持	北海道保健福祉部調査 （令和4年）	住民の健康状態等	乳児死亡率（人口千対）	1.64	現状より減少	令和4年度人口動態統計 〔厚生労働省〕	<p>4 数値目標等</p> <table border="1" data-bbox="1409 331 2537 741"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指標区分</th> <th rowspan="2">指標名（単位）</th> <th colspan="2">現状値</th> <th rowspan="2">目標（R5）</th> <th rowspan="2">現状値の出典 （策定時・見直し時の年次）</th> </tr> <tr> <th>計画策定時</th> <th>中間見直し時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">体制整備</td> <td>小児医療を行う医師数（人口1万人対）（人）</td> <td>22.2</td> <td>22.8</td> <td>現状より増加</td> <td>医師・歯科医師・薬剤師調査 〔厚生労働省〕 （平成28年・平成30年）</td> </tr> <tr> <td>小児の訪問看護を実施している訪問看護事業所数</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>現状より増加</td> <td>介護サービス施設・事業所調査 〔厚生労働省〕（平成25年）</td> </tr> <tr> <td>小児の訪問診療を実施している医療機関数</td> <td>0</td> <td>3未満</td> <td>現状より増加</td> <td>NDB〔厚生労働省〕 （平成28年度・平成30年度）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">体制確保に係る圏域</td> <td>小児二次救急医療体制の参加医療機関数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>現状維持</td> <td>北海道保健福祉部調査 （平成29年・平成31年）</td> </tr> <tr> <td>北海道小児地域医療センター及び北海道小児地域支援病院数</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>現状維持</td> <td>北海道保健福祉部調査 （平成30年・令和2年）</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 目標における「現状」は、計画策定時の数値を基本とする。</p> <p>5 数値目標等を達成するために必要な施策（小児医療体制等の確保）</p> <p>相談支援体制等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ A E Dの使用法を含む救急蘇生法等講習会を実施します。 ○ 小児救急電話相談事業や救急医療情報システムの活用を促進するとともに、医療機関への適正な受診等に関する住民の理解を深めるなど、救急医療についての啓発に努めます。 <p>一般の小児医療及び初期小児救急医療体制</p> <p>小児医療については、できるだけ患者の身近なところで提供されることが望ましいことから、小児救急医療地域研修事業を実施し、一般の小児医療及び初期小児救急医療を担う病院・診療所の維持や確保に努めます。</p> <p>小児専門医療及び入院小児救急医療体制</p> <p>小児専門医療を担う病院における小児科医師の勤務環境の改善を図るため、地域の開業医や総合診療医、関係機関との幅広い連携体制の構築に努めます。</p> <p>（小児高度専門医療や療養・療育支援体制の確保）</p> <p>小児高度専門医療の提供</p> <p>大学病院や総合周産期母子医療センターなどにおいて、小児高度専門医療を提供します。</p> <p>療養・療育支援体制の確保</p> <p>発達障がいの子ども、重症心身障がい児、医療的ケア児等が、在宅医療や療育、短期入所等の福祉サービスなどの支援を身近な地域で受けられるよう、地域生活を支援する体制の充実に努めます。</p> <p>小児在宅医療の提供体制の確保</p> <p>小児在宅医療の担い手を育成するため、医師・看護師等の医療従事者に対する普及啓発や研修会の開催等に取り組むとともに、在宅療養中の小児の状態が急変した際などに適切に対応できるよう、小児在宅医療を担う医療機関と後方支援を担う医療機関との連携体制の構築に努めます。</p> <p>また、地域の実情に応じた在宅生活の支援体制の構築に向けて、保健・医療・福祉・教育等の関係者間の連携促進に取り組みます。</p>	指標区分	指標名（単位）	現状値		目標（R5）	現状値の出典 （策定時・見直し時の年次）	計画策定時	中間見直し時	体制整備	小児医療を行う医師数（人口1万人対）（人）	22.2	22.8	現状より増加	医師・歯科医師・薬剤師調査 〔厚生労働省〕 （平成28年・平成30年）	小児の訪問看護を実施している訪問看護事業所数	2	2	現状より増加	介護サービス施設・事業所調査 〔厚生労働省〕（平成25年）	小児の訪問診療を実施している医療機関数	0	3未満	現状より増加	NDB〔厚生労働省〕 （平成28年度・平成30年度）	体制確保に係る圏域	小児二次救急医療体制の参加医療機関数	1	1	現状維持	北海道保健福祉部調査 （平成29年・平成31年）	北海道小児地域医療センター及び北海道小児地域支援病院数	3	2	現状維持	北海道保健福祉部調査 （平成30年・令和2年）	<p>○北海道医療計画の改正に合わせ文言追加</p> <p>○時点修正</p> <p>○北海道医療計画の改正に合わせ目標値の追加</p> <p>○北海道医療計画の改正に合わせ文言追加</p>
指標区分	指標名（単位）	現状値	目標	現状値の出典 （策定時・見直し時の年次）																																																																	
体制整備	小児医療を行う医師数（人口1万人対）（人）	24.5	現状維持	医師・歯科医師・薬剤師調査 〔厚生労働省〕（令和4年度）																																																																	
	小児の訪問看護を実施している訪問看護事業所数	1	現状維持	NDB（訪問看護レセプト） 〔厚生労働省〕（令和4年度）																																																																	
	小児の訪問診療を実施している医療機関数	0	現状より増加	NDB〔厚生労働省〕 （令和4年度）																																																																	
体制確保に係る圏域	小児二次救急医療体制の参加医療機関数	1	現状維持	北海道保健福祉部調査 （令和5年）																																																																	
	北海道小児地域医療センター及び北海道小児地域支援病院数	2	現状維持	北海道保健福祉部調査 （令和4年）																																																																	
住民の健康状態等	乳児死亡率（人口千対）	1.64	現状より減少	令和4年度人口動態統計 〔厚生労働省〕																																																																	
指標区分	指標名（単位）	現状値		目標（R5）	現状値の出典 （策定時・見直し時の年次）																																																																
		計画策定時	中間見直し時																																																																		
体制整備	小児医療を行う医師数（人口1万人対）（人）	22.2	22.8	現状より増加	医師・歯科医師・薬剤師調査 〔厚生労働省〕 （平成28年・平成30年）																																																																
	小児の訪問看護を実施している訪問看護事業所数	2	2	現状より増加	介護サービス施設・事業所調査 〔厚生労働省〕（平成25年）																																																																
	小児の訪問診療を実施している医療機関数	0	3未満	現状より増加	NDB〔厚生労働省〕 （平成28年度・平成30年度）																																																																
体制確保に係る圏域	小児二次救急医療体制の参加医療機関数	1	1	現状維持	北海道保健福祉部調査 （平成29年・平成31年）																																																																
	北海道小児地域医療センター及び北海道小児地域支援病院数	3	2	現状維持	北海道保健福祉部調査 （平成30年・令和2年）																																																																

改正案（令和6年度～令和11年度）	現行計画（平成30年度～平成35年度）中間見直し	見直しの考え方
<p>（災害時を見据えた小児医療体制） 災害時に小児患者に適切な医療や物資が提供されるよう、災害拠点病院や地域の中核的医療機関等の連携体制の確保を進めるなど災害時における小児医療体制の構築に努めます。</p> <p>（小児医療における新興感染症の発生・まん延への対策） <u>新興感染症が発生した際に、速やかに入院、外来診療、自宅療養者等への医療等が提供できるよう、関係者や関係機関と協議の上、医療措置協定を締結するなど、平時から計画的な準備に努めます。また、主に当該感染症に対応する医療機関等と当該感染症以外に対応する医療機関等の役割分担が図られるよう調整に努めます。</u></p> <p>6 医療機関等の具体的名称 第6章別表参照（随時更新）</p> <p>7 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割 子どもの発達障がい等に対する支援として、できるだけ身近なところで適切な歯科保健医療サービスを受けられるよう、障がい者歯科医療協力医・協力歯科衛生士の確保と資質の向上に努めます。</p> <p>8 薬局の役割 子どもを持つ家族からの相談に対応するため、「健康サポート薬局」等、かかりつけ薬局・薬剤師を普及するとともに、地域の薬局が相互に連携し、休日や平日の診療時間外における調剤応需のほか、市販薬を含めた医薬品や衛生材料等の供給体制の充実に努めます。</p> <p>9 訪問看護事業所の役割 在宅医療を必要とする小児等が地域で安心して療養できるよう、小児等の成長発達に応じた看護を提供するとともに、保健・医療・福祉・保育・教育などの関係者と連携し、小児及びその家族の支援の充実に努めます。</p>	<p>（災害時を見据えた小児医療体制） 災害時に小児患者に適切な医療や物資が提供されるよう、災害拠点病院や地域の中核的医療機関等の連携体制の確保を進めるなど災害時における小児医療体制の構築に努めます。</p> <p>6 医療機関等の具体的名称 第6章別表参照（随時更新）</p> <p>7 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割 子どもの発達障がい等に対する支援として、できるだけ身近なところで適切な歯科保健医療サービスを受けられるよう、障がい者歯科医療協力医の確保と資質の向上に努めます。</p> <p>8 薬局の役割 子どもを持つ家族からの相談に対応するため、「健康サポート薬局」等、かかりつけ薬局・薬剤師を普及するとともに、地域の薬局が相互に連携し、休日や平日の診療時間外における調剤応需のほか、市販薬を含めた医薬品や衛生材料等の供給体制の充実に努めます。</p> <p>9 訪問看護ステーションの役割 在宅医療を必要とする小児等が地域で安心して療養できるよう、小児等の成長発達に応じた看護を提供するとともに、保健・医療・福祉・保育・教育などの関係者と連携し、小児及びその家族の支援の充実に努めます。</p>	<p>○北海道医療計画の改正に合わせ文言追加</p> <p>○北海道医療計画の改正に合わせ文言修正</p>



○文言追加

第12節 在宅医療の提供体制

1 現状

- 長期にわたる療養や介護を必要とする患者が病気と共存しながら、生活の質の維持・向上を図りつつ療養生活を継続することができるよう、在宅医療の提供体制の整備が必要とされています。
- 全国的に実施された「人生の最終段階における医療に関する意識調査」*¹では、一般国民の「人生の最終段階における、最期を迎えたい場所」として、「病気で治る見込みがなく、およそ1年以内に徐々にあるいは急に死に至ると考えられる場合」は43.8%、「末期がんで、食事や呼吸が不自由であるが、痛みはなく、意識や判断力は健康なときと同様の場合」は32.2%、「認知症が進行し、身の回りの手助けが必要で、かなり衰弱が進んできた場合」は14.7%の人が自宅で最期を迎えることを希望しています。また、「病気で治る見込みがなく、およそ1年以内に徐々にあるいは急に死に至ると考えられる場合」に最期を迎えたい場所として「自宅」を選択した一般国民のうち、71.5%が「住み慣れた場所にいたい」ことを理由として挙げているものの、「自宅」を選択しなかった一般国民においては、64.9%の方が「介護してくれる家族等に負担がかかる」ことを理由に、最期を迎えたい場所として「自宅」を希望しないとされています。
- 本道では自宅や老人ホーム（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム）における死亡の割合は18.5%と全国平均の28.4%を大きく下回っており*²、上川中部圏域では20.2%と全道値を上回るものの、低い状況となっています。

【死亡場所の状況】

人口動態調査（令和4年）

	施設等				自宅	その他
	病院	診療所	介護老健施設	老人ホーム		
上川中部	72.3%	3.9%	2.6%	7.5%	12.7%	1.0%
全道	75.3%	1.9%	2.9%	5.3%	13.2%	1.4%

【在宅サービス実施医療機関状況】

- 在宅医療サービスの提供状況を見ると、本道では医療保険等による在宅サービス（往診・訪問診療・看取り）を実施している医療機関は、人口10万人当たりでは、病院が6.5施設、診療所が17.0施設、歯科診療所が18.3施設となっています。
- 上川中部圏域では、病院6.3施設、診療所21.3施設、歯科診療所16.3施設となっており、診療所については、全道を上回っています。*³

区分	病院	診療所	歯科診療所
全道	6.5	17.0	18.3
上川中部	6.3	21.3	16.3

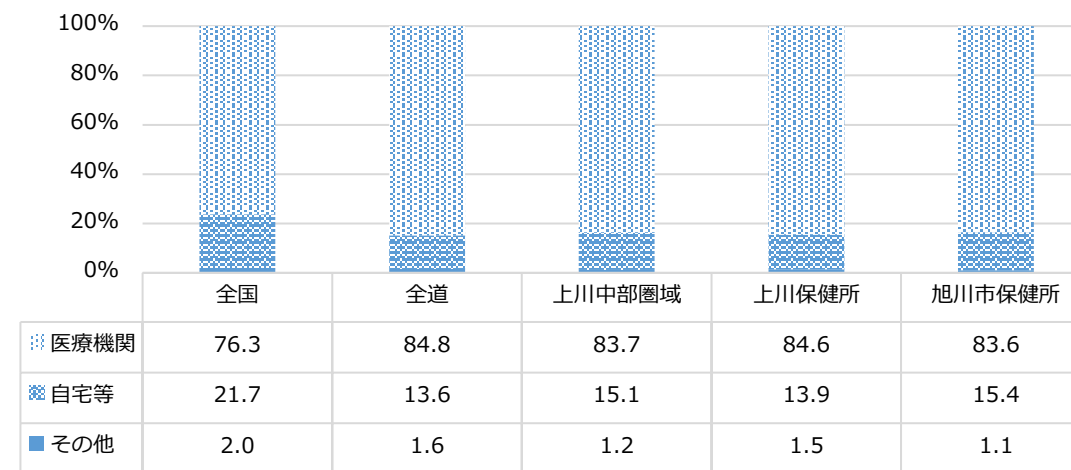
第11節 在宅医療の提供体制

1 現状

- 長期にわたる療養や介護を必要とする患者が病気と共存しながら、生活の質の維持・向上を図りつつ療養生活を継続することができるよう、在宅医療の提供体制の整備が必要とされています。
 - 全国的に実施された人生の最終段階における医療に関する意識調査*¹では、一般国民の「人生の最終段階における、最期を迎えたい場所」として、「末期がんで、食事や呼吸が不自由であるが、痛みはなく、意識や判断力は健康なときと同様の場合」は69.2%、「重度の心臓病で、身の回りの手助けが必要であるが、意識や判断力は健康なときと同様の場合」は70.6%、「認知症が進行し、身の回りの手助けが必要で、かなり衰弱が進んできた場合」は63.5%の人が自宅で最期を迎えることを希望しています。
- 本道では自宅や老人ホーム（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム）における死亡の割合は13.6%と全国平均の21.7%を大きく下回っており*²、上川中部圏域では15.1%と全道値を上回るものの、低い状況となっています。

【死亡場所の状況】

人口動態調査（平成30年）



【在宅サービス実施医療機関状況】

- 在宅医療サービスの提供状況を見ると、本道では医療保険等による在宅サービス（往診・訪問診療・看取り）を実施している医療機関は、人口10万人当たりでは、病院が6.6施設、診療所が17.3施設、歯科診療所が12.0施設となっています。
- 上川中部圏域では、病院6.5施設、診療所28.7施設、歯科診療所18.9施設となっており、診療所、歯科診療所については、全道を若干上回っています

区分	病院	診療所	歯科診療所
全道	6.6	17.3	12.0
上川中部	6.5	28.7	18.9

○文言修正

○時点修正

○グラフの削除・表の修正

○時点修正

<在宅医療>

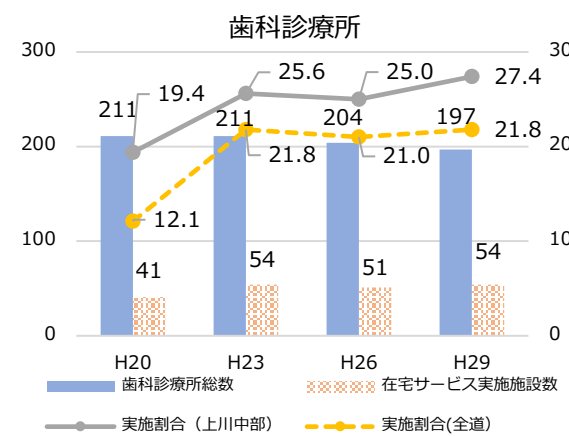
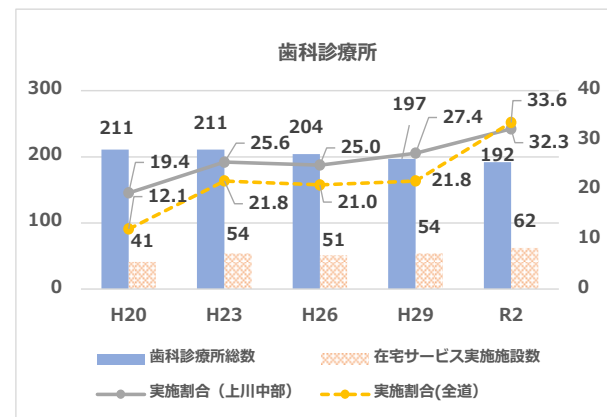
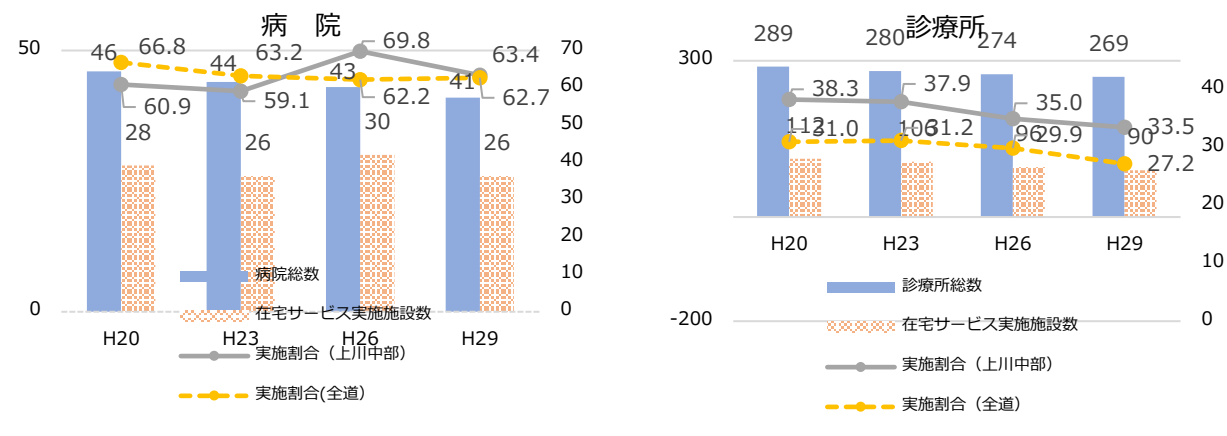
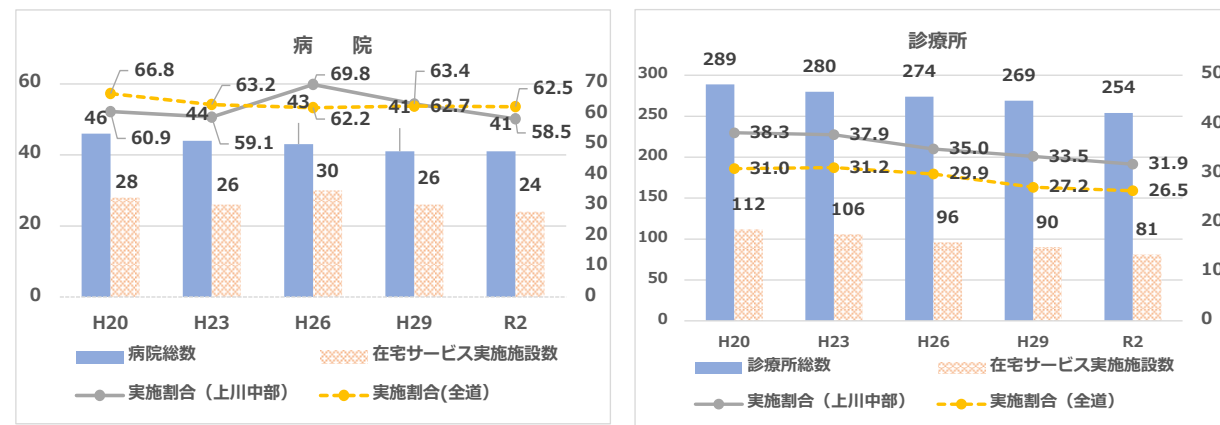
- ◇ 治療や療養を必要とする患者が、通院困難な状態にあっても自宅等の生活の場で必要な医療を受けられるように、医師などが自宅等（※）を訪問して看取りまでを含めた医療を提供するものです。
 - ◇ 在宅医療の対象者は、病気やけがなどにより通院が困難な人で、退院後継続して治療が必要な人、又は自宅等で人生の最終段階における医療を希望する人などで、具体的には、寝たきりの高齢者、神経難病患者、けがによる重度の後遺症のある患者、末期がん患者などです。
- ※ 「自宅等」とは、居宅、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型共同生活介護事業所等を指します。

<在宅医療>

- ◇ 治療や療養を必要とする患者が、通院困難な状態にあっても自宅等の生活の場で必要な医療を受けられるように、医師などが自宅等（※）を訪問して看取りまでを含めた医療を提供するものです。
 - ◇ 在宅医療の対象者は、病気やけがなどにより通院が困難な人で、退院後継続して治療が必要な人、又は自宅等で人生の最終段階における医療を希望する人などで、具体的には、寝たきりの高齢者、神経難病患者、けがによる重度の後遺症のある患者、末期がん患者などです。
- ※ 「自宅等」とは、居宅、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型共同生活介護事業所等を指します。

○ また、上川中部圏域は、診療所、歯科診療所は減少傾向にあるものの、在宅サービスを実施する歯科診療所は増加しています。病院では 58.5%、診療所では 31.9%、歯科診療所では 32.3%が在宅サービスを実施しており、診療所については、全道より上回っています。

○ また、上川中部圏域は、病院、診療所、歯科診療所いずれも減少傾向にあるものの、在宅サービスを実施する歯科診療所は若干増加しています。病院では、63.4%、診療所では 33.5%、歯科診療所では 27.4%が在宅サービスを実施しており、全道平均より若干上回っています。



○ 「在宅医療に関する調査」によると、訪問診療を実施している医療機関は、旭川市内は 25.5%、上川保健所管内は 81.3%となっています。

<「在宅医療に関する調査」の概要>

- ・調査実施機関：旭川市保健所、上川保健所
- ・調査期間：平成29年8～11月
- ・調査対象：旭川市内243カ所、上川保健所管内16カ所の医療機関
- ・回収数(率)：旭川市内220カ所(90.5%)、上川保健所管内16カ所(100%)
- ・訪問診療の実施状況：旭川市内56カ所(25.5%)、上川保健所管内13カ所(81.3%)

○文言・時点修正

○文言削除

改正案（令和6年度～令和11年度）	現行計画（平成30年度～平成35年度）中間見直し	見直しの考え方
-------------------	--------------------------	---------

○ 24時間体制で患者の急変等に対応できる在宅療養支援診療所は、平成4年3月31日現在 30 施設で旭川市に 25 施設、東神楽町に 1 施設、当麻町に 1 施設、比布町に 1 施設、上川町に 2 施設の届出があり、在宅療養支援病院は、旭川市に5施設届出があります。

【在宅療養支援診療所・病院届出数】 令和4年3月31日現在

	旭川市	鷹栖町	東神楽町	当麻町	比布町	愛別町	上川町	東川町	美瑛町	幌加内町	合計
在宅療養支援診療所	<u>25</u>	0	<u>1</u>	1	<u>1</u>	0	<u>2</u>	0	0	0	<u>30</u>
在宅療養支援病院	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5

在宅医療に係る地域別データ集（厚生労働省）

○ 訪問看護ステーションは、令和4年10月1日現在 51 か所で、旭川市に 46 か所、東神楽町2か所、当麻町、東川町、美瑛町に各1か所設置されています。
設置のない町においても、訪問看護ステーションのサテライトステーションの設置や事業実施区域としての対応で当圏域全体がカバーされています。

【訪問看護ステーション数】 令和4年10月1日現在

	旭川市	鷹栖町	東神楽町	当麻町	比布町	愛別町	上川町	東川町	美瑛町	幌加内町	合計
訪問看護ステーション	<u>46</u>	-	2	1	0	0	0	1	1	0	<u>51</u>

在宅医療に係る地域別データ集（厚生労働省）

○ 在宅患者への訪問による薬剤管理指導を実施し、在宅患者調剤加算を算定している薬局は、令和6年4月1日現在、193 施設です。

【在宅患者訪問薬剤管理指導料届出薬局数】 令和6年4月1日現在

	旭川市	鷹栖町	東神楽町	当麻町	比布町	愛別町	上川町	東川町	美瑛町	幌加内町	合計
在宅患者訪問薬剤管理指導料届出薬局数	<u>177</u>	1	<u>3</u>	2	1	1	2	2	<u>4</u>	0	<u>193</u>

北海道上川保健所調（北海道厚生局届出数）

○ がんなどの疼痛緩和に必要な医療用麻薬の調剤や患者宅での保管管理・廃棄等の指導に対応できる麻薬免許を有する薬局は、令和6年4月1日現在、191 施設となっており、年々増加しています。

【麻薬免許（小売業者）を有する薬局数】 令和6年4月1日現在

	旭川市	鷹栖町	東神楽町	当麻町	比布町	愛別町	上川町	東川町	美瑛町	幌加内町	合計
麻薬免許（小売業者）を有する薬局数	<u>178</u>	1	1	3	1	0	2	1	<u>4</u>	0	<u>191</u>

旭川市保健所・北海道上川保健所

○ 平成24年4月から、注射剤や輸液等を調製する無菌室及びクリーンベンチが整備された「在宅医療基幹薬局*¹」が旭川市内の薬局に整備され、共同利用が実施されています。

○ 24時間体制で患者の急変等に対応できる在宅療養支援診療所は、平成31年3月31日現在 32 施設で旭川市に 28 施設、当麻町に1施設、比布町に 2 施設、上川町に 1 施設の届出があり、在宅療養支援病院は、旭川市に5施設届出があります。平成26年3月31日と比較すると診療所が4施設、病院が2施設減少しています。

【在宅療養支援診療所・病院届出数】 平成31年3月31日現在

	旭川市	鷹栖町	東神楽町	当麻町	比布町	愛別町	上川町	東川町	美瑛町	幌加内町	合計
在宅療養支援診療所	<u>28</u>	0	<u>0</u>	1	<u>2</u>	0	<u>1</u>	0	0	0	<u>32</u>
在宅療養支援病院	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5

在宅医療に係る地域別データ集（厚生労働省）

○ 訪問看護ステーションは、令和元年10月1日現在 43 か所で、旭川市に 37 か所、東神楽町2か所、鷹栖町、当麻町、東川町、美瑛町に各1か所設置されています。
設置のない町においても、訪問看護ステーションのサテライトステーションの設置や事業実施区域としての対応で当圏域全体がカバーされています。

【訪問看護ステーション数】 令和元年10月1日現在

	旭川市	鷹栖町	東神楽町	当麻町	比布町	愛別町	上川町	東川町	美瑛町	幌加内町	合計
訪問看護ステーション	<u>37</u>	<u>1</u>	2	1	0	0	0	1	1	0	<u>43</u>

在宅医療に係る地域別データ集（厚生労働省）

○ 在宅患者への訪問による薬剤管理指導を実施し、在宅患者調剤加算を算定している薬局は、令和3年4月1日現在、181 施設です。

【在宅患者訪問薬剤管理指導料届出薬局数】 令和3年4月1日現在

	旭川市	鷹栖町	東神楽町	当麻町	比布町	愛別町	上川町	東川町	美瑛町	幌加内町	合計
在宅患者訪問薬剤管理指導料届出薬局数	<u>168</u>	1	<u>1</u>	2	1	1	2	2	<u>3</u>	0	<u>181</u>

北海道上川保健所調（北海道厚生局届出数）

○ がんなどの疼痛緩和に必要な医療用麻薬の調剤や患者宅での保管管理・廃棄等の指導に対応できる麻薬免許を有する薬局は、令和3年4月1日現在、185 施設となっており、年々増加しています。

【麻薬免許（小売業者）を有する薬局数】 令和3年4月1日現在

	旭川市	鷹栖町	東神楽町	当麻町	比布町	愛別町	上川町	東川町	美瑛町	幌加内町	合計
麻薬免許（小売業者）を有する薬局数	<u>171</u>	1	1	3	1	0	2	1	<u>5</u>	0	<u>185</u>

旭川市保健所・北海道上川保健所

○ 平成24年4月から、注射剤や輸液等を調製する無菌室及びクリーンベンチが整備された「在宅医療基幹薬局*¹」が旭川市内の薬局に整備され、共同利用が実施されています。

改正案（令和6年度～令和11年度）	現行計画（平成30年度～平成35年度）中間見直し	見直しの考え方																
<p>○ 地域医療構想を推進する中で、病床の機能分化・連携が進むことに伴う増加（新たなサービス必要量）を見込んで、在宅医療の需要について推計したところ、需要の増加がみられます。</p> <p>【訪問診療の需要（推計）】 (単位：人/日)</p> <table border="1" data-bbox="201 331 988 447"> <thead> <tr> <th>第二次医療圏</th> <th>平成25年 【2013年】</th> <th>令和8年 【2026年】</th> <th>令和11年 【2029年】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上川中部</td> <td>2,563</td> <td>3,850 (3,730)</td> <td>4,219 (3,980)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 下段（ ）は新たなサービス必要量を除いた数</p> <p>○ 地域の関係機関や多職種の連携を促進し、在宅医療の推進を図るために、平成28年に旭川市と上川保健所管内9町を含めた「在宅医療専門部会」を設置し、協議・検討をしています。</p> <p>○ 平成22年に旭川市医師会が設立した「地域ケアネット旭川」では、症例検討会や講演会、研修会等の開催や、旭川市内の在宅医療に関わる社会資源の情報発信等により関係機関のネットワークづくりを進めています。</p> <p>2 課題 （在宅医療を担う医療機関等の充実）</p> <p>○ 高齢化の進行や生活習慣病（慢性疾患）が死因の上位を占めるなどの疾病構造の変化に伴い、要介護認定者や認知症患者が増加し、在宅医療の需要の大幅な増加が見込まれる中、在宅医療を求める患者が、住み慣れた家庭や地域で生活を送ることができるよう、在宅医療を提供できる医療機関や訪問看護ステーション等の充実が必要です。</p> <p>○ 特に、在宅医療の中心的役割を持つ機能強化型の在宅療養支援診療所及び病院、機能強化型や24時間対応可能な訪問看護ステーションについて整備を促進する必要があります。</p> <p>（地域における連携体制の構築）</p> <p>○ 高齢化の急速な進行を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療と介護が連携した地域包括ケアシステムを構築する必要があります。</p> <p>○ そのためには、それぞれの地域における医療・介護資源、人口及び世帯構造の変化などを踏まえた上で、在宅医療の推進、介護サービスの提供体制の整備、高齢者の住まいの確保など、地域の事情に応じた取組を行っていく必要があります。</p> <p>○ また、中核市である旭川市には多くの医療・介護に関わる関係機関があり、市内に限らず近隣町との間でも連携体制の構築を進めていく必要があります。</p> <p>（緩和ケア体制の整備）</p> <p>○ 緩和ケアについては、身体症状の緩和に加え、心理社会的な問題への援助が求められています。</p> <p>○ 在宅緩和ケアを進めるため、医療用麻薬の効果的・適正な使用を図っていく必要があります。</p> <p>（在宅栄養指導、口腔衛生・口腔機能管理、訪問リハビリテーション体制の充実）</p> <p>高齢者のフレイル^{*1}対策として、低栄養の防止が重要であることから、在宅での栄養管理や口からの食生活を推進していくための歯・口腔機能の維持と誤嚥性肺炎防止などの一環として専門的な口腔ケアの充実が必要です。</p> <p>（訪問看護の質の向上と育成体制の充実）</p> <p>訪問看護師には、医師や歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、介護支援専門員などの専門職種と連絡・調整を図りながら、在宅療養中の患者に適切な看護を提供する能力が求められています。</p>	第二次医療圏	平成25年 【2013年】	令和8年 【2026年】	令和11年 【2029年】	上川中部	2,563	3,850 (3,730)	4,219 (3,980)	<p>○ 地域医療構想を推進する中で、病床の機能分化・連携が進むことに伴う増加（新たなサービス必要量）を見込んで、在宅医療の需要について推計したところ、需要の増加がみられます。</p> <p>【訪問診療の需要（推計）】 (単位：人/日)</p> <table border="1" data-bbox="1403 296 2181 411"> <thead> <tr> <th>第二次医療圏</th> <th>平成25年 【2013年】</th> <th>令和5年 【2023年】</th> <th>令和7年 【2025年】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上川中部</td> <td>2,611</td> <td>3,758 (3,457)</td> <td>4,047 (3,626)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 下段（ ）は新たなサービス必要量を除いた数</p> <p>* 令和7年（2025年）の（ ）の数は、平成25年（2013年）時点で訪問診療を受けている者の数に、二次医療圏・性年齢階級別の将来人口を乗じて推計。令和5年（2023年）は年数の按分により推計。</p> <p>○ 地域の関係機関や多職種の連携を促進し、在宅医療の推進を図るために、平成28年に旭川市と上川保健所管内9町を含めた「在宅医療専門部会」を設置し、協議・検討をしています。</p> <p>○ 平成22年に旭川市医師会が設立した「地域ケアネット旭川」では、症例検討会や講演会、研修会等の開催や、旭川市内の在宅医療に関わる社会資源の情報発信等により関係機関のネットワークづくりを進めています。</p> <p>2 課題 （在宅医療を担う医療機関等の充実）</p> <p>○ 高齢化の進行や生活習慣病（慢性疾患）が死因の上位を占めるなどの疾病構造の変化に伴い、要介護認定者や認知症患者が増加し、在宅医療の需要の大幅な増加が見込まれる中、在宅医療を求める患者が、住み慣れた家庭や地域で生活を送ることができるよう、在宅医療を提供できる医療機関や訪問看護ステーション等の充実が必要です。</p> <p>○ 特に、在宅医療の中心的役割を持つ機能強化型の在宅療養支援診療所及び病院、機能強化型や24時間対応可能な訪問看護ステーションについて整備を促進する必要があります。</p> <p>（地域における連携体制の構築）</p> <p>○ 高齢化の急速な進行を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療と介護が連携した地域包括ケアシステムを構築する必要があります。</p> <p>○ そのためには、それぞれの地域における医療・介護資源、人口及び世帯構造の変化などを踏まえた上で、在宅医療の推進、介護サービスの提供体制の整備、高齢者の住まいの確保など、地域の事情に応じた取組を行っていく必要があります。</p> <p>○ また、中核市である旭川市には多くの医療・介護に関わる関係機関があり、市内に限らず近隣町との間でも連携体制の構築を進めていく必要があります。</p> <p>（緩和ケア体制の整備）</p> <p>○ 緩和ケアについては、身体症状の緩和に加え、心理社会的な問題への援助が求められています。</p> <p>○ 在宅緩和ケアを進めるため、医療用麻薬の効果的・適正な使用を図っていく必要があります。</p> <p>（在宅栄養指導、口腔ケア体制の充実）</p> <p>高齢者のフレイル^{*1}対策として、低栄養の防止が重要であることから、在宅での栄養管理や口からの食生活を推進していくための歯・口腔機能の維持と誤嚥性肺炎防止などの一環として専門的な口腔ケアの充実が必要です。</p> <p>（訪問看護の質の向上）</p> <p>訪問看護師には、医師や歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、介護支援専門員などの専門職種と連絡・調整を図りながら、在宅療養中の患者に適切な看護を提供する能力が求められています。</p>	第二次医療圏	平成25年 【2013年】	令和5年 【2023年】	令和7年 【2025年】	上川中部	2,611	3,758 (3,457)	4,047 (3,626)	<p>○時点修正</p> <p>○文言修正</p> <p>○文言修正</p>
第二次医療圏	平成25年 【2013年】	令和8年 【2026年】	令和11年 【2029年】															
上川中部	2,563	3,850 (3,730)	4,219 (3,980)															
第二次医療圏	平成25年 【2013年】	令和5年 【2023年】	令和7年 【2025年】															
上川中部	2,611	3,758 (3,457)	4,047 (3,626)															

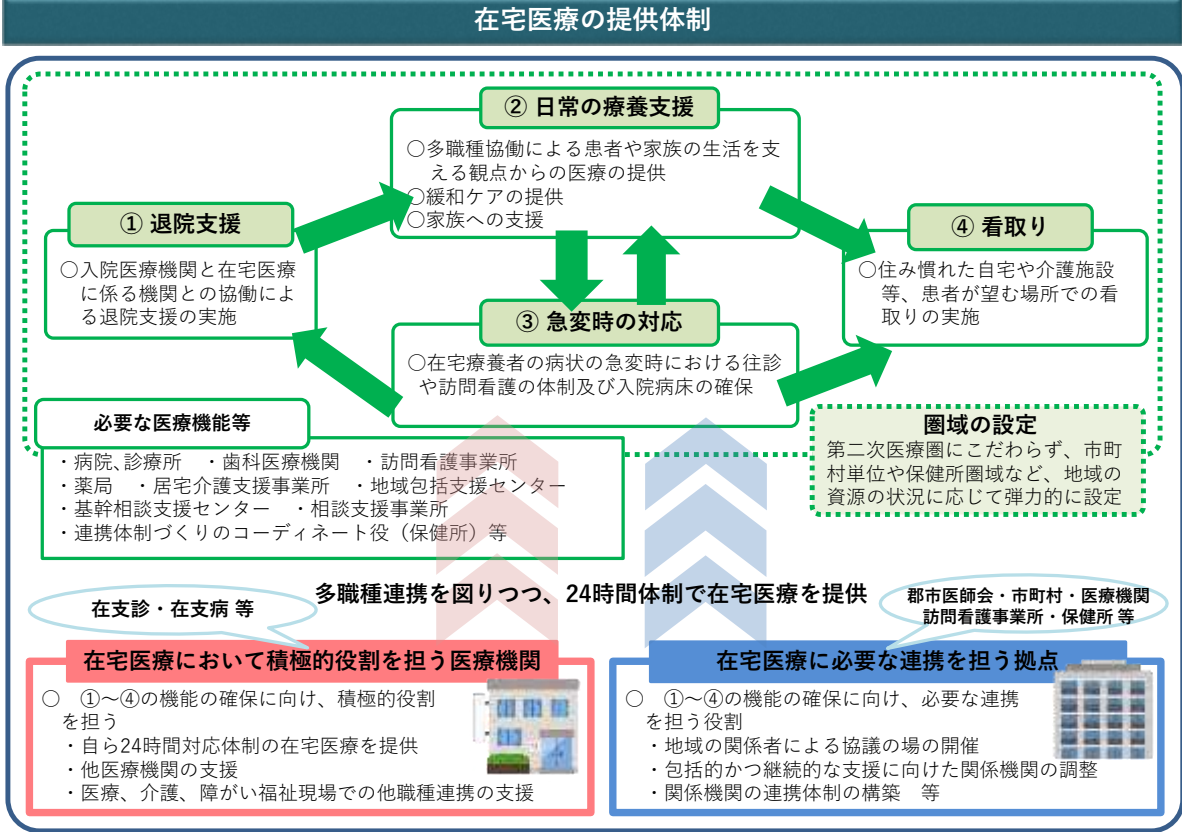
改正案（令和6年度～令和11年度）	現行計画（平成30年度～平成35年度）中間見直し	見直しの考え方
<p>（訪問薬剤管理指導の推進） 在宅療養中の患者が医薬品を適正に使用できるよう、薬局と医療機関等との間で服薬情報等を共有するとともに、薬局薬剤師による在宅患者の医薬品管理・適正使用の指導（薬剤管理指導）の実施が求められています。</p> <p>（高度な薬学管理等が可能な薬局の充実） <u>薬剤師が在宅医療へ積極的に関与することで、薬物有害事象への対処や服薬状況の改善が見込まれ、在宅医療の質の向上につながることから、多様な在宅医療のニーズに対応するため、麻薬調剤や無菌製剤処理、小児への訪問薬剤管理指導、24時間対応が可能な薬局の整備が必要です。</u></p> <p>（住民に対する在宅医療の理解の促進） ○ 在宅医療を推進するためには、住民に対し、在宅医療に関する情報提供や普及啓発が必要です。 ○ 人生の最終段階の患者が自ら望む場所で最期を迎えることができるよう、患者やその家族*¹、在宅医療に携わる関係者が患者の意思を共有すること（<u>人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）</u>）を推進する取組が必要です。 ○ また、家庭における看護の需要に対応するため、在宅療養に必要な家庭看護の知識・技術の普及を図る必要があります。</p> <p>（災害時を見据えた在宅医療の提供体制の構築） ○ <u>災害時は、緊急性の高い状況において事業の継続が必要となるため、在宅医療を行う医療機関において業務継続計画（BCP）を策定するなど、自ら避難することが困難な在宅療養中の患者が適切に避難支援を受けられる体制の構築が必要です。</u> ○ また、避難後には、救護所や避難所における健康管理を中心とした活動が重要なことから、住民に対し、お薬手帳等の普及啓発が必要です。</p> <p>3 必要な医療機能 （円滑な在宅療養移行に向けての退院支援が可能な体制【退院支援】） 入院医療機関と在宅医療を提供する医療機関の円滑な連携により、切れ目のない継続的な医療提供体制を確保することが必要です。</p> <p>（日常の療養支援が可能な体制【日常の療養支援】） 患者の疾患、重症度に応じた医療（緩和ケアを含む）が多職種協働により、患者が住み慣れた地域で継続的かつ包括的に提供されることが必要です。</p> <p>（急変時の対応が可能な体制【急変時の対応】） ○ 在宅療養中の患者の病状急変時に対応できるよう、在宅医療を担う病院・診療所、訪問看護ステーション及び入院機能を有する病院・診療所との円滑な連携による診療体制を確保することが必要です。 ○ 地域において在宅医療・救急医療等の関係者間の連携体制の構築を支援し、人生の最終段階において本人の意思が尊重される環境を整備することが必要です。</p> <p>（患者が望む場所での看取りが可能な体制【看取り】） 自宅、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の住まいや介護保険施設等、患者が望む場所での看取りを行うことができる体制を確保することが必要です。</p>	<p>（訪問薬剤管理指導の推進） 在宅療養中の患者が医薬品を適正に使用できるよう、薬局と医療機関等との間で服薬情報等を共有するとともに、薬局薬剤師による在宅患者の医薬品管理・適正使用の指導（薬剤管理指導）の実施が求められています。</p> <p>（住民に対する在宅医療の理解の促進） ○ 在宅医療を推進するためには、住民に対し、在宅医療に関する情報提供や普及啓発が必要です。 ○ 人生の最終段階の患者が自ら望む場所で最期を迎えることができるよう、患者やその家族、在宅医療に携わる関係者が患者の意思を共有することが必要です。 ○ また、家庭における看護の需要に対応するため、在宅療養に必要な家庭看護の知識・技術の普及を図る必要があります。</p> <p>（災害時を見据えた在宅医療の提供体制の構築） ○ 災害時に自ら避難することが困難な在宅療養中の患者が適切に避難支援を受けられる体制の構築が必要です。 ○ また、避難後には、救護所や避難所における健康管理を中心とした活動が重要なことから、住民に対し、お薬手帳等の普及啓発が必要です。</p> <p>3 必要な医療機能 （円滑な在宅療養移行に向けての退院支援が可能な体制【退院支援】） 入院医療機関と在宅医療を提供する医療機関の円滑な連携により、切れ目のない継続的な医療提供体制を確保することが必要です。</p> <p>（日常の療養支援が可能な体制【日常の療養支援】） 患者の疾患、重症度に応じた医療（緩和ケアを含む）が多職種協働により、患者が住み慣れた地域で継続的かつ包括的に提供されることが必要です。</p> <p>（急変時の対応が可能な体制【急変時の対応】） ○ 在宅療養中の患者の病状急変時に対応できるよう、在宅医療を担う病院・診療所、訪問看護ステーション及び入院機能を有する病院・診療所との円滑な連携による診療体制を確保することが必要です。 ○ 地域において在宅医療・救急医療等の関係者間の連携体制の構築を支援し、人生の最終段階において本人の意思が尊重される環境を整備することが必要です。</p> <p>（患者が望む場所での看取りが可能な体制【看取り】） 自宅、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の住まいや介護保険施設等、患者が望む場所での看取りを行うことができる体制を確保することが必要です。</p>	<p>○北海道医療計画の改正に合わせ文言追加</p> <p>○文言追加</p> <p>○文言追加</p>

改正案（令和6年度～令和11年度）					現行計画（平成30年度～平成35年度）中間見直し					見直しの考え方	
4 数値目標等					4 数値目標等					○時点修正	
指導区分	指標名（単位）	現状値	目標（R11）	現状値の出典（年次）	指標区分	指標名（単位）	現状値		目標（R5）*		現状値の出典（策定時・見直し時の年次）
体制整備	訪問診療を実施している医療機関数（人口10万人対）（医療機関数）	15.4	現状より増加（医療需要の伸び率から推計）	NDB【厚生労働省】（平成30年度）	体制整備	訪問診療を実施している医療機関数（人口10万人対）（医療機関数）	17.7	15.4	現状より増加（医療需要の伸び率から推計）	NDB【厚生労働省】（平成28年度・平成30年度）	
	機能強化型の在宅療養支援診療所*1又は病院*2数	12	現状より増加	北海道保健福祉部調査（令和4年度）		機能強化型の在宅療養支援診療所*1又は病院*2数	8	11	現状より増加	北海道保健福祉部調査（平成29年・令和2年）	
機能ごとの体制等	退院支援を実施している診療所または病院数	20	現状より増加	NDB【厚生労働省】（令和4年度）	機能ごとの体制等	退院支援を実施している診療所または病院数	14	14	現状より増加	NDB【厚生労働省】（平成28年度・平成30年度）	
	在宅療養後方支援病院数	2	現状より増加	北海道保健福祉部調査（令和6年）		在宅療養後方支援病院数	2	2	現状より増加	北海道保健福祉部調査（平成29年・令和2年）	
	在宅看取りを実施する医療機関数	30	現状より増加	NDB【厚生労働省】（令和4年度）		在宅看取りを実施する医療機関数	31	30	現状より増加	NDB【厚生労働省】（平成27年度・平成30年度）	
多職種の取り組み確保等	24時間体制の訪問看護ステーション数	42	現状より増加	介護サービス施設・事業所調査【厚生労働省】（令和4年）	多職種の取り組み確保等	24時間体制の訪問看護ステーション数	27	28	現状より増加	介護サービス施設・事業所調査【厚生労働省】（平成27年・平成29年）	
	歯科訪問診療を実施している医療機関数	66	現状より増加	NDB【厚生労働省】（令和4年度）		歯科訪問診療を実施している医療機関数	73	75	現状より増加	NDB【厚生労働省】（平成28年度・平成30年度）	
	訪問口腔衛生指導を実施している医療機関数	20	現状より増加	NDB【厚生労働省】（令和4年度）		訪問口腔衛生指導を実施している医療機関数	-	22	現状より増加	NDB【厚生労働省】（平成30年度）	
	①訪問薬剤管理指導、②居宅療養管理指導を実施する薬局数	①35 ②112	現状より増加	NDB、介護DB【厚生労働省】（令和4年度）		①訪問薬剤管理指導、②居宅療養管理指導を実施する薬局数	①26 ②69	①30 ②90	現状より増加	NDB、介護DB【厚生労働省】（平成28年度・平成30年度）	
	地域支援体制加算届出のある薬局数	82	現状より増加	北海道保健福祉部調査（令和5年）		実施件数等	訪問診療を受けた患者数【1か月当たり】（人口10万人対）（人）	483.5	554.2	現状より増加	NDB【厚生労働省】（平成28年度・平成30年度）
	訪問リハビリテーションを実施している医療機関、介護老人保健福祉施設、介護医療院数	25	現状より増加	NDB、介護DB【厚生労働省】（令和4年度）		住民の健康状態等	在宅死亡率（%）*1	16.5	16.5	現状より増加	人口動態調査【厚生労働省】（平成27年・令和元年）
	訪問栄養食事指導を実施している医療機関数（在宅訪問栄養指導料の算定件数）【1か月あたり】	0.1	現状より増加	KDB【厚生労働省】（令和2年度）							
実施件数等	訪問診療を受けた患者数【1か月当たり】（人口10万人対）（人）	875	現状より増加	KDB【厚生労働省】（令和2年度）							
	訪問看護利用者数（医療保険）【1か月あたり】	30.7	現状より増加	NDB【厚生労働省】（令和4年度）							
住民の健康状態等	在宅死亡率（%）*1	19.5	現状より増加	人口動態調査【厚生労働省】（令和4年度）							
	在宅ターミナル加算を受けた患者数【1か月当たり】（人）	413	現状より増加	NDB【厚生労働省】（令和4年度）（在宅ターミナル加算等の算定件数）							
*1 自宅、老人ホーム（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び有料老人ホーム）での死亡率					*1 自宅、老人ホーム（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び有料老人ホーム）での死亡率					○出典の変更による修正	
*2 目標における「現状」は、中間見直し時の数値とする。					*2 目標における「現状」は、中間見直し時の数値とする。						
5 数値目標等を達成するために必要な施策 （在宅医療を推進するための支援）					5 数値目標等を達成するために必要な施策					○北海道医療計画の改正に合わせ文言追加	
○ 各市町で必要な在宅医療提供体制が推進されるよう、各市町の取組について情報共有や意見交換を実施するなど、地域で在宅医療を担う医療従事者等に対する支援を行います。											
（在宅医療において積極的役割を担う医療機関の整備）											
○ 在宅医療における必要な医療機能の確保・強化に向けて、自ら24時間対応体制の在宅医療を提供するとともに、他の医療機関の支援も行いながら、医療や介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援を行う病院や診療所を、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」として位置付けることとし、各在宅医療圏における整備を進めます。											

改正案（令和6年度～令和11年度）	現行計画（平成30年度～平成35年度）中間見直し	見直しの考え方
<p>（在宅医療に必要な連携を担う拠点の整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>在宅医療における必要な医療機関の確保・強化に向けて、市町が実施する在宅医療・介護連携推進事業の取組と連携しながら、保健所は多職種の連携体制づくりにおけるコーディネートの役割を担います。</u> ○ <u>包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制を構築するための連携調整を図るため、当圏域における「在宅医療に必要な連携を行う拠点」については、地域課題の把握・分析、取組の検討等を進めていきます。</u> <p>（地域における連携体制の構築）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅医療に関わる多職種で構成する「在宅医療専門部会」での協議を踏まえ、上川中部圏域内の市町間の連携や、多職種連携の促進に努めます。 ○ 患者の病状急変時に対応できるよう、在宅医療を担う病院・診療所、訪問看護事業所、在宅療養後方支援病院、地域包括ケア病棟を整備している医療機関等との相互の連携のほか、<u>人生の最終段階において患者本人の意思が尊重されるよう、患者やその家族、在宅医療に携わる関係者が患者の意思を共有する人生会議（ACP（アドバンス・ケア・プランニング））の取組を踏まえた連携体制の構築に努めます。</u> ○ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員、市町職員などを対象に、多職種協働による在宅チーム医療等についての研修を行うなど、在宅医療を担う人材の育成と多職種間の連携体制の構築に努めます。 ○ <u>人口規模が小さい町などにおいて、在宅医療・介護連携に係る二次医療圏域・在宅医療圏域におけるネットワーク化などの広域調整を実施します。</u> ○ 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、心身の状況等に応じた適切な住まいの確保と、安心して日常生活を営むために必要な生活支援サービスなどの介護サービスや在宅医療の提供を一体的にとらえ、住宅施策と福祉施策の連携に努めます。 ○ 医療と介護の連携体制を構築するため、ICTを活用した患者情報共有ネットワーク、見守り支援、遠隔医療等の取組を促進します。 <div data-bbox="192 1312 1335 1890"> <p style="text-align: center;">在宅医療における連携体制</p> </div>	<p>（地域における連携体制の構築）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅医療に関わる多職種で構成する「在宅医療専門部会」での協議を踏まえ、上川中部圏域内の市町間の連携や、多職種連携の促進に努めます。 ○ <u>住み慣れた地域で暮らしながら医療を受けられるよう、市町単位での在宅医療の連携構築を目指し、在宅医療・介護連携推進事業を実施する市町が、多職種による連携体制づくりのコーディネーター役である道立保健所や関係機関等と連携し、地域の医療介護資源等の把握や課題の整理を行い、課題解決に向け取組を進め、退院支援から日常の療養支援、急変時の対応、施設を含めた在宅等の看取りまで継続した体制の構築を図ります。</u> ○ 患者の病状急変時に対応できるよう、在宅医療を担う病院・診療所、訪問看護事業所、在宅療養後方支援病院、地域包括ケア病棟を整備している医療機関等相互の連携体制の構築に努めます。 ○ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員、市町職員などを対象に、多職種協働による在宅チーム医療等についての研修を行うなど、在宅医療を担う人材の育成と多職種間の連携体制の構築に努めます。 ○ <u>医療と介護の連携を図るため、医師等医療従事者と介護支援専門員等による事例検討や情報共有・連携のためのルールや様式などを検討します。</u> ○ 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、心身の状況等に応じた適切な住まいの確保と、安心して日常生活を営むために必要な生活支援サービスなどの介護サービスや在宅医療の提供を一体的にとらえ、住宅施策と福祉施策の連携に努めます。 ○ 医療と介護の連携体制を構築するため、ICTを活用した患者情報共有ネットワーク、見守り支援、遠隔医療等の取組を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○北海道医療計画の改正に合わせ文言追加 ○文言削除 ○文言修正 ○文言修正 ○図の追加 ○文言削除

改正案（令和6年度～令和11年度）	現行計画（平成30年度～平成35年度）中間見直し	見直しの考え方
<p>（在宅医療を担う医療機関の整備等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅医療を必要とする患者や家族のニーズに対応できるよう、在宅医療の中心となる機能強化型の在宅療養支援診療所・病院、訪問診療を実施する病院・診療所、歯科診療所（在宅療養支援歯科診療所等）、薬局や24時間体制の訪問看護ステーションの整備等を支援します。 24時間体制の在宅医療を提供できるよう、地域の資源を有効に活用するなど関係機関のネットワークの構築に努めます。 <p>（緩和ケア体制の整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅緩和ケアが推進されるよう、関係職種相互理解を深め、関係者の連携を促進します。 在宅に関わる、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員などの多職種が緩和ケアの理解を深められるよう研修会を実施します。 在宅緩和ケアにおける医療用麻薬の適正使用を推進するため、薬局に勤務する薬剤師を対象とする各種研修会を通じて、薬局における医療用麻薬の適切な服薬管理が行われるよう支援します。 <u>医療用麻薬が、薬局から在宅療養中の患者へ迅速かつ適切に提供されるよう、地域における麻薬在庫情報の共有を進め、薬局間での融通など、円滑な供給を図ります。</u> <p>（在宅栄養指導、口腔衛生管理・口腔機能管理、訪問リハビリテーション体制の充実）</p> <p><u>医師、歯科医師をはじめ、管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の多職種と連携し、一体的な口腔・栄養管理、リハビリテーション・機能訓練が提供されるよう、専門職の育成を図りながら、在宅における栄養管理や口腔衛生管理・口腔機能管理、リハビリテーションの充実に努めます。</u></p> <p>（訪問看護の質の向上と育成体制の向上）</p> <p>在宅療養中の患者が住み慣れた地域で生活することができるよう、他の専門職種と連絡・調整し、生活の質を確保しながら支援を行うため、<u>研修の充実と人材育成の研修の実施等を通じ</u>訪問看護を行う看護職員の確保と質の向上を図ります。</p> <p>（訪問薬剤管理指導の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅療養中の患者が適正に服薬できるよう、服薬状況を記録する「おくすり手帳」の普及を図ります。 また、「健康サポート薬局」などの薬局薬剤師に対する各種研修会を通じ、薬局間や関係機関との連携・協力による在宅患者への薬剤管理指導を促し、在宅医療の取組の充実に努めます。 <p>（高度な薬学管理等が可能な薬局の充実）</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>薬局薬剤師が在宅医療において高度な薬学管理等を実施する能力を身につけるための研修会を開催し、薬剤師の在宅医療への積極的な関与を推進します。</u> 	<p>（在宅医療を担う医療機関の整備等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅医療を必要とする患者や家族のニーズに対応できるよう、在宅医療の中心となる機能強化型の在宅療養支援診療所・病院、訪問診療を実施する病院・診療所、歯科診療所（在宅療養支援歯科診療所等）、薬局や24時間体制の訪問看護ステーションの整備等を支援します。 24時間体制の在宅医療を提供できるよう、地域の資源を有効に活用するなど関係機関のネットワークの構築に努めます。 <p>（緩和ケア体制の整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅緩和ケアが推進されるよう、関係職種相互理解を深め、関係者の連携を促進します。 在宅に関わる、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員などの多職種が緩和ケアの理解を深められるよう研修会を実施します。 在宅緩和ケアにおける医療用麻薬の適正使用を推進するため、薬局に勤務する薬剤師を対象とする各種研修会を通じて、薬局における医療用麻薬の適切な服薬管理が行われるよう支援します。 <u>薬局から医療用麻薬を迅速かつ適切に在宅療養中の患者に提供されるよう、地域単位での麻薬在庫情報の共有を進め、薬局間での融通など、円滑な供給を図ります。</u> <p>（在宅栄養指導、口腔ケア体制の充実）</p> <p><u>在宅における栄養管理や歯・口腔機能の維持、専門的な口腔ケアの充実に努めます。</u></p> <p>（訪問看護の質の向上）</p> <p>在宅療養中の患者が住み慣れた地域で生活することができるよう、他の専門職種と連絡・調整し、生活の質を確保しながら支援を行うため、<u>研修の実施等を通じ</u>訪問看護を行う看護職員の確保と質の向上を図ります。</p> <p>（訪問薬剤管理指導の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅療養中の患者が適正に服薬できるよう、服薬状況を記録する「おくすり手帳」の普及を図ります。 また、「健康サポート薬局」などの薬局薬剤師に対する各種研修会を通じ、薬局間や関係機関との連携・協力による在宅患者への薬剤管理指導を促し、在宅医療の取組の充実に努めます。 	<p>○文言修正</p> <p>○文言修正</p> <p>○文言修正</p> <p>○北海道医療計画の改正に合わせ文言追加</p>

改正案（令和6年度～令和11年度）	現行計画（平成30年度～平成35年度）	見直しの考え方
<p>（住民に対する在宅医療の理解の促進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>住民が安心して在宅で医療を受けることができるよう</u>、往診や訪問診療など在宅医療に重要な役割を果たすかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つことの必要性、訪問看護、訪問リハビリテーションや栄養指導の役割などについて、住民に対する普及啓発に努めるとともに、在宅医療に関する情報提供を行います。 ○ <u>最期まで自分らしく生きたいと願う</u>患者の意思に沿った医療が提供できるよう、日頃から、急変時や人生の最終段階における医療についてどう考えるか、<u>患者本人や患者の大切な存在である家族、かかりつけ医や訪問看護師をはじめとした医療従事者等が繰り返し話し合う人生会議（ACP（アドバンス・ケア・プランニング））の取組が重要であることから、知りたくない又は考えたくないといった患者等にも配慮しながら、各市町が行う住民フォーラムや住民懇談会等、普及啓発に努めるとともに、在宅療養中の患者の急変に備え、支援関係者間で患者の意思等が共有できる体制構築に努めます。</u> <p>（災害時を見据えた在宅医療の提供体制の構築）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に自ら避難することが困難な在宅療養中の患者が適切に避難支援を受けられるよう、住民に対し、避難行動要支援者への支援制度やお薬手帳等の意義について普及啓発するとともに、<u>市町</u>、医療機関等の関係機関・関係団体との連携を図ります。 ○ <u>また、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」において、災害時等にも適切な医療を提供するための計画（業務継続計画（BCP））の策定に取り組みます。</u> 【関連：第2章第7節「災害医療体制」（P62）】 <p>6 在宅医療圏域の設定 <u>在宅医療の連携圏域は、住み慣れた地域で暮らしながら医療を受けられる体制としていくため、「在宅医療における必要な連携の拠点」である郡市医師会や市町等が構築する連携体制と同じく、第二次医療圏域単位よりは小さくて、市町村単位よりは大きい、全道39の地域単位のうち、上川中部は旭川市と上川の2圏域とします。</u></p> <p>7 医療機関等の具体的名称 第8章別表参照（随時更新）</p> <p>8 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者のフレイル対策には食事が重要であり、経口摂取の維持・継続による低栄養や誤嚥性肺炎への予防が必要なことから、旭川地域歯科医療連携室を拠点として、在宅歯科医療や口腔衛生指導の推進を図ります。 ○ 認知症を含めた要介護高齢者に対する経口摂取の維持・継続による低栄養の予防や誤嚥性肺炎の予防のため、歯科診療所（在宅療養支援歯科診療所等）は、在宅療養支援診療所をはじめとする医療機関、病院歯科、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所等と十分に連携しながら、口腔衛生指導（専門的口腔ケアを含む）や歯科治療等、適切な歯科医療の提供に努めます。 ○ 病院歯科は、在宅歯科医療を実施する歯科診療所に対して、緊急時の対応、歯科治療における全身管理上の諸問題に対応するための後方支援に努めます。 	<p>（住民に対する在宅医療の理解の促進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 往診や訪問診療など在宅医療に重要な役割を果たすかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つことの必要性、訪問看護、訪問リハビリテーションや栄養指導の役割などについて、住民に対する普及啓発に努めるとともに、在宅医療に関する情報提供を行います。 ○ 患者の意思に沿った医療が提供できるよう、日頃から、急変時や人生の最終段階における医療についてどう考えるか、かかりつけ医<u>等医療従事者や家族と話し合うことなどについて</u>、住民フォーラムや住民懇談会等、普及啓発に努めるとともに、在宅療養中の患者の急変に備え、<u>かかりつけ医等医療従事者や介護関係者</u>間で患者の意思等が共有できる体制構築に努めます。 <p>（災害時を見据えた在宅医療の提供体制の構築） 災害時に自ら避難することが困難な在宅療養中の患者が適切に避難支援を受けられるよう、住民に対し、避難行動要支援者への支援制度やお薬手帳等の意義について普及啓発するとともに、<u>市町村</u>、医療機関等の関係機関・関係団体との連携を図ります。 【関連：第2章第7節「災害医療体制」（P46）】</p> <p>6 医療機関等の具体的名称 第6章別表参照（随時更新）</p> <p>7 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者のフレイル対策には食事が重要であり、経口摂取の維持・継続による低栄養や誤嚥性肺炎への予防が必要なことから、旭川地域歯科医療連携室を拠点として、在宅歯科医療や口腔衛生指導の推進を図ります。 ○ 認知症を含めた要介護高齢者に対する経口摂取の維持・継続による低栄養の予防や誤嚥性肺炎の予防のため、歯科診療所（在宅療養支援歯科診療所等）は、在宅療養支援診療所をはじめとする医療機関、病院歯科、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所等と十分に連携しながら、口腔衛生指導（専門的口腔ケアを含む）や歯科治療等、適切な歯科医療の提供に努めます。 ○ 病院歯科は、在宅歯科医療を実施する歯科診療所に対して、緊急時の対応、歯科治療における全身管理上の諸問題に対応するための後方支援に努めます。 	<p>○文言修正</p> <p>○文言修正・追加</p> <p>○文言修正・追加</p> <p>○北海道医療計画の改正に合わせ文言追加</p> <p>○項目追加による番号修正</p> <p>○文言修正</p>

改正案（令和6年度～令和11年度）	現行計画（平成30年度～平成35年度）中間見直し	見直しの考え方
<p>9 薬局の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅患者の適切な服薬管理等を推進するため、かかりつけ薬局・薬剤師を普及するとともに、「健康サポート薬局」を中心に、在宅患者の薬剤管理指導や医薬品・衛生材料等の円滑な供給を薬局相互の連携・協力により実施し、在宅医療の取組の充実に努めます。 在宅緩和ケアにおける医療用麻薬の適正使用を推進するため、がん疼痛緩和と医療用麻薬の適正使用に関する研修会に薬局薬剤師が積極的に参加するなどして、医療用麻薬の適切な服薬管理などに努めます。 また、医療用麻薬を迅速かつ適切に在宅患者に提供するため、地域単位での麻薬の在庫情報を共有するとともに、薬局間での融通などを行い、麻薬の円滑な供給に努めます。 <p>10 訪問看護事業所の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅生活に移行するに当たっては、病院看護師等の医療機関のスタッフと訪問看護師が入院中から連携し、在宅療養の環境整備に努めます。 治療や療養を必要とする患者が、通院困難な状態にあっても患者や家族が希望する自宅等の生活の場で必要な医療を受けられるよう、地域の特性や生活状況を踏まえた適切なケアの提供を行うとともに、関係機関との調整を行う中心的な存在として、在宅生活の継続に向けた取組を進めます。 在宅で療養生活を継続する患者の急変時に適切に対応できるよう、平時から救急時の連携体制や救急車到着までの対処方法などを患者・家族と事前に取り決め、緊急時の対応に備えます。 在宅療養中の患者が自宅等での看取りを希望する場合、主治医及び関係者と十分に連携し、患者に対する緩和ケアや家族に対する精神的支援などに努めます。 	<p>8 薬局の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅患者の適切な服薬管理等を推進するため、かかりつけ薬局・薬剤師を普及するとともに、「健康サポート薬局」を中心に、在宅患者の薬剤管理指導や医薬品・衛生材料等の円滑な供給を薬局相互の連携・協力により実施し、在宅医療の取組の充実に努めます。 在宅緩和ケアにおける医療用麻薬の適正使用を推進するため、がん疼痛緩和と医療用麻薬の適正使用に関する研修会に薬局薬剤師が積極的に参加するなどして、医療用麻薬の適切な服薬管理などに努めます。 また、医療用麻薬を迅速かつ適切に在宅患者に提供するため、地域単位での麻薬の在庫情報を共有するとともに、薬局間での融通などを行い、麻薬の円滑な供給に努めます。 <p>9 訪問看護ステーションの役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅生活に移行するに当たっては、病院看護師等の医療機関のスタッフと訪問看護師が入院中から連携し、在宅療養の環境整備に努めます。 治療や療養を必要とする患者が、通院困難な状態にあっても患者や家族が希望する自宅等の生活の場で必要な医療を受けられるよう、地域の特性や生活状況を踏まえた適切なケアの提供を行うとともに、関係機関との調整を行う中心的な存在として、在宅生活の継続に向けた取組を進めます。 在宅で療養生活を継続する患者の急変時に適切に対応できるよう、平時から救急時の連携体制や救急車到着までの対処方法などを患者・家族と事前に取り決め、緊急時の対応に備えます。 在宅療養中の患者が自宅等での看取りを希望する場合、主治医及び関係者と十分に連携し、患者に対する緩和ケアや家族に対する精神的支援などに努めます。 	<p>○北海道医療計画の改正に合わせ文言修正</p>
 <p>在宅医療の提供体制</p> <p>① 退院支援 ○入院医療機関と在宅医療に係る機関との協働による退院支援の実施</p> <p>② 日常の療養支援 ○多職種協働による患者や家族の生活を支える観点からの医療の提供 ○緩和ケアの提供 ○家族への支援</p> <p>③ 急変時の対応 ○在宅療養者の病状の急変時における往診や訪問看護の体制及び入院病床の確保</p> <p>④ 看取り ○住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りの実施</p> <p>必要な医療機能等 ・病院、診療所 ・歯科医療機関 ・訪問看護事業所 ・薬局 ・居宅介護支援事業所 ・地域包括支援センター ・基幹相談支援センター ・相談支援事業所 ・連携体制づくりのコーディネート役（保健所）等</p> <p>圏域の設定 第二次医療圏にこだわらず、市町村単位や保健所圏域など、地域の資源の状況に応じて弾力的に設定</p> <p>多職種連携を円らつ、24時間体制で在宅医療を提供 在支診・在支病等 都市医師会・市町村・医療機関 訪問看護事業所・保健所等</p> <p>在宅医療において積極的役割を担う医療機関 ○①～④の機能の確保に向け、積極的役割を担う ・自ら24時間対応体制の在宅医療を提供 ・他医療機関の支援 ・医療、介護、障がい福祉現場での他職種連携の支援</p> <p>在宅医療に必要な連携を担う拠点 ○①～④の機能の確保に向け、必要な連携を担う役割 ・地域の関係者による協議の場の開催 ・包括的かつ継続的な支援に向けた関係機関の調整 ・関係機関の連携体制の構築 等</p>		<p>○図の追加</p>

第8章 別表

第6章 別表

別表 1	がん診療連携拠点病院等一覧	… 120
別表 2	北海道がん診療連携指定病院一覧	
別表 3	小児がん拠点病院等一覧	
別表 4	がんゲノム医療中核拠点病院等一覧	
別表 5	脳卒中の急性期医療を担う医療機関一覧	… 121
別表 6	脳卒中の回復期医療を担う医療機関一覧	
別表 7	急性心筋梗塞の急性期医療を担う医療機関一覧	… 122
別表 8	糖尿病の医療機能を担う医療機関一覧	
【別掲】	糖尿病の医療機能を担う医療機関（眼科）	…
別表 9	精神疾患の医療機能を担う医療機関一覧	… 125
別表 10	初期救急医療機関及び二次救急医療機関一覧	… 126
別表 11	休日夜間急患センター一覧	
別表 12	救命救急センター一覧	… 127
別表 13	北海道災害拠点病院・DMAT指定医療機関一覧	
別表 14	第一種・第二種感染症指定医療機関一覧	
別表 15	医療措置協定締結医療機関一覧	
別表 16	へき地医療拠点病院及びへき地診療所等一覧	… 128
別表 17	周産期母子医療センター一覧	
別表 18	産科又は産婦人科を標ぼうする医療機関一覧	… 129
別表 19	助産師外来・院内助産所開設医療機関一覧	
別表 20	小児救急医療支援事業参加病院一覧（小児二次救急医療体制）	
別表 21	北海道小児地域医療センター・北海道小児地域支援病院一覧	
別表 22	小児科又は小児外科を標ぼうする医療機関一覧	… 130
別表 23	在宅療養支援病院及び在宅療養支援診療所一覧	… 132
別表 24	在宅療養後方支援病院一覧	
別表 25	在宅療養支援歯科診療所	… 133
別表 26	在宅患者調剤加算算定薬局一覧	
別表 27	訪問看護事業所一覧	… 134
別表 28	在宅医療において積極的な役割を担う医療機関一覧	
別表 29	在宅医療に必要な連携を担う拠点一覧	… 135
別表 30	北海道アレルギー疾患診療連携拠点病院・地域協力病院一覧	
別表 31	紹介受診重点医療機関一覧	

別表 1	がん診療連携拠点病院等一覧	… 76
別表 2	北海道がん診療連携指定病院一覧	
別表 3	小児がん拠点病院等一覧	
別表 4	がんゲノム医療中核拠点病院等一覧	
別表 5	脳卒中の急性期医療を担う医療機関一覧	… 77
別表 6	脳卒中の回復期医療を担う医療機関一覧	
別表 7	急性心筋梗塞の急性期医療を担う医療機関一覧	… 78
別表 8	糖尿病の医療機能を担う医療機関一覧	
【別掲】	糖尿病の医療機能を担う医療機関（眼科）	… 80
別表 9	精神疾患の医療機能を担う医療機関一覧	… 81
別表 10	初期救急医療機関及び二次救急医療機関一覧	… 82
別表 11	休日夜間急患センター一覧	
別表 12	救命救急センター一覧	… 83
別表 13	北海道災害拠点病院・DMAT指定医療機関一覧	
別表 14	へき地医療拠点病院及びへき地診療所等一覧	… 84
別表 15	周産期母子医療センター一覧	
別表 16	産科又は産婦人科を標ぼうする医療機関一覧	… 85
別表 17	助産師外来・院内助産所開設医療機関一覧	
別表 18	小児救急医療支援事業参加病院一覧（小児二次救急医療体制）	
別表 19	北海道小児地域医療センター・北海道小児地域支援病院一覧	
別表 20	小児科又は小児外科を標ぼうする医療機関一覧	… 86
別表 21	在宅療養支援病院及び在宅療養支援診療所一覧	… 88
別表 22	在宅療養後方支援病院一覧	
別表 23	在宅療養支援歯科診療所	… 89
別表 24	在宅患者調剤加算算定薬局一覧	
別表 25	訪問看護ステーション一覧	… 90

改正案（令和6年度～令和11年度）	現行計画（平成30年度～平成35年度）中間見直し	見直しの考え方																				
<p>別表1 がん診療連携拠点病院等一覧 〔医療機関名公表基準〕</p> <p>「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（令和4年8月1日付健発0801第16号厚生労働省健康局長通知）により厚生労働大臣が指定したがん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院</p> <p style="text-align: right;">（令和6年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="157 317 1362 472"> <thead> <tr> <th>第三次医療圏</th> <th>第二次医療圏</th> <th>市区町村</th> <th>地域がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道北</td> <td>上川中部</td> <td>旭川市</td> <td>旭川医科大学病院 J A北海道厚生連 旭川厚生病院 市立旭川病院</td> </tr> </tbody> </table>	第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	地域がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院	道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院 J A北海道厚生連 旭川厚生病院 市立旭川病院	<p>別表1 がん診療連携拠点病院等一覧 〔医療機関名公表基準〕</p> <p>「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（平成26年1月10日付健発第0110第7号厚生労働省健康局長通知）により厚生労働大臣が指定したがん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院</p> <p style="text-align: right;">（令和2年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1397 317 2602 472"> <thead> <tr> <th>第三次医療圏</th> <th>第二次医療圏</th> <th>市区町村</th> <th>地域がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道北</td> <td>上川中部</td> <td>旭川市</td> <td>旭川医科大学病院 J A北海道厚生連 旭川厚生病院 市立旭川病院</td> </tr> </tbody> </table>	第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	地域がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院	道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院 J A北海道厚生連 旭川厚生病院 市立旭川病院	○時点修正				
第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	地域がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院																			
道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院 J A北海道厚生連 旭川厚生病院 市立旭川病院																			
第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	地域がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院																			
道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院 J A北海道厚生連 旭川厚生病院 市立旭川病院																			
<p>別表2 北海道がん診療連携指定病院一覧 〔医療機関名公表基準〕</p> <p>「北海道がん診療連携指定病院整備要綱」（平成30年10月17日付地保第2821号北海道保健福祉部長通知）により北海道知事が指定した病院</p> <p style="text-align: right;">（令和6年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="157 741 1362 867"> <thead> <tr> <th>第三次医療圏</th> <th>第二次医療圏</th> <th>市区町村</th> <th>がん診療連携指定病院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道北</td> <td>上川中部</td> <td>旭川市</td> <td>旭川赤十字病院 独立行政法人 国立病院機構 旭川医療センター</td> </tr> </tbody> </table>	第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	がん診療連携指定病院	道北	上川中部	旭川市	旭川赤十字病院 独立行政法人 国立病院機構 旭川医療センター	<p>別表2 北海道がん診療連携指定病院一覧 〔医療機関名公表基準〕</p> <p>「北海道がん診療連携指定病院整備要綱」（平成29年3月31日付地保第5293号北海道保健福祉部長通知）により北海道知事が指定した病院</p> <p style="text-align: right;">（令和2年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1397 741 2602 867"> <thead> <tr> <th>第三次医療圏</th> <th>第二次医療圏</th> <th>市区町村</th> <th>がん診療連携指定病院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道北</td> <td>上川中部</td> <td>旭川市</td> <td>旭川赤十字病院 独立行政法人 国立病院機構 旭川医療センター</td> </tr> </tbody> </table>	第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	がん診療連携指定病院	道北	上川中部	旭川市	旭川赤十字病院 独立行政法人 国立病院機構 旭川医療センター					
第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	がん診療連携指定病院																			
道北	上川中部	旭川市	旭川赤十字病院 独立行政法人 国立病院機構 旭川医療センター																			
第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	がん診療連携指定病院																			
道北	上川中部	旭川市	旭川赤十字病院 独立行政法人 国立病院機構 旭川医療センター																			
<p>別表3 小児がん拠点病院等一覧 医療機関名公表基準</p> <p>「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」（令和4年8月1日付健発0801第17号厚生労働省健康局長通知）により厚生労働大臣が指定した小児がん拠点病院及び小児がん拠点病院が指定した小児がん連携病院</p> <p style="text-align: right;">（令和6年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="157 1136 1362 1230"> <thead> <tr> <th>第三次医療圏</th> <th>第二次医療圏</th> <th>市区町村</th> <th>小児がん拠点病院及び小児がん連携病院</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道北</td> <td>上川中部</td> <td>旭川市</td> <td>旭川医科大学病院</td> <td>(1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 小児がん連携病院の区分について、(1)は「地域の小児がん診療を行う連携病院」、(2)は「特定のがん種等についての診療を行う連携病院」、(3)は「小児がん患者等の長期的診療体制の強化のための連携病院」</p>	第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	小児がん拠点病院及び小児がん連携病院	区分	道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院	(1)	<p>別表3 小児がん拠点病院等一覧 医療機関名公表基準</p> <p>「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」（平成30年7月31日付健発0731第2号厚生労働省健康局長通知）により厚生労働大臣が指定した小児がん拠点病院及び小児がん拠点病院が指定した小児がん連携病院</p> <p style="text-align: right;">（令和2年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1397 1136 2602 1230"> <thead> <tr> <th>第三次医療圏</th> <th>第二次医療圏</th> <th>市区町村</th> <th>小児がん拠点病院及び小児がん連携病院</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道北</td> <td>上川中部</td> <td>旭川市</td> <td>旭川医科大学病院</td> <td>(1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 小児がん連携病院の区分について、(1)は「地域の小児がん診療を行う連携病院」、(2)は「特定のがん種等についての診療を行う連携病院」、(3)は「小児がん患者等の長期的診療体制の強化のための連携病院」</p>	第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	小児がん拠点病院及び小児がん連携病院	区分	道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院	(1)	
第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	小児がん拠点病院及び小児がん連携病院	区分																		
道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院	(1)																		
第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	小児がん拠点病院及び小児がん連携病院	区分																		
道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院	(1)																		
<p>別表4 がんゲノム医療中核拠点病院等一覧 医療機関名公表基準</p> <p>「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備に関する指針」（令和5年8月1日付健発0801第18号厚生労働省健康局長通知）により厚生労働大臣が指定したがんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療拠点病院並びにがんゲノム医療連携病院</p> <p style="text-align: right;">（令和6年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="157 1587 1362 1722"> <thead> <tr> <th>第三次医療圏</th> <th>第二次医療圏</th> <th>市区町村</th> <th>ゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療拠点病院並びにがんゲノム医療連携病院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道北</td> <td>上川中部</td> <td>旭川市</td> <td>旭川医科大学病院 ※がんゲノム医療連携病院 J A北海道厚生連 旭川厚生病院 ※がんゲノム医療連携病院</td> </tr> </tbody> </table>	第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	ゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療拠点病院並びにがんゲノム医療連携病院	道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院 ※がんゲノム医療連携病院 J A北海道厚生連 旭川厚生病院 ※がんゲノム医療連携病院	<p>別表4 がんゲノム医療中核拠点病院等一覧 医療機関名公表基準</p> <p>「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備に関する指針」（平成29年12月25日付健発1225第3号厚生労働省健康局長通知）により厚生労働大臣が指定したがんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療拠点病院並びにがんゲノム医療連携病院</p> <p style="text-align: right;">（令和2年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1397 1587 2602 1682"> <thead> <tr> <th>第三次医療圏</th> <th>第二次医療圏</th> <th>市区町村</th> <th>ゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療拠点病院並びにがんゲノム医療連携病院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道北</td> <td>上川中部</td> <td>旭川市</td> <td>旭川医科大学病院 ※がんゲノム医療連携病院</td> </tr> </tbody> </table>	第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	ゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療拠点病院並びにがんゲノム医療連携病院	道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院 ※がんゲノム医療連携病院					
第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	ゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療拠点病院並びにがんゲノム医療連携病院																			
道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院 ※がんゲノム医療連携病院 J A北海道厚生連 旭川厚生病院 ※がんゲノム医療連携病院																			
第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	ゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療拠点病院並びにがんゲノム医療連携病院																			
道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院 ※がんゲノム医療連携病院																			


改正案（令和6年度～令和11年度）		現行計画（平成30年度～平成35年度）中間見直し		見直しの考え方																																																																																								
別表5 脳卒中の急性期医療を担う医療機関一覧 医療機関名公表基準 次の①～③が24時間対応可能である病院・診療所（病院群輪番制をとっている圏域については、救急当番日のみの場合を含む） ①血液検査及び画像（CT・MRI、超音波検査等） ②開頭手術(脳動脈瘤クリッピング術、脳内血腫除去術、減圧開頭術等)、外科的血管再建術、かつ脳血管内手術 ③t-P Aによる血栓溶解療法 (令和5年4月1日現在)		別表5 脳卒中の急性期医療を担う医療機関一覧 医療機関名公表基準 次の①～③が24時間対応可能である病院・診療所（病院群輪番制をとっている圏域については、救急当番日のみの場合を含む） ①血液検査及び画像（CT・MRI、超音波検査等） ②開頭手術(脳動脈瘤クリッピング術、脳内血腫除去術、減圧開頭術等)、外科的血管再建術、かつ脳血管内手術 ③t-P Aによる血栓溶解療法 (令和2年4月1日現在)		○時点修正																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>第三次医療圏</th> <th>第二次医療圏</th> <th>市区町村</th> <th>医療機関</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">道北</td> <td rowspan="4">上川中部</td> <td rowspan="4">旭川市</td> <td>旭川医科大学病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旭川赤十字病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大西病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会医療法人 元生会 森山病院</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		第三次医療圏	第二次医療圏		市区町村	医療機関	備考	道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院		旭川赤十字病院		大西病院		社会医療法人 元生会 森山病院		<table border="1"> <thead> <tr> <th>第三次医療圏</th> <th>第二次医療圏</th> <th>市区町村</th> <th>医療機関</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">道北</td> <td rowspan="5">上川中部</td> <td rowspan="5">旭川市</td> <td>旭川医科大学病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旭川赤十字病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旭川脳神経外科循環器内科病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大西病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会医療法人 元生会 森山病院</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関	備考	道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院		旭川赤十字病院		旭川脳神経外科循環器内科病院		大西病院		社会医療法人 元生会 森山病院																																																							
第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関		備考																																																																																							
道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院																																																																																									
			旭川赤十字病院																																																																																									
			大西病院																																																																																									
			社会医療法人 元生会 森山病院																																																																																									
第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関	備考																																																																																								
道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院																																																																																									
			旭川赤十字病院																																																																																									
			旭川脳神経外科循環器内科病院																																																																																									
			大西病院																																																																																									
			社会医療法人 元生会 森山病院																																																																																									
別表6 脳卒中の回復期医療を担う医療機関一覧 医療機関名公表基準 次の①②の両方を満たす病院・診療所 ①脳血管疾患等リハビリテーション料の保険診療に係る届出をしている ②脳卒中の回復期リハビリテーションの対応が可能 (令和5年4月1日現在)		別表6 脳卒中の回復期医療を担う医療機関一覧 医療機関名公表基準 次の①②の両方を満たす病院・診療所 ①脳血管疾患等リハビリテーション料の保険診療に係る届出をしている ②脳卒中の回復期リハビリテーションの対応が可能 (令和2年4月1日現在)																																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>第三次医療圏</th> <th>第二次医療圏</th> <th>市区町村</th> <th>医療機関</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">道北</td> <td rowspan="15">上川中部</td> <td rowspan="14">旭川市</td> <td>旭川医科大学病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>独立行政法人 国立病院機構 旭川医療センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 旭豊会 旭川三愛病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旭川脳神経外科循環器内科病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 shindo 旭川リハビリテーション病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道北勤医協 一条通病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大西病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 杏仁会 大雪病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療法人 仁友会 北彩都病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 博彰会 佐野病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療法人 歆生会 豊岡中央病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療法人 フクダ フクダクリニック</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会医療法人 元生会 森山病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会医療法人 元生会 森山メモリアル病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療法人社団慶友会 吉田病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東川町</td> <td>国民健康保険東川町立診療所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関	備考	道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院		独立行政法人 国立病院機構 旭川医療センター		医療法人社団 旭豊会 旭川三愛病院		旭川脳神経外科循環器内科病院		医療法人社団 shindo 旭川リハビリテーション病院		道北勤医協 一条通病院		大西病院		医療法人社団 杏仁会 大雪病院		医療法人 仁友会 北彩都病院		医療法人社団 博彰会 佐野病院		医療法人 歆生会 豊岡中央病院		医療法人 フクダ フクダクリニック		社会医療法人 元生会 森山病院		社会医療法人 元生会 森山メモリアル病院		医療法人社団慶友会 吉田病院		東川町	国民健康保険東川町立診療所		<table border="1"> <thead> <tr> <th>第三次医療圏</th> <th>第二次医療圏</th> <th>市区町村</th> <th>医療機関</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="23">道北</td> <td rowspan="23">上川中部</td> <td rowspan="22">旭川市</td> <td>旭川医科大学病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旭川脳神経外科循環器内科病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大西病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 杏仁会 大雪病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会医療法人 元生会 森山メモリアル病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>独立行政法人 国立病院機構 旭川医療センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 shindo 旭川リハビリテーション病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 旭豊会 旭川三愛病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道北勤医協 一条通病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>豊岡中央病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 博彰会 佐野病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療法人 仁友会 北彩都病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療法人 フクダ フクダクリニック</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療法人修彰会 沼崎病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療法人社団慶友会 吉田病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旭川十条病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療法人社団ななかまど会 なかの呼吸器内科クリニック</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上川町</td> <td>国民健康保険上川医療センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東川町</td> <td>国民健康保険東川町立診療所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関	備考	道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院		旭川脳神経外科循環器内科病院		大西病院		医療法人社団 杏仁会 大雪病院		社会医療法人 元生会 森山メモリアル病院		独立行政法人 国立病院機構 旭川医療センター		医療法人社団 shindo 旭川リハビリテーション病院		医療法人社団 旭豊会 旭川三愛病院		道北勤医協 一条通病院		豊岡中央病院		医療法人社団 博彰会 佐野病院		医療法人 仁友会 北彩都病院		医療法人 フクダ フクダクリニック		医療法人修彰会 沼崎病院		医療法人社団慶友会 吉田病院		旭川十条病院		医療法人社団ななかまど会 なかの呼吸器内科クリニック		上川町	国民健康保険上川医療センター		東川町	国民健康保険東川町立診療所	
第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関	備考																																																																																								
道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院																																																																																									
			独立行政法人 国立病院機構 旭川医療センター																																																																																									
			医療法人社団 旭豊会 旭川三愛病院																																																																																									
			旭川脳神経外科循環器内科病院																																																																																									
			医療法人社団 shindo 旭川リハビリテーション病院																																																																																									
			道北勤医協 一条通病院																																																																																									
			大西病院																																																																																									
			医療法人社団 杏仁会 大雪病院																																																																																									
			医療法人 仁友会 北彩都病院																																																																																									
			医療法人社団 博彰会 佐野病院																																																																																									
			医療法人 歆生会 豊岡中央病院																																																																																									
			医療法人 フクダ フクダクリニック																																																																																									
			社会医療法人 元生会 森山病院																																																																																									
			社会医療法人 元生会 森山メモリアル病院																																																																																									
		医療法人社団慶友会 吉田病院																																																																																										
東川町	国民健康保険東川町立診療所																																																																																											
第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関	備考																																																																																								
道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院																																																																																									
			旭川脳神経外科循環器内科病院																																																																																									
			大西病院																																																																																									
			医療法人社団 杏仁会 大雪病院																																																																																									
			社会医療法人 元生会 森山メモリアル病院																																																																																									
			独立行政法人 国立病院機構 旭川医療センター																																																																																									
			医療法人社団 shindo 旭川リハビリテーション病院																																																																																									
			医療法人社団 旭豊会 旭川三愛病院																																																																																									
			道北勤医協 一条通病院																																																																																									
			豊岡中央病院																																																																																									
			医療法人社団 博彰会 佐野病院																																																																																									
			医療法人 仁友会 北彩都病院																																																																																									
			医療法人 フクダ フクダクリニック																																																																																									
			医療法人修彰会 沼崎病院																																																																																									
			医療法人社団慶友会 吉田病院																																																																																									
			旭川十条病院																																																																																									
			医療法人社団ななかまど会 なかの呼吸器内科クリニック																																																																																									
			上川町	国民健康保険上川医療センター																																																																																								
			東川町	国民健康保険東川町立診療所																																																																																								

改正案（令和6年度～令和11年度）					現行計画（平成30年度～平成35年度）中間見直し					見直しの考え方																																																																																																																																																																																																																																									
別表7 急性心筋梗塞の急性期医療を担う医療機関一覧 [医療機関名公表基準] 次の①～③が24時間対応可能であり（病院群輪番制をとっている圏域については、救急当番日のみの場合を含む）、かつ、④または⑤を満たす病院・診療所 ①放射線等機器検査（心電図・冠動脈造影等） ②臨床検査（血清マーカー等） ③経皮的冠動脈形成術の治療 ④冠動脈バイパス術等外科的治療が実施可能 ⑤冠動脈バイパス術等外科的治療は実施しないが、他医療機関への紹介が可能 （令和5年4月1日現在）					別表7 急性心筋梗塞の急性期医療を担う医療機関一覧 [医療機関名公表基準] 次の①～③が24時間対応可能であり（病院群輪番制をとっている圏域については、救急当番日のみの場合を含む）、かつ、④または⑤を満たす病院・診療所 ①放射線等機器検査（心電図・冠動脈造影等） ②臨床検査（血清マーカー等） ③経皮的冠動脈形成術の治療 ④冠動脈バイパス術等外科的治療が実施可能 ⑤冠動脈バイパス術等外科的治療は実施しないが、他医療機関への紹介が可能 （令和2年4月1日現在）					○時点修正																																																																																																																																																																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>第三次医療圏</th> <th>第二次医療圏</th> <th>市区町村</th> <th>医療機関</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">道北</td> <td rowspan="5">上川中部</td> <td rowspan="5">旭川市</td> <td>旭川医科大学病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>J A北海道厚生連 旭川厚生病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旭川赤十字病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旭川脳神経外科循環器内科病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 幾晃会 木原循環器科内科医院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市立旭川病院</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関	備考		道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院		J A北海道厚生連 旭川厚生病院		旭川赤十字病院		旭川脳神経外科循環器内科病院		医療法人社団 幾晃会 木原循環器科内科医院		市立旭川病院		<table border="1"> <thead> <tr> <th>第三次医療圏</th> <th>第二次医療圏</th> <th>市区町村</th> <th>医療機関</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">道北</td> <td rowspan="5">上川中部</td> <td rowspan="5">旭川市</td> <td>旭川医科大学病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旭川赤十字病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旭川脳神経外科循環器内科病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市立旭川病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>J A北海道厚生連 旭川厚生病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 幾晃会 木原循環器科内科医院</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関	備考	道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院		旭川赤十字病院		旭川脳神経外科循環器内科病院		市立旭川病院		J A北海道厚生連 旭川厚生病院		医療法人社団 幾晃会 木原循環器科内科医院																																																																																																																																																																																																		
第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関	備考																																																																																																																																																																																																																																															
道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院																																																																																																																																																																																																																																																
			J A北海道厚生連 旭川厚生病院																																																																																																																																																																																																																																																
			旭川赤十字病院																																																																																																																																																																																																																																																
			旭川脳神経外科循環器内科病院																																																																																																																																																																																																																																																
			医療法人社団 幾晃会 木原循環器科内科医院																																																																																																																																																																																																																																																
市立旭川病院																																																																																																																																																																																																																																																			
第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関	備考																																																																																																																																																																																																																																															
道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院																																																																																																																																																																																																																																																
			旭川赤十字病院																																																																																																																																																																																																																																																
			旭川脳神経外科循環器内科病院																																																																																																																																																																																																																																																
			市立旭川病院																																																																																																																																																																																																																																																
			J A北海道厚生連 旭川厚生病院																																																																																																																																																																																																																																																
医療法人社団 幾晃会 木原循環器科内科医院																																																																																																																																																																																																																																																			
別表8 糖尿病の医療機能を担う医療機関一覧 [医療機関名公表基準] 北海道医療機能情報公表制度に基づく、医療機能情報の報告内容から、次の①から③の項目のいずれかに該当する医療機関 ①インスリン療法を行うことができること ②糖尿病患者教育（食事療法・運動療法・自己血糖測定）を行うことができること ③糖尿病による合併症に対する継続的な管理及び指導を行うことができること （令和5年4月1日現在）					別表8 糖尿病の医療機能を担う医療機関一覧 [医療機関名公表基準] 北海道医療機能情報公表制度に基づく、医療機能情報の報告内容から、次の①から③の項目のいずれかに該当する医療機関 ①インスリン療法を行うことができること ②糖尿病患者教育（食事療法・運動療法・自己血糖測定）を行うことができること ③糖尿病による合併症に対する継続的な管理及び指導を行うことができること （令和2年4月1日現在）																																																																																																																																																																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">第三次医療圏</th> <th rowspan="2">第二次医療圏</th> <th rowspan="2">市区町村</th> <th rowspan="2">医療機関名</th> <th colspan="3">該当項目</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="26">道北</td> <td rowspan="26">上川中部</td> <td rowspan="26">旭川市</td> <td>旭川医科大学病院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 旭豊会 旭川三愛病院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 真佑会 旭川消化器肛門クリニック</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>旭川赤十字病院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>旭川脳神経外科循環器内科病院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 創成 旭川南病院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>旭川リハビリテーション病院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療法人 あかり会 あさひまちクリニック</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 聖英会 五十嵐クリニック</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 池田内科医院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 石川内科</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 今本内科医院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 及川医院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>おうみや内科クリニック</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 おおき内科クリニック</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 啓昌会 おおしま内科</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>大西病院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療法人 仁友会 北彩都病院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>あさひかわ福祉生活協同組合 銀座通内科クリニック</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療法人 健康会 くにもと病院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療法人 クリスタル橋内科クリニック</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療法人 呼吸器内科・内科とおるクリニック</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療法人社団功和会 佐久間病院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 博彰会 佐野病院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 萌生会 サンビレッジクリニック</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 四条はらだ医院</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関名	該当項目			①	②	③	道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院	○	○	○	医療法人社団 旭豊会 旭川三愛病院	○	○	○	医療法人社団 真佑会 旭川消化器肛門クリニック	○	○	○	旭川赤十字病院	○	○	○	旭川脳神経外科循環器内科病院	○	○	○	医療法人社団 創成 旭川南病院	○	○	○	旭川リハビリテーション病院	○	○		医療法人 あかり会 あさひまちクリニック	○	○	○	医療法人社団 聖英会 五十嵐クリニック	○		○	医療法人社団 池田内科医院	○	○	○	医療法人社団 石川内科	○	○	○	医療法人社団 今本内科医院	○	○	○	医療法人社団 及川医院	○	○		おうみや内科クリニック	○	○	○	医療法人社団 おおき内科クリニック	○	○	○	医療法人社団 啓昌会 おおしま内科	○	○	○	大西病院	○	○	○	医療法人 仁友会 北彩都病院	○	○	○	あさひかわ福祉生活協同組合 銀座通内科クリニック	○			医療法人 健康会 くにもと病院	○	○	○	医療法人 クリスタル橋内科クリニック	○	○	○	医療法人 呼吸器内科・内科とおるクリニック	○			医療法人社団功和会 佐久間病院	○	○	○	医療法人社団 博彰会 佐野病院	○	○	○	医療法人社団 萌生会 サンビレッジクリニック	○	○	○	医療法人社団 四条はらだ医院	○			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">第三次医療圏</th> <th rowspan="2">第二次医療圏</th> <th rowspan="2">市区町村</th> <th rowspan="2">医療機関名</th> <th colspan="3">該当項目</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="26">道北</td> <td rowspan="26">上川中部</td> <td rowspan="26">旭川市</td> <td>旭川医科大学病院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人 国立病院機構 旭川医療センター</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>市立旭川病院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>旭川赤十字病院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 中島病院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>道北勤医協一条通病院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療法人 清陵会 藤井病院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>豊岡中央病院</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会医療法人 元生会 森山病院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 はらだ病院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 旭豊会 旭川三愛病院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療法人 修彰会 沼崎病院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 慶友会 吉田病院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 創成 旭川南病院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 博彰会 佐野病院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療法人 仁友会 北彩都病院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団功和会 佐久間病院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 恩和会 旭川高砂台病院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 慈成会 東旭川病院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>旭川リハビリテーション病院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療法人 健康会 くにもと病院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 池田内科医院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 石川内科</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 今本内科医院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>おうみや内科クリニック</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 おおき内科クリニック</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>					第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関名	該当項目			①	②	③	道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院	○	○	○	独立行政法人 国立病院機構 旭川医療センター	○	○	○	市立旭川病院	○	○	○	旭川赤十字病院	○	○	○	医療法人社団 中島病院	○	○	○	道北勤医協一条通病院	○	○	○	医療法人 清陵会 藤井病院	○	○		豊岡中央病院	○			社会医療法人 元生会 森山病院	○	○		医療法人社団 はらだ病院	○	○	○	医療法人社団 旭豊会 旭川三愛病院	○	○	○	医療法人 修彰会 沼崎病院	○	○	○	医療法人社団 慶友会 吉田病院	○	○	○	医療法人社団 創成 旭川南病院	○	○	○	医療法人社団 博彰会 佐野病院	○	○	○	医療法人 仁友会 北彩都病院	○	○	○	医療法人社団功和会 佐久間病院	○	○	○	医療法人社団 恩和会 旭川高砂台病院	○	○	○	医療法人社団 慈成会 東旭川病院	○	○	○	旭川リハビリテーション病院	○	○	○	医療法人 健康会 くにもと病院	○	○		医療法人社団 池田内科医院	○	○	○	医療法人社団 石川内科	○	○	○	医療法人社団 今本内科医院	○	○	○	おうみや内科クリニック	○	○	○	医療法人社団 おおき内科クリニック	○	○	○
第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関名	該当項目																																																																																																																																																																																																																																															
				①	②	③																																																																																																																																																																																																																																													
道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			医療法人社団 旭豊会 旭川三愛病院	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			医療法人社団 真佑会 旭川消化器肛門クリニック	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			旭川赤十字病院	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			旭川脳神経外科循環器内科病院	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			医療法人社団 創成 旭川南病院	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			旭川リハビリテーション病院	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
			医療法人 あかり会 あさひまちクリニック	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			医療法人社団 聖英会 五十嵐クリニック	○		○																																																																																																																																																																																																																																													
			医療法人社団 池田内科医院	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			医療法人社団 石川内科	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			医療法人社団 今本内科医院	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			医療法人社団 及川医院	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
			おうみや内科クリニック	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			医療法人社団 おおき内科クリニック	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			医療法人社団 啓昌会 おおしま内科	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			大西病院	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			医療法人 仁友会 北彩都病院	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			あさひかわ福祉生活協同組合 銀座通内科クリニック	○																																																																																																																																																																																																																																															
			医療法人 健康会 くにもと病院	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			医療法人 クリスタル橋内科クリニック	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			医療法人 呼吸器内科・内科とおるクリニック	○																																																																																																																																																																																																																																															
			医療法人社団功和会 佐久間病院	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			医療法人社団 博彰会 佐野病院	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			医療法人社団 萌生会 サンビレッジクリニック	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			医療法人社団 四条はらだ医院	○																																																																																																																																																																																																																																															
第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関名	該当項目																																																																																																																																																																																																																																															
				①	②	③																																																																																																																																																																																																																																													
道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			独立行政法人 国立病院機構 旭川医療センター	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			市立旭川病院	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			旭川赤十字病院	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			医療法人社団 中島病院	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			道北勤医協一条通病院	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			医療法人 清陵会 藤井病院	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
			豊岡中央病院	○																																																																																																																																																																																																																																															
			社会医療法人 元生会 森山病院	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
			医療法人社団 はらだ病院	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			医療法人社団 旭豊会 旭川三愛病院	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			医療法人 修彰会 沼崎病院	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			医療法人社団 慶友会 吉田病院	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			医療法人社団 創成 旭川南病院	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			医療法人社団 博彰会 佐野病院	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			医療法人 仁友会 北彩都病院	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			医療法人社団功和会 佐久間病院	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			医療法人社団 恩和会 旭川高砂台病院	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			医療法人社団 慈成会 東旭川病院	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			旭川リハビリテーション病院	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			医療法人 健康会 くにもと病院	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
			医療法人社団 池田内科医院	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			医療法人社団 石川内科	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			医療法人社団 今本内科医院	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			おうみや内科クリニック	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													
			医療法人社団 おおき内科クリニック	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																													

改正案（令和6年度～令和11年度）						現行計画（平成30年度～平成35年度）中間見直し						見直しの考え方		
第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関名	該当項目			第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関名	該当項目			見直しの考え方
				①	②	③					①	②	③	
道北	上川中部	旭川市	清水内科医院	○	○	○	道北	上川中部	旭川市	医療法人社団 啓昌会 おおしま内科	○	○	○	○時点修正
			医療法人社団 春光台クリニック	○		○				医療法人社団 やまがた内科医院	○	○	○	
			市立旭川病院	○	○	○				サクラ咲くクリニック		○		
			医療法人社団 恒伸会 しんとみ内科クリニック	○	○					医療法人社団 萌生会 サンビレッジクリニック	○	○	○	
			医療法人社団 腎愛会だてクリニック	○	○	○				清水内科医院	○	○	○	
			坪倉循環器科内科クリニック	○	○	○				医療法人社団 恒伸会 しんとみ内科クリニック	○	○		
			寺澤内科・胃腸科クリニック	○	○	○				医療法人社団 恵英会 長南クリニック	○	○	○	
			東光クリニック	○	○					坪倉循環器科内科クリニック	○	○	○	
			道北勤医協 旭川医院	○	○	○				寺澤内科・胃腸科クリニック	○	○	○	
			道北勤医協一条クリニック	○	○	○				東光クリニック	○	○		
			道北勤医協一条通病院	○	○	○				道北勤医協 旭川医院	○	○	○	
			道北勤医協ながやま医院	○	○	○				道北勤医協 旭川北医院	○	○	○	
			とびせ小児科内科医院		○	○				道北勤医協ながやま医院	○	○	○	
			医療法人社団 都丸内科クリニック	○	○					医療法人社団 都丸内科クリニック	○	○		
			医療法人 歆生会 豊岡中央病院	○	○	○				永山池田クリニック	○	○	○	
			豊岡内科整形外科クリニック	○						医療法人社団 はやし内科胃腸科小児科医院	○			
			医療法人社団 中島病院	○	○	○				医療法人社団 緑が丘クリニック	○	○		
			永山池田クリニック	○						村上内科小児科医院	○	○	○	
			医療法人 健祈会 永山内科・呼吸器内科クリニック	○	○	○				山下内科循環器科クリニック	○			
			医療法人社団 にしきまち通りクリニック	○	○	○				医療法人社団 四条はらだ医院	○			
			医療法人 修彰会 沼崎病院	○	○	○				若山クリニック	○			
			医療法人社団 博愛内科クリニック	○	○	○				医療法人社団 真佑会 旭川消化器肛門クリニック	○	○	○	
			東旭川宏生会林医院	○	○	○				医療法人 フクダ クリニック	○	○	○	
			医療法人社団 はやし内科胃腸科小児科医院			○				医療法人社団 及川医院	○	○	○	
			医療法人社団 はらだ病院	○	○	○				豊岡内科整形外科クリニック	○			
			医療法人 清陵会 藤井病院	○	○					医療法人社団 にしきまち通りクリニック	○	○	○	
			医療法人社団 緑が丘クリニック		○	○				医療法人社団 博愛内科クリニック	○	○	○	
			医療法人 みどりの里 リバータウンクリニック	○	○	○				東旭川宏生会林医院	○	○	○	
			社会医療法人 元生会 森山病院	○	○	○				慈成会 ふくい内科小児科医院	○	○		
			医療法人社団 やまがた内科クリニック	○	○	○				大西病院	○	○	○	
			山下内科循環器科クリニック	○						小倉内科医院	○			
			医療法人社団 慶友会 吉田病院	○	○	○				医療法人社団 淳彩会 永山循環器科クリニック	○	○	○	
			JA北海道厚生連 旭川康生病院	○		○				まつい内科クリニック	○	○	○	
			東神楽町 東神楽町国民健康保険診療所	○	○	○				医療法人社団 旭川キョアメディクス	○	○	○	
比布町 比布町立びっぷクリニック	○			あさひかわ福祉生活協同組合 銀座通内科クリニック	○	○	○							
愛別町 国民健康保険愛別町立診療所	○	○	○	医療法人 あかり会 あさひまちクリニック	○	○	○							
上川町 国民健康保険上川医療センター	○	○	○	医療法人 呼吸器内科・内科とおるクリニック	○	○	○							
東川町 国民健康保険東川町立診療所	○	○	○	とびせ小児科内科医院	○	○	○							
美瑛町 医療法人社団 美瑛循環器・内科クリニック	○	○		医療法人 健祈会 永山内科・呼吸器内科クリニック	○	○	○							
幌加内町 幌加内町立幌加内診療所	○	○	○	むとう内科医院	○	○	○							
				東神楽町 医療法人社団 ひじり野小池クリニック	○	○	○							
				東神楽町国民健康保険診療所	○	○	○							
				比布町 比布町立びっぷクリニック	○									
				愛別町 国民健康保険愛別町立診療所	○	○	○							
				上川町 国民健康保険上川医療センター	○	○	○							
				東川町 国民健康保険東川町立診療所	○	○	○							
				美瑛町 医療法人社団 美瑛循環器・内科クリニック	○	○	○							
				幌加内町 幌加内町立幌加内診療所	○	○	○							

改正案（令和6年度～令和11年度）				現行計画（平成30年度～平成35年度）中間見直し				見直しの考え方
別表8【別掲1】糖尿病の医療機能を担う医療機関（眼科） [医療機関名公表基準] 糖尿病の合併症に対する継続的な管理及び指導を行うことができる医療機関（眼科） 次のア・イの両方を満たす病院・診療所 ア. 糖尿病性網膜症患者に対し、網膜光凝固術が実施できること イ. 医療機能が異なる医療機関と連携し、糖尿病合併症に対する継続的な管理及び指導を行うことができること （令和2年4月1日現在）				別表8【別掲1】糖尿病の医療機能を担う医療機関（眼科） [医療機関名公表基準] 糖尿病の合併症に対する継続的な管理及び指導を行うことができる医療機関（眼科） 次のア・イの両方を満たす病院・診療所 ア. 糖尿病性網膜症患者に対し、網膜光凝固術が実施できること イ. 医療機能が異なる医療機関と連携し、糖尿病合併症に対する継続的な管理及び指導を行うことができること （令和2年4月1日現在）				○時点修正
第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関名	第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関名	
道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院 あさひかわ眼科クリニック 旭川赤十字病院 医療法人社団 高志会 旭川たかはし眼科 医療法人社団 豊明会 あさひ眼科 医院医療法人社団 いずみ眼科 環状通り眼科 医療法人社団 こぐれ眼科 医療法人 優駿会 この優眼科クリニック 市立旭川病院 たかみや眼科 寺西眼科医院 松井眼科医院 やまぐち眼科 医療法人社団 山田眼科 JA 北海道厚生連旭川厚生病院	道北	上川中部	旭川市	寺西眼科医院 福居眼科医院 あさひかわ眼科クリニック 医療法人社団 豊明会 あさひ眼科 医療法人社団 いずみ眼科 医療法人社団 一条眼科クリニック 医療法人社団 恩和会 旭川高砂台病院 環状通り眼科 医療法人社団 こぐれ眼科医院 医療法人 優駿会 この優眼科クリニック 市立旭川病院 たかみや眼科 松井眼科医院 やまぐち眼科 医療法人社団 山田眼科 旭川医科大学病院 十川眼科	

別表 10 初期救急医療機関及び二次救急医療機関一覧

◎ 北海道救急医療・広域災害情報システム（休日・夜間の当番医や診療科などの医療機関情報を提供しています）
 ・情報案内センター 0120-20-8699
 011-221-8699（携帯電話・スマートフォン・PHSから）
 ・ホームページアドレス（パソコン・携帯電話等から）
<http://www.qq.pref.hokkaido.jp>
 【QRコード】 

[医療機関名公表基準]

○初期救急医療機関
 休日・夜間における比較的軽症な救急患者の医療を確保するため、在宅当番医制を実施する市町村（郡市医師会）並びに市町村が設置する休日夜間急患センター
 ○二次救急医療機関
 救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として「救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）」に基づき北海道知事が認定した救急告示医療機関及び休日・夜間に入院を要する重症救急患者に対応する救急医療機関として病院群輪番制に参加する医療機関

（令和5年10月1日現在）

第三次医療圏	第二次医療圏	初期救急医療機関			二次救急医療機関		
		市区町村	在宅当番医制	休日夜間急患センター	救告	輪番	★救急告示 ●輪番参加 ※診療所
道北	上川中部	旭川市	旭川市医師会		21	5	【二次救急医療機関数 21】
		鷹栖町	上川郡中央医師会		★	●	市立旭川病院
		東神楽町	上川郡中央医師会		★	●	J A北海道厚生連旭川厚生病院
		当麻町	上川郡中央医師会		★		大西病院
		比布町	上川郡中央医師会		★		医療法人中島病院
		愛別町	上川郡中央医師会		★		整形外科進藤病院
		上川町	上川郡中央医師会		★		※医療法人社団幾見会木原循環器内科医院
		東川町	上川郡中央医師会		★		医療法人社団功和会佐久間病院
		美瑛町	上川郡中央医師会		★		社会医療法人元生会森山病院
		幌加内町			★		旭川脳神経外科循環器内科病院
					★	●	旭川赤十字病院
					★	●	独立行政法人国立病院機構旭川医療センター
					★		医療法人社団恩和会旭川高砂台病院
					★		道北勤医協一条通病院
					★	●	旭川医科大学病院
					★		医療法人社団杏仁会大雪病院
					★		医療法人社団博彰会佐野病院
					★		豊岡中央病院
					★		医療法人仁友会北彩都病院
					★		医療法人社団慶友会吉田病院
			★		美瑛町立病院		
			★		※国民健康保険上川医療センター		

別表 11 休日夜間急患センター 一覧


[医療機関名公表基準]

休日・夜間における比較的軽症な救急患者の医療を確保するため、市町村が設置する休日夜間急患センター

（令和5年10月1日現在）

第三次医療圏	第二次医療圏	施設名	所在地	診療科目
道北	上川中部	—	—	—

別表 10 初期救急医療機関及び二次救急医療機関一覧

◎ 北海道救急医療・広域災害情報システム（休日・夜間の当番医や診療科などの医療機関情報を提供しています）
 ・情報案内センター 0120-20-8699
 011-221-8699（携帯電話・スマートフォン・PHSから）
 ・ホームページアドレス（パソコン・携帯電話等から）
<http://www.qq.pref.hokkaido.jp>
 【QRコード】 

[医療機関名公表基準]

○初期救急医療機関
 休日・夜間における比較的軽症な救急患者の医療を確保するため、在宅当番医制を実施する市町村（郡市医師会）並びに市町村が設置する休日夜間急患センター
 ○二次救急医療機関
 救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として「救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）」に基づき北海道知事が認定した救急告示医療機関及び休日・夜間に入院を要する重症救急患者に対応する救急医療機関として病院群輪番制に参加する医療機関

（令和3年7月1日現在）

第三次医療圏	第二次医療圏	初期救急医療機関			二次救急医療機関		
		市区町村	在宅当番医制	休日夜間急患センター	救告	輪番	★救急告示 ●輪番参加 ※診療所
道北	上川中部	旭川市	旭川市医師会	旭川市夜間急病センター	21	5	【二次救急医療機関数 21】
		鷹栖町	上川郡中央医師会		★	●	市立旭川病院
		東神楽町	上川郡中央医師会		★	●	J A北海道厚生連旭川厚生病院
		当麻町	上川郡中央医師会		★		大西病院
		比布町	上川郡中央医師会		★		医療法人中島病院
		愛別町	上川郡中央医師会		★		整形外科進藤病院
		上川町	上川郡中央医師会		★		※医療法人社団幾見会木原循環器内科医院
		東川町	上川郡中央医師会		★		医療法人社団功和会佐久間病院
		美瑛町	上川郡中央医師会		★		社会医療法人元生会森山病院
		幌加内町			★		旭川脳神経外科循環器内科病院
					★	●	旭川赤十字病院
					★	●	独立行政法人国立病院機構旭川医療センター
					★		医療法人社団恩和会旭川高砂台病院
					★		道北勤医協一条通病院
					★	●	旭川医科大学病院
					★		医療法人社団杏仁会大雪病院
					★		医療法人社団博彰会佐野病院
					★		豊岡中央病院
					★		医療法人仁友会北彩都病院
					★		医療法人社団慶友会吉田病院
			★		美瑛町立病院		
			★		※国民健康保険上川医療センター		

別表 11 休日夜間急患センター 一覧

[医療機関名公表基準]

休日・夜間における比較的軽症な救急患者の医療を確保するため、市町村が設置する休日夜間急患センター

（令和2年10月1日現在）

第三次医療圏	第二次医療圏	施設名	所在地	診療科目
道北	上川中部	旭川市夜間急病センター	旭川市金星町1丁目1-50	内科・小児科

改正案（令和6年度～令和11年度）						現行計画（平成30年度～平成35年度）中間見直し						見直しの考え方																															
別表12 救命救急センター一覧 [医療機関名公表基準] 原則、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる三次救急医療機関として北海道知事が指定した救命救急センター (令和5年10月1日現在)						別表12 救命救急センター一覧 [医療機関名公表基準] 原則、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる三次救急医療機関として北海道知事が指定した救命救急センター (平成30年2月1日現在)						○時点修正																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>第三次医療圏</th> <th>第二次医療圏</th> <th colspan="2">病院名</th> <th>救命救急センター運営病床数</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">道北</td> <td rowspan="2">上川中部</td> <td>DH</td> <td>旭川赤十字病院</td> <td>56床</td> <td>昭和53年7月10日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>旭川医科大学病院</td> <td>20床</td> <td>平成22年10月1日</td> </tr> </tbody> </table> DH：ドクターヘリ基地病院						第三次医療圏	第二次医療圏	病院名		救命救急センター運営病床数	指定年月日		道北	上川中部	DH	旭川赤十字病院	56床	昭和53年7月10日		旭川医科大学病院	20床	平成22年10月1日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>第三次医療圏</th> <th>第二次医療圏</th> <th colspan="2">病院名</th> <th>救命救急センター運営病床数</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">道北</td> <td rowspan="2">上川中部</td> <td>DH</td> <td>旭川赤十字病院</td> <td>56床</td> <td>昭和53年7月10日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>旭川医科大学病院</td> <td>20床</td> <td>平成22年10月1日</td> </tr> </tbody> </table> DH：ドクターヘリ基地病院						第三次医療圏	第二次医療圏	病院名		救命救急センター運営病床数	指定年月日	道北	上川中部	DH	旭川赤十字病院	56床	昭和53年7月10日		旭川医科大学病院	20床
第三次医療圏	第二次医療圏	病院名		救命救急センター運営病床数	指定年月日																																						
道北	上川中部	DH	旭川赤十字病院	56床	昭和53年7月10日																																						
			旭川医科大学病院	20床	平成22年10月1日																																						
第三次医療圏	第二次医療圏	病院名		救命救急センター運営病床数	指定年月日																																						
道北	上川中部	DH	旭川赤十字病院	56床	昭和53年7月10日																																						
			旭川医科大学病院	20床	平成22年10月1日																																						
別表13 北海道災害拠点病院・DMAT指定医療機関一覧 [医療機関名公表基準] 【北海道災害拠点病院】 災害時における医療の確保及び搬送体制の整備を図るため、北海道知事が災害拠点病院として指定した病院 【DMAT指定医療機関】 災害時に迅速に駆けつけ、救急医療活動を行うために専門的な訓練を受けた北海道DMATとして北海道知事が指定した病院 令和5年4月1日現在						別表13 北海道災害拠点病院・DMAT指定医療機関一覧 [医療機関名公表基準] 【北海道災害拠点病院】 災害時における医療の確保及び搬送体制の整備を図るため、北海道知事が災害拠点病院として指定した病院 【DMAT指定医療機関】 災害時に迅速に駆けつけ、救急医療活動を行うために専門的な訓練を受けた北海道DMATとして北海道知事が指定した病院 令和2年4月1日現在						○北海道医療計画の改正に合わせ追加																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>第三次医療圏</th> <th>第二次医療圏</th> <th>医療機関名</th> <th>区分※</th> <th>災害拠点病院指定年月日</th> <th>DMAT指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">道北</td> <td rowspan="2">上川中部</td> <td>旭川赤十字病院</td> <td>○</td> <td>平成9年1月7日</td> <td>平成23年6月30日</td> </tr> <tr> <td>旭川医科大学病院</td> <td>○</td> <td>平成23年11月1日</td> <td>平成19年9月12日</td> </tr> </tbody> </table> ※○地域災害拠点病院						第三次医療圏	第二次医療圏	医療機関名	区分※	災害拠点病院指定年月日	DMAT指定年月日		道北	上川中部	旭川赤十字病院	○	平成9年1月7日	平成23年6月30日	旭川医科大学病院	○	平成23年11月1日	平成19年9月12日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>第三次医療圏</th> <th>第二次医療圏</th> <th>医療機関名</th> <th>区分※</th> <th>災害拠点病院指定年月日</th> <th>DMAT指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">道北</td> <td rowspan="2">上川中部</td> <td>旭川赤十字病院</td> <td>○</td> <td>平成9年1月7日</td> <td>平成23年6月30日</td> </tr> <tr> <td>旭川医科大学病院</td> <td>○</td> <td>平成23年11月1日</td> <td>平成19年9月12日</td> </tr> </tbody> </table> ※○地域災害拠点病院						第三次医療圏	第二次医療圏	医療機関名	区分※	災害拠点病院指定年月日	DMAT指定年月日	道北	上川中部	旭川赤十字病院	○	平成9年1月7日	平成23年6月30日	旭川医科大学病院	○	平成23年11月1日
第三次医療圏	第二次医療圏	医療機関名	区分※	災害拠点病院指定年月日	DMAT指定年月日																																						
道北	上川中部	旭川赤十字病院	○	平成9年1月7日	平成23年6月30日																																						
		旭川医科大学病院	○	平成23年11月1日	平成19年9月12日																																						
第三次医療圏	第二次医療圏	医療機関名	区分※	災害拠点病院指定年月日	DMAT指定年月日																																						
道北	上川中部	旭川赤十字病院	○	平成9年1月7日	平成23年6月30日																																						
		旭川医科大学病院	○	平成23年11月1日	平成19年9月12日																																						
別表14 第一種・第二種感染症指定医療機関一覧 [医療機関名公表基準] 【第一種感染症指定医療機関】 感染症法に基づき、北海道知事が一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関として指定した医療機関 【第二種感染症指定医療機関】 感染症法に基づき、北海道知事が二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関として指定した医療機関 (令和5年12月1日現在)																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>第三次医療圏</th> <th>第二次医療圏</th> <th>施設名</th> <th>基準病床数</th> <th>指定病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道北</td> <td>上川中部</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						第三次医療圏	第二次医療圏	施設名	基準病床数	指定病床数	道北	上川中部	—	—	—																												
第三次医療圏	第二次医療圏	施設名	基準病床数	指定病床数																																							
道北	上川中部	—	—	—																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>第三次医療圏</th> <th>第二次医療圏</th> <th>施設名</th> <th>基準病床数</th> <th>指定病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道北</td> <td>上川中部</td> <td>市立旭川病院</td> <td>6床</td> <td>6床</td> </tr> </tbody> </table>						第三次医療圏	第二次医療圏	施設名	基準病床数	指定病床数	道北	上川中部	市立旭川病院	6床	6床																												
第三次医療圏	第二次医療圏	施設名	基準病床数	指定病床数																																							
道北	上川中部	市立旭川病院	6床	6床																																							
別表15 医療措置協定締結医療機関一覧 [医療機関名公表基準] 新興感染症の発生・まん延時に感染症医療等の提供を行うことについて、北海道知事と医療措置協定を締結した医療機関等 ○第一種協定指定医療機関 感染症法に基づき、感染症患者の入院を受け入れる医療機関として北海道知事が指定した病院又は診療所 ○第二種協定指定医療機関 感染症法に基づき、発熱外来及び外出自粛対象者の自宅療養者への医療の提供を行う医療機関として北海道知事が指定した病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業所 感染症法に基づき、医療措置協定を締結した医療機関については、道のホームページにおいて、随時、最新の情報を公表します。																																											

改正案（令和6年度～令和11年度）

別表16 へき地医療拠点病院及びへき地診療所等一覧

〔医療機関名公表基準〕

【へき地医療拠点病院】
無医地区及び準無医地区を対象として、北海道へき地医療支援機構の指導・調整のもとに巡回診療、へき地診療所等への医師派遣、へき地診療所の医師等の休暇時等における代替医師の派遣等へき地における医療活動を継続的に実施できると認められる病院として、北海道知事が指定した病院。

【へき地医療を支援する民間医療機関】
へき地医療に関する社会医療法人の認定要件を満たす民間医療機関。

【へき地診療所】
へき地診療所を設置しようとする場所を中心として、概ね半径4kmの区域内に他の医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口1,000人以上であり、かつ、診療所の設置予定地から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上要する診療所、又は、医療機関のない離島のうち、人口が原則として300人以上1,000人未満の離島に設置する診療所。
上記のほか、これらに準じてへき地診療所の設置が必要と判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認められた診療所。

【過疎地域等特定診療所】
特定診療（眼科、耳鼻咽喉科、歯科）機能を有する医療機関がない市町村で、当該地域住民の特定診療科の医療を確保することを目的とした診療所。

（令和6年1月11日現在）

第三次医療圏	第二次医療圏	へき地医療拠点病院	へき地医療を支援する民間医療機関	へき地診療所（国保直営診療所含む）		過疎地域等特定診療所		無医地区等 (R1.10)	無歯科医地区等 (R1.10)
				市町村		市町村			
道北	上川中部		社会医療法人元生会森山病院	東神楽町	東神楽町国保診療所	幌加内町	町立幌加内歯科診療所	1町 1地区	1町 1地区
				比布町	比布町立びつぶクリニック				
				東川町	国保東川町立診療所				
				愛別町	愛別町立愛別診療所				
				幌加内町	幌加内町立幌加内診療所 幌加内町国保政和診療所				

別表17 周産期母子医療センター一覧

〔医療機関名公表基準〕

高度な周産期医療を行う医療機関として北海道知事が指定又は認定した周産期母子医療センター

（令和5年4月1日現在）

第三次医療圏	第二次医療圏	医療機関名	区分	【指定年月日】 （認定年月日）
道北	上川中部	J A 北海道厚生連旭川厚生病院	総合	（平成13年10月1日）
		旭川赤十字病院	地域	（平成13年10月1日）
		旭川医科大学病院	地域	（平成23年3月30日）

現行計画（平成30年度～平成35年度）中間見直し

別表14 へき地医療拠点病院及びへき地診療所等一覧

〔医療機関名公表基準〕

【へき地医療拠点病院】
無医地区及び準無医地区を対象として、北海道へき地医療支援機構の指導・調整のもとに巡回診療、へき地診療所等への医師派遣、へき地診療所の医師等の休暇時等における代替医師の派遣等へき地における医療活動を継続的に実施できると認められる病院として、北海道知事が指定した病院。

【へき地医療を支援する民間医療機関】
へき地医療に関する社会医療法人の認定要件を満たす民間医療機関。

【へき地診療所】
へき地診療所を設置しようとする場所を中心として、概ね半径4kmの区域内に他の医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口1,000人以上であり、かつ、診療所の設置予定地から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上要する診療所、又は、医療機関のない離島のうち、人口が原則として300人以上1,000人未満の離島に設置する診療所。
上記のほか、これらに準じてへき地診療所の設置が必要と判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認められた診療所。

【過疎地域等特定診療所】
特定診療（眼科、耳鼻咽喉科、歯科）機能を有する医療機関がない市町村で、当該地域住民の特定診療科の医療を確保することを目的とした診療所。

（令和3年8月3日現在）

第三次医療圏	第二次医療圏	へき地医療拠点病院	へき地医療を支援する民間医療機関	へき地診療所（国保直営診療所含む）		過疎地域等特定診療所		無医地区等 (R1.10)	無歯科医地区等 (R1.10)
				市町村		市町村			
道北	上川中部		社会医療法人元生会森山病院	東神楽町	東神楽町国保診療所	幌加内町	町立幌加内歯科診療所	1町 1地区	1町 1地区
				東川町	国保東川町立診療所				
				愛別町	愛別町立愛別診療所				
				幌加内町	幌加内町立幌加内診療所 幌加内町国保政和診療所				

別表15 周産期母子医療センター一覧

〔医療機関名公表基準〕

高度な周産期医療を行う医療機関として北海道知事が指定又は認定した周産期母子医療センター

（平成31年4月1日現在）

第三次医療圏	第二次医療圏	医療機関名	区分	【指定年月日】 （認定年月日）
道北	上川中部	J A 北海道厚生連旭川厚生病院	総合	（平成13年10月1日）
		旭川赤十字病院	地域	（平成13年10月1日）
		旭川医科大学病院	地域	（平成23年3月30日）

見直しの考え方

○時点修正

別表 18 産科又は産婦人科を標ぼうする医療機関一覧
●分娩実施中の医療機関 (令和5年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	所管保健所	病院	有床診療所	無床診療所
道北	上川中部	旭川市	● J A北海道厚生連旭川厚生病院	● 医療法人社団たけだ産婦人科クリニック	医療法人社団健和会和田産婦人科医院
			● 旭川医科大学病院	● 医療法人社団みずうち産科婦人科	旭川レディースクリニック
			旭川赤十字病院	● 医療法人社団みどり野クリニック	
			● 医療法人社団弘和会森産科婦人科病院	● 医療法人社団東光マタニティクリニック	
			● 市立旭川病院	● 医療法人社団豊和会豊岡産科婦人科医院	
				● 医療法人社団利信会上村産科婦人科医院	

別表 19 助産師外来・院内助産所開設医療機関一覧
(令和5年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関名	診療所※	助産師外来	院内助産所
道北	上川中部	旭川市	J A北海道厚生連旭川厚生病院		○	
			旭川医科大学病院		○	
			医療法人社団弘和会森産科婦人科病院		○	

別表 20 小児救急医療支援事業参加病院一覧（小児二次救急医療体制）
[医療機関名公表基準]

休日・夜間に入院を要する小児の重症救急患者に対応する救急医療機関として小児救急医療支援事業（病院群輪番制）に参加する病院

(令和5年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	小児救急医療支援事業実施状況		
		事業開始時期	病院数	参加病院名
道北	上川中部	平成22年4月	1	J A北海道厚生連旭川厚生病院

別表 21 北海道小児地域医療センター・北海道小児地域支援病院一覧
[医療機関名公表基準]

小児医療の中核的な医療機関若しくは一般的な入院医療や小児の二次救急医療を担う医療機関として北海道知事が選定した医療機関

(令和5年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	北海道小児地域医療センター		北海道小児地域支援病院	
		施設数	病院名	施設数	病院名
道北	上川中部	1	J A北海道厚生連旭川厚生病院	1	市立旭川病院

別表 16 産科又は産婦人科を標ぼうする医療機関一覧
●分娩実施中の医療機関 (令和2年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	所管保健所	病院	有床診療所	無床診療所
道北	上川中部	旭川市	● J A北海道厚生連旭川厚生病院	旭川レディースクリニック	医療法人社団健和会和田産婦人科医院
			● 旭川医科大学病院	● 医療法人社団せせらぎ通りクリニック	
			● 旭川赤十字病院	● 医療法人社団たけだ産婦人科クリニック	
			● 医療法人社団弘和会森産科婦人科病院	● 医療法人社団みずうち産科婦人科	
			● 市立旭川病院	● 医療法人社団みどり野クリニック	
				● 医療法人社団東光マタニティクリニック	
				● 医療法人社団並木通りクリニック	
				● 医療法人社団豊和会豊岡産科婦人科医院	
				● 医療法人社団利信会上村産科婦人科医院	
				● 産婦人科内科あべクリニク	

別表 17 助産師外来・院内助産所開設医療機関一覧
(令和2年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関名	診療所※	助産師外来	院内助産所
道北	上川中部	旭川市	J A北海道厚生連旭川厚生病院		○	
			旭川医科大学病院		○	
			医療法人社団弘和会森産科婦人科病院		○	
			医療法人社団せせらぎ通りクリニック	※	○	

別表 18 小児救急医療支援事業参加病院一覧（小児二次救急医療体制）
[医療機関名公表基準]

休日・夜間に入院を要する小児の重症救急患者に対応する救急医療機関として小児救急医療支援事業（病院群輪番制）に参加する病院

(平成31年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	小児救急医療支援事業実施状況		
		事業開始時期	病院数	参加病院名
道北	上川中部	平成22年4月	1	J A北海道厚生連旭川厚生病院

別表 19 北海道小児地域医療センター・北海道小児地域支援病院一覧
[医療機関名公表基準]

小児医療の中核的な医療機関若しくは一般的な入院医療や小児の二次救急医療を担う医療機関として北海道知事が選定した医療機関

(令和2年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	北海道小児地域医療センター		北海道小児地域支援病院	
		施設数	病院名	施設数	病院名
道北	上川中部	1	J A北海道厚生連旭川厚生病院	1	旭川赤十字病院

○時点修正

改正案（令和6年度～令和11年度）						現行計画（平成30年度～平成35年度）中間見直し						見直しの考え方
別表22 小児科又は小児外科を標ぼうする医療機関一覧 (令和5年4月1日現在)						別表20 小児科又は小児外科を標ぼうする医療機関一覧 (令和2年4月1日現在)						○時点修正
第三次医療圏	第二次医療圏	所管保健所	病院	有床診療所	無床診療所	第三次医療圏	第二次医療圏	所管保健所	病院	有床診療所	無床診療所	
道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院（※）	医療法人社団及川医院	旭川市保健所	道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院（※）	医療法人社団及川医院	旭川市保健所	
			北海道立旭川子ども総合療育センター	医療法人社団真口内科小児科医院	旭川市第三庁舎保健所棟	北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター			医療法人社団せせらぎ通りクリニック	旭川市愛育センター医務室		
			市立旭川病院		旭川市子育て世代包括支援センターwaka・ba	市立旭川病院			医療法人社団ふくい内科小児科医院	旭川市第三庁舎保健所棟		
			旭川赤十字病院		厚生労働省第二共済組合旭川医療センター所属診療部	旭川赤十字病院			医療法人社団真口内科小児科医院	厚生労働省第二共済組合旭川医療センター所属診療部		
			J A 北海道厚生連旭川厚生病院		医療法人社団聖美会五十嵐クリニック	J A 北海道厚生連旭川厚生病院				医療法人社団聖美会五十嵐クリニック		
			北海道療育園		医療法人社団池田内科医院	北海道療育園				医療法人社団池田内科医院		
			豊岡中央病院		医療法人社団おおき内科クリニック	豊岡中央病院				医療法人社団おおき内科クリニック		
			道北勤医協一条通病院		医療法人社団丘のうえこどもクリニック	道北勤医協一条通病院				杉本こども・内科クリニック		
			医療法人社団功和会佐久間病院		医療法人社団ささきこどもクリニック	医療法人社団功和会佐久間病院				医療法人社団小児科くさのこどもクリニック		
			独立行政法人国立病院機構旭川医療センター		医療法人社団佐藤内科医院	独立行政法人国立病院機構旭川医療センター				医療法人社団丘のうえこどもクリニック		
					医療法人社団春光台クリニック					医療法人社団尾崎内科小児科医院		
					医療法人社団小児科くさのこどもクリニック					高木小児科医院		
					杉本こども・内科クリニック					医療法人社団きくち小児科医院		
					高木小児科医院					医療法人社団滝山内科医院		
					医療法人社団滝山内科医院					医療法人社団恵英会長南クリニック		
					医療法人社団恵英会長南クリニック					医療法人社団ささきこどもクリニック		
					千代田クリニック					医療法人社団佐藤内科医院		
					医療法人社団土田こどもクリニック					医療法人社団佐藤内科小児科医院		
					とびせ小児科内科医院					医療法人社団春光台クリニック		
					医療法人社団豊岡小児クリニック					千代田クリニック		
					とりうみ小児科・内科					医療法人社団土田こどもクリニック		
					ながやまキッズファミリークリニック					とびせ小児科内科医院		
					医療法人ながのクリニック					医療法人社団豊岡小児クリニック		
					医療法人社団はやし内科胃腸科小児科医院					医療法人ながのこどもクリニック		
					東旭川クリニック					医療法人社団はやし内科胃腸科小児科医院		
					医療法人社団恵心会北星ファミリークリニック					医療法人社団みうら小児科クリニック		
					医療法人社団みやざき内科小児科クリニック					もみの木アレルギー科こども医院		
					医療法人社団みうら小児科クリニック					医療法人社団やまもとこどもクリニック		
		もみの木アレルギー科こども医院										
		医療法人社団やまがた内科小児科クリニック										
		医療法人社団やまもとこどもクリニック										

改正案（令和6年度～令和11年度）						現行計画（平成30年度～平成35年度）中間見直し						見直しの考え方	
第三次医療圏	第二次医療圏	所管保健所	病院	有床診療所	無床診療所	第三次医療圏	第二次医療圏	所管保健所	病院	有床診療所	無床診療所	○時点修正	
道北	上川中部	上川	美瑛町立病院	比布町立びっぷクリニック	東神楽町国民健康保険診療所	道北	上川中部	旭川市					ながやまキッズファミリークリニック
				国民健康保険東川町立診療所	当麻町健康福祉施設保健福祉センター						医療法人社団恵心会北星ファミリークリニック		
				国民健康保険上川医療センター	比布町保健センター			上川	美瑛町立病院	比布町立びっぷクリニック	東神楽町国民健康保険診療所		
					上川町保健福祉センター					国民健康保険東川町立診療所	当麻町健康福祉施設保健福祉センター		
					東川町保健福祉センター					国民健康保険上川医療センター	比布町保健センター		
					美瑛町保健センター						上川町保健福祉センター		
					幌加内町保健福祉総合センター						東川町保健福祉センター		
					幌加内町立政和診療所						美瑛町保健センター		
					幌加内町立朱鞠内診療所						幌加内町保健福祉総合センター		
					幌加内町立幌加内診療所						幌加内町立政和診療所		
						幌加内町立朱鞠内診療所							
						幌加内町立幌加内診療所							

(※)：小児科及び小児外科標ぼう、(※※)：小児外科標ぼう、その他：小児科標ぼう

(※)：小児科及び小児外科標ぼう、(※※)：小児外科標ぼう、その他：小児科標ぼう

<p>別表 23 在宅療養支援病院及び在宅療養支援診療所一覧 〔医療機関名公表基準〕</p> <p style="text-align: right;">診療報酬上の在宅療養支援病院及び在宅療養支援診療所</p> <p style="text-align: right;">(令和6年2月1日現在)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>第三次医療圏</th> <th>第二次医療圏</th> <th>所管保健所</th> <th>病院</th> <th>診療所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">道北</td> <td rowspan="14">上川中部</td> <td rowspan="11">旭川市</td> <td><u>豊岡中央病院</u></td> <td>医療法人社団さとう整形外科胃腸科医院</td> <td>医療法人仁友会豊岡内科整形外科クリニック※①</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団心優会沼崎病院</td> <td>道北勤医協旭川医院※②</td> <td>医療法人社団にしきまち通りクリニック※②</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団旭豊会旭川三愛病院</td> <td>医療法人社団今本内科医院※②</td> <td>医療法人社団たちばなクリニック</td> </tr> <tr> <td><u>医療法人社団旭豊会旭川ペインクリニック</u></td> <td><u>医療法人社団東旭川宏生会林医院※①</u></td> <td>道北勤医協ながやま医院※②</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団功和会佐久間病院</td> <td>医療法人社団萌生会サンビレッジクリニック※②</td> <td>医療法人社団及川医院</td> </tr> <tr> <td><u>医療法人中島病院</u></td> <td><u>医療法人社団緑が丘クリニック</u></td> <td>医療法人社団四条はらだ医院</td> </tr> <tr> <td>道北勤医協一条通病院※②</td> <td>医療法人社団真佑会旭川消化器肛門クリニック</td> <td>サクラ咲くクリニック</td> </tr> <tr> <td>医療法人健康会くにもと病院</td> <td>おうみや内科クリニック</td> <td>医療法人旭川神経内科クリニック※②</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療法人社団みどりの里リバータウンクリニック※②</td> <td>医療法人社団元気会忠和クリニック</td> </tr> <tr> <td></td> <td>フクダクリニック</td> <td>永山内科・呼吸器内科クリニック</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療法人恵心会北星ファミリークリニック※①</td> <td>松本呼吸器・内科クリニック</td> </tr> <tr> <td></td> <td>比布町立びっぶクリニック</td> <td>国民健康保険上川医療センター※①</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療法人社団元気クラブ当麻内科ペインクリニック</td> <td><u>だいだいの丘クリニック※②</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>上川</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※①機能強化型(単独)、※②機能強化型(複数連携) ・機能強化型在宅療養診療所～「特掲診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成28年3月4日保医発0304第2号厚生労働省保険局医療課長通知)(以下、「通知」という。)別添1の「第9」の1の(1)及び(2)に規定する在宅療養支援診療所をいう。 ・機能強化型在宅療養支援病院～通知別添1の「第14の2」の1の(1)及び(2)に規定する在宅療養支援病院をいう。</p> <p>別表 24 在宅療養後方支援病院一覧 〔医療機関名公表基準〕</p> <p style="text-align: right;">診療報酬上の在宅療養後方支援病院</p> <p style="text-align: right;">(令和6年2月1日現在)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>第三次医療圏</th> <th>第二次医療圏</th> <th>所管保健所</th> <th>医療機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道北</td> <td>上川中部</td> <td>旭川市</td> <td>医療法人社団 慶友会 吉田病院 独立行政法人国立病院機構 旭川医療センター</td> </tr> </tbody> </table>	第三次医療圏	第二次医療圏	所管保健所	病院	診療所	道北	上川中部	旭川市	<u>豊岡中央病院</u>	医療法人社団さとう整形外科胃腸科医院	医療法人仁友会豊岡内科整形外科クリニック※①	医療法人社団心優会沼崎病院	道北勤医協旭川医院※②	医療法人社団にしきまち通りクリニック※②	医療法人社団旭豊会旭川三愛病院	医療法人社団今本内科医院※②	医療法人社団たちばなクリニック	<u>医療法人社団旭豊会旭川ペインクリニック</u>	<u>医療法人社団東旭川宏生会林医院※①</u>	道北勤医協ながやま医院※②	医療法人社団功和会佐久間病院	医療法人社団萌生会サンビレッジクリニック※②	医療法人社団及川医院	<u>医療法人中島病院</u>	<u>医療法人社団緑が丘クリニック</u>	医療法人社団四条はらだ医院	道北勤医協一条通病院※②	医療法人社団真佑会旭川消化器肛門クリニック	サクラ咲くクリニック	医療法人健康会くにもと病院	おうみや内科クリニック	医療法人旭川神経内科クリニック※②		医療法人社団みどりの里リバータウンクリニック※②	医療法人社団元気会忠和クリニック		フクダクリニック	永山内科・呼吸器内科クリニック		医療法人恵心会北星ファミリークリニック※①	松本呼吸器・内科クリニック		比布町立びっぶクリニック	国民健康保険上川医療センター※①		医療法人社団元気クラブ当麻内科ペインクリニック	<u>だいだいの丘クリニック※②</u>		上川				第三次医療圏	第二次医療圏	所管保健所	医療機関名	道北	上川中部	旭川市	医療法人社団 慶友会 吉田病院 独立行政法人国立病院機構 旭川医療センター	<p>別表 21 在宅療養支援病院及び在宅療養支援診療所一覧 〔医療機関名公表基準〕</p> <p style="text-align: right;">診療報酬上の在宅療養支援病院及び在宅療養支援診療所</p> <p style="text-align: right;">(令和3年2月1日現在)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>第三次医療圏</th> <th>第二次医療圏</th> <th>所管保健所</th> <th>病院</th> <th>診療所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">道北</td> <td rowspan="14">上川中部</td> <td rowspan="11">旭川市</td> <td>道北勤医協一条通病院※②</td> <td>医療法人恵心会北星ファミリークリニック※①</td> <td>医療法人仁友会豊岡内科整形外科クリニック※①</td> </tr> <tr> <td>医療法人修彰会沼崎病院</td> <td>医療法人社団今本内科医院※②</td> <td>医療法人社団萌生会サンビレッジクリニック※②</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団旭豊会旭川三愛病院</td> <td>医療法人社団みどりの里リバータウンクリニック※②</td> <td><u>道北勤医協旭川北医院※②</u></td> </tr> <tr> <td>医療法人社団功和会佐久間病院</td> <td>医療法人社団にしきまち通りクリニック※②</td> <td>医療法人旭川神経内科クリニック※②</td> </tr> <tr> <td>医療法人健康会くにもと病院</td> <td><u>村上内科小児科医院※②</u></td> <td><u>医療法人社団博愛内科クリニック</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療法人社団さとう整形外科胃腸科医院</td> <td>道北勤医協旭川医院</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療法人社団真佑会旭川消化器肛門クリニック</td> <td>おうみや内科クリニック</td> </tr> <tr> <td></td> <td>フクダクリニック</td> <td>医療法人社団たちばなクリニック</td> </tr> <tr> <td></td> <td>道北勤医協ながやま医院</td> <td>医療法人社団及川医院</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療法人社団四条はらだ医院</td> <td><u>医療法人恒伸会しんとみ内科クリニック</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>サクラ咲くクリニック</td> <td>医療法人社団元気会忠和クリニック</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>医療法人社団淳彩会永山循環器科クリニック</u></td> <td><u>医療法人社団都丸内科クリニック</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>永山内科・呼吸器内科クリニック</td> <td>松本呼吸器・内科クリニック</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>あさひかわ福祉生協銀座通内科クリニック</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>上川</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※①機能強化型(単独)、※②機能強化型(複数連携) ・機能強化型在宅療養診療所～「特掲診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成28年3月4日保医発0304第2号厚生労働省保険局医療課長通知)(以下、「通知」という。)別添1の「第9」の1の(1)及び(2)に規定する在宅療養支援診療所をいう。 ・機能強化型在宅療養支援病院～通知別添1の「第14の2」の1の(1)及び(2)に規定する在宅療養支援病院をいう。</p> <p>別表 22 在宅療養後方支援病院一覧 〔医療機関名公表基準〕</p> <p style="text-align: right;">診療報酬上の在宅療養後方支援病院</p> <p style="text-align: right;">(令和3年2月1日現在)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>第三次医療圏</th> <th>第二次医療圏</th> <th>所管保健所</th> <th>医療機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道北</td> <td>上川中部</td> <td>旭川市</td> <td>医療法人社団 慶友会 吉田病院 独立行政法人国立病院機構 旭川医療センター</td> </tr> </tbody> </table>	第三次医療圏	第二次医療圏	所管保健所	病院	診療所	道北	上川中部	旭川市	道北勤医協一条通病院※②	医療法人恵心会北星ファミリークリニック※①	医療法人仁友会豊岡内科整形外科クリニック※①	医療法人修彰会沼崎病院	医療法人社団今本内科医院※②	医療法人社団萌生会サンビレッジクリニック※②	医療法人社団旭豊会旭川三愛病院	医療法人社団みどりの里リバータウンクリニック※②	<u>道北勤医協旭川北医院※②</u>	医療法人社団功和会佐久間病院	医療法人社団にしきまち通りクリニック※②	医療法人旭川神経内科クリニック※②	医療法人健康会くにもと病院	<u>村上内科小児科医院※②</u>	<u>医療法人社団博愛内科クリニック</u>		医療法人社団さとう整形外科胃腸科医院	道北勤医協旭川医院		医療法人社団真佑会旭川消化器肛門クリニック	おうみや内科クリニック		フクダクリニック	医療法人社団たちばなクリニック		道北勤医協ながやま医院	医療法人社団及川医院		医療法人社団四条はらだ医院	<u>医療法人恒伸会しんとみ内科クリニック</u>		サクラ咲くクリニック	医療法人社団元気会忠和クリニック		<u>医療法人社団淳彩会永山循環器科クリニック</u>	<u>医療法人社団都丸内科クリニック</u>		永山内科・呼吸器内科クリニック	松本呼吸器・内科クリニック		<u>あさひかわ福祉生協銀座通内科クリニック</u>			上川				第三次医療圏	第二次医療圏	所管保健所	医療機関名	道北	上川中部	旭川市	医療法人社団 慶友会 吉田病院 独立行政法人国立病院機構 旭川医療センター	<p>○時点修正</p>
第三次医療圏	第二次医療圏	所管保健所	病院	診療所																																																																																																																									
道北	上川中部	旭川市	<u>豊岡中央病院</u>	医療法人社団さとう整形外科胃腸科医院	医療法人仁友会豊岡内科整形外科クリニック※①																																																																																																																								
			医療法人社団心優会沼崎病院	道北勤医協旭川医院※②	医療法人社団にしきまち通りクリニック※②																																																																																																																								
			医療法人社団旭豊会旭川三愛病院	医療法人社団今本内科医院※②	医療法人社団たちばなクリニック																																																																																																																								
			<u>医療法人社団旭豊会旭川ペインクリニック</u>	<u>医療法人社団東旭川宏生会林医院※①</u>	道北勤医協ながやま医院※②																																																																																																																								
			医療法人社団功和会佐久間病院	医療法人社団萌生会サンビレッジクリニック※②	医療法人社団及川医院																																																																																																																								
			<u>医療法人中島病院</u>	<u>医療法人社団緑が丘クリニック</u>	医療法人社団四条はらだ医院																																																																																																																								
			道北勤医協一条通病院※②	医療法人社団真佑会旭川消化器肛門クリニック	サクラ咲くクリニック																																																																																																																								
			医療法人健康会くにもと病院	おうみや内科クリニック	医療法人旭川神経内科クリニック※②																																																																																																																								
				医療法人社団みどりの里リバータウンクリニック※②	医療法人社団元気会忠和クリニック																																																																																																																								
				フクダクリニック	永山内科・呼吸器内科クリニック																																																																																																																								
				医療法人恵心会北星ファミリークリニック※①	松本呼吸器・内科クリニック																																																																																																																								
			比布町立びっぶクリニック	国民健康保険上川医療センター※①																																																																																																																									
			医療法人社団元気クラブ当麻内科ペインクリニック	<u>だいだいの丘クリニック※②</u>																																																																																																																									
			上川																																																																																																																										
第三次医療圏	第二次医療圏	所管保健所	医療機関名																																																																																																																										
道北	上川中部	旭川市	医療法人社団 慶友会 吉田病院 独立行政法人国立病院機構 旭川医療センター																																																																																																																										
第三次医療圏	第二次医療圏	所管保健所	病院	診療所																																																																																																																									
道北	上川中部	旭川市	道北勤医協一条通病院※②	医療法人恵心会北星ファミリークリニック※①	医療法人仁友会豊岡内科整形外科クリニック※①																																																																																																																								
			医療法人修彰会沼崎病院	医療法人社団今本内科医院※②	医療法人社団萌生会サンビレッジクリニック※②																																																																																																																								
			医療法人社団旭豊会旭川三愛病院	医療法人社団みどりの里リバータウンクリニック※②	<u>道北勤医協旭川北医院※②</u>																																																																																																																								
			医療法人社団功和会佐久間病院	医療法人社団にしきまち通りクリニック※②	医療法人旭川神経内科クリニック※②																																																																																																																								
			医療法人健康会くにもと病院	<u>村上内科小児科医院※②</u>	<u>医療法人社団博愛内科クリニック</u>																																																																																																																								
				医療法人社団さとう整形外科胃腸科医院	道北勤医協旭川医院																																																																																																																								
				医療法人社団真佑会旭川消化器肛門クリニック	おうみや内科クリニック																																																																																																																								
				フクダクリニック	医療法人社団たちばなクリニック																																																																																																																								
				道北勤医協ながやま医院	医療法人社団及川医院																																																																																																																								
				医療法人社団四条はらだ医院	<u>医療法人恒伸会しんとみ内科クリニック</u>																																																																																																																								
				サクラ咲くクリニック	医療法人社団元気会忠和クリニック																																																																																																																								
			<u>医療法人社団淳彩会永山循環器科クリニック</u>	<u>医療法人社団都丸内科クリニック</u>																																																																																																																									
			永山内科・呼吸器内科クリニック	松本呼吸器・内科クリニック																																																																																																																									
			<u>あさひかわ福祉生協銀座通内科クリニック</u>																																																																																																																										
	上川																																																																																																																												
第三次医療圏	第二次医療圏	所管保健所	医療機関名																																																																																																																										
道北	上川中部	旭川市	医療法人社団 慶友会 吉田病院 独立行政法人国立病院機構 旭川医療センター																																																																																																																										

改正案（令和6年度～令和11年度）						現行計画（平成30年度～平成35年度）中間見直し						見直しの考え方
別表 25 在宅療養支援歯科診療所一覧 〔医療機関公表基準〕						別表 23 在宅療養支援歯科診療所一覧 〔医療機関公表基準〕						
診療報酬上の在宅療養支援歯科診療所						診療報酬上の在宅療養支援歯科診療所						
（令和3年2月1日現在）						（令和3年2月1日現在）						
第三次医療圏	第二次医療圏	所管保健所	歯科診療所名			第三次医療圏	第二次医療圏	所管保健所	歯科診療所名			
道北	上川中部	旭川市	医療法人社団今本歯科医院	かみつ歯科医院	道北口腔保健センター歯科診療所	道北	上川中部	旭川市	医療法人社団今本歯科医院	かみつ歯科医院	道北口腔保健センター歯科診療所	
			マキタ歯科医院	医療法人社団永山歯科クリニック	医療法人社団啓成三戸歯科医院				マキタ歯科医院	医療法人社団永山歯科クリニック	医療法人社団啓成三戸歯科医院	
			医療法人社団小林歯科医院	医療法人社団今野歯科医院	太田歯科医院				医療法人社団小林歯科医院	医療法人社団今野歯科医院	太田歯科医院	
			たくま歯科医院	医療法人社団いとう歯科クリニック	青木歯科クリニック				たくま歯科医院	医療法人社団いとう歯科クリニック	青木歯科クリニック	
			永山歯科医院	医療法人社団なかつぼ歯科医院	みなと歯科クリニック				永山歯科医院	医療法人社団なかつぼ歯科医院	みなと歯科クリニック	
			医療法人社団クリア歯科クリニック	医療法人社団やぶしたフラワ－歯科医院	医療法人社団鈴木歯科クリニック				医療法人社団クリア歯科クリニック	医療法人社団やぶしたフラワ－歯科医院	医療法人社団鈴木歯科クリニック	
			医療法人社団林歯科医院	医療法人社団純弘会かむい歯科診療所	ピクトル歯科				医療法人社団林歯科医院	医療法人社団純弘会かむい歯科診療所	ピクトル歯科	
			フロンティアデンタルクリニック						フロンティアデンタルクリニック			
	上川	医療法人社団さだおか歯科医院	医療法人社団越智歯科医院	上川	医療法人社団さだおか歯科医院		医療法人社団越智歯科医院					
別表 26 在宅患者調剤加算算定薬局一覧 〔薬局名公表基準〕						別表 24 在宅患者調剤加算算定薬局一覧 〔薬局名公表基準〕						
診療報酬上の在宅患者調剤加算算定薬局						診療報酬上の在宅患者調剤加算算定薬局						
（令和3年2月1日現在）						（令和3年2月1日現在）						
第三次医療圏	第二次医療圏	所管保健所	薬局名			第三次医療圏	第二次医療圏	所管保健所	薬局名			
道北	上川中部	旭川市	株式会社 中央薬局	永山中央薬局	かむい中央薬局	道北	上川中部	旭川市	株式会社 中央薬局	永山中央薬局	かむい中央薬局	
			北日本調剤末広調剤薬局	末広みくに調剤薬局	北日本調剤あたご調剤薬局				北日本調剤末広調剤薬局	末広みくに調剤薬局	北日本調剤あたご調剤薬局	
			日本調剤 旭川二条薬局	はまなす薬局	春光台薬局				日本調剤 旭川二条薬局	はまなす薬局	春光台薬局	
			旭川中央薬局	旭薬 ナナカマド薬局	日本調剤 旭橋薬局				旭川中央薬局	旭薬 ナナカマド薬局	日本調剤 旭橋薬局	
			旭薬みどりがおか薬局	十字街中央薬局	旭川薬局				旭薬みどりがおか薬局	十字街中央薬局	旭川薬局	
			カプトヤ薬局	旭川医大前調剤薬局	医大前グリーンヒル薬局				カプトヤ薬局	旭川医大前調剤薬局	医大前グリーンヒル薬局	
			センター薬局高台通店	日本調剤 旭川四条薬局	一条調剤薬局				センター薬局高台通店	日本調剤 旭川四条薬局	一条調剤薬局	
			日本調剤春光一条薬局	しろくま調剤薬局	ココカラファイン薬局 旭川四条店				日本調剤春光一条薬局	しろくま調剤薬局	ココカラファイン薬局 旭川四条店	
			はな保険薬局	日本調剤 旭川薬局	あしたば薬局 日赤前店				はな保険薬局	日本調剤 旭川薬局	あしたば薬局 日赤前店	
			あかね薬局	旭町調剤薬局	マリー薬局				あかね薬局	旭町調剤薬局	マリー薬局	
			ハーブ調剤薬局	すみれ調剤薬局	ノーブル調剤薬局				ハーブ調剤薬局	すみれ調剤薬局	ノーブル調剤薬局	
			ぱれっと調剤薬局	きのえ薬局	という薬局				ぱれっと調剤薬局	きのえ薬局	という薬局	
			ハート薬局	アイン薬局旭川東店	アイン薬局旭川中央店				ハート薬局	アイン薬局旭川東店	アイン薬局旭川中央店	
			アイン薬局旭川曙店	アイン薬局旭川店	アイン薬局豊岡店				アイン薬局旭川曙店	アイン薬局旭川店	アイン薬局豊岡店	
			アイン薬局旭川八条通店	アイン薬局旭川東鷹栖店	アイン薬局旭川北店				アイン薬局旭川八条通店	アイン薬局旭川東鷹栖店	アイン薬局旭川北店	
			アイン薬局旭川神楽岡店	東光1条薬局	ココカラファイン薬局 東旭川店				アイン薬局旭川神楽岡店	東光1条薬局	ココカラファイン薬局 東旭川店	
			まつもと調剤薬局	なの花薬局豊岡店	なの花薬局永山店				まつもと調剤薬局	なの花薬局豊岡店	なの花薬局永山店	
			なの花薬局忠和店	なの花薬局東旭川店	さくら薬局 旭川新富店				なの花薬局忠和店	なの花薬局東旭川店	さくら薬局 旭川新富店	
			飛騨調剤薬局	サンビレッジ調剤薬局	リペライン調剤薬局				飛騨調剤薬局	サンビレッジ調剤薬局	リペライン調剤薬局	
			啓明調剤薬局	恵愛調剤薬局 永山店	イチフジ薬局・旭川店				啓明調剤薬局	恵愛調剤薬局 永山店	イチフジ薬局・旭川店	
			上川	ひがしかわ薬局	センター薬局 上川店				上川	ひがしかわ薬局	センター薬局 上川店	
				アイン薬局美瑛店	比布調剤薬局					アイン薬局美瑛店	比布調剤薬局	

改正案（令和6年度～令和11年度）

別表 27 訪問看護事業所一覧
 [事業所名公表基準]

指定居宅サービス事業所（訪問看護）※保険医療機関の「みなし指定事業所」を除く。
 （令和3年1月31日現在）

第三次医療圏	第二次医療圏	所管保健所	訪問看護指定事業所名	
道北	上川中部	旭川市	旭川赤十字訪問看護ステーション	有限会社 訪問看護ステーションモモ
			訪問看護ステーションクローバー	訪問看護ステーションめぐみ
			旭川厚生訪問看護ステーション	訪問看護ステーション みのり
			訪問看護ステーションカトレア	訪問看護ステーション 静療
			一般社団法人北海道総合在宅ケア事業団旭川地域訪問看護ステーション	訪問看護ステーション ちどり
			すえひろ訪問看護ステーション	訪問看護ステーション たんぼぼ
			訪問看護ステーションアポロ	旭川訪問看護ほーぷ
			医療法人社団 shindo 訪問看護ステーション翼	はんどリハビリ訪問看護ステーション
			訪問看護ステーション 東光ぬくもりポート	訪問看護ステーションむらかみさん
			大西病院訪問看護ステーション	株式会社健康会 あけぼの訪問看護ステーション
			医療法人仁友会訪問看護ステーション北彩都	株式会社健康会 訪問看護ステーション忠和
			森山メモリアル訪問看護ステーション	訪問看護ステーション養刻館
			訪問看護ステーション こばやしさんち	訪問看護ステーショングー
			S O M P O ケア 旭川中央 訪問看護	訪問看護ステーション オハナ
			訪問看護ステーション介援隊	医療法人順真会メイプル病院訪問看護ステーション ACT あさひかわ
			訪問看護ステーション咲桜	訪問看護ステーション むつみ
			訪問看護ステーションデューン旭川	訪問看護ステーション けあぶらす
			訪問看護ステーション桜花	訪問看護ステーションさくらんぼ
			指定訪問看護ステーションガーデナス南永山	市立旭川病院
			訪問看護アイケア旭川	はらだ病院訪問看護ステーション
		訪問看護 ラバン		
		上川	訪問看護ステーションオリーブ	一般社団法人北海道総合在宅ケア事業団当麻地域訪問看護ステーション
			指定訪問看護事業所ひばり	訪問看護ステーション ゆう
			花時計訪問看護ステーション	一般社団法人北海道総合在宅ケア事業団美瑛訪問看護ステーション

別表 28 在宅医療において積極的役割を担う医療機関一覧
 [医療機関名公表基準]

「北海道在宅医療推進支援医療機関設置要綱」（令和5年12月7日付地医第1471号北海道保健福祉部長通知）により北海道知事が指定した医療機関

令和6年4月以降、北海道のホームページで公表します。

現行計画（平成30年度～平成35年度）中間見直し

別表 25 訪問看護ステーション一覧
 [事業所名公表基準]

指定居宅サービス事業所（訪問看護）※保険医療機関の「みなし指定事業所」を除く。
 （令和3年1月31日現在）

第三次医療圏	第二次医療圏	所管保健所	訪問看護指定事業所名	
道北	上川中部	旭川市	旭川赤十字訪問看護ステーション	有限会社 訪問看護ステーションモモ
			訪問看護ステーションクローバー	訪問看護ステーションめぐみ
			旭川厚生訪問看護ステーション	訪問看護ステーション みのり
			訪問看護ステーションカトレア	訪問看護ステーション 静療
			一般社団法人北海道総合在宅ケア事業団旭川地域訪問看護ステーション	訪問看護ステーション ちどり
			すえひろ訪問看護ステーション	訪問看護ステーション たんぼぼ
			訪問看護ステーションアポロ	旭川訪問看護ほーぷ
			医療法人社団 shindo 訪問看護ステーション翼	はんどリハビリ訪問看護ステーション
			訪問看護ステーション 東光ぬくもりポート	訪問看護ステーションむらかみさん
			大西病院訪問看護ステーション	株式会社健康会 あけぼの訪問看護ステーション
			医療法人仁友会訪問看護ステーション北彩都	株式会社健康会 訪問看護ステーション忠和
			森山メモリアル訪問看護ステーション	訪問看護ステーション養刻館
			訪問看護ステーション こばやしさんち	訪問看護ステーショングー
			S O M P O ケア 旭川中央 訪問看護	訪問看護ステーション オハナ
			訪問看護ステーション介援隊	医療法人順真会メイプル病院訪問看護ステーション ACT あさひかわ
			訪問看護ステーション咲桜	訪問看護ステーション むつみ
			訪問看護ステーションデューン旭川	訪問看護ステーション けあぶらす
			訪問看護ステーション桜花	訪問看護ステーションさくらんぼ
			指定訪問看護ステーションガーデナス南永山	市立旭川病院
			訪問看護アイケア旭川	はらだ病院訪問看護ステーション
		訪問看護 ラバン		
		上川	訪問看護ステーションオリーブ	一般社団法人北海道総合在宅ケア事業団当麻地域訪問看護ステーション
			指定訪問看護事業所ひばり	訪問看護ステーション ゆう
			花時計訪問看護ステーション	一般社団法人北海道総合在宅ケア事業団美瑛訪問看護ステーション

見直しの考え方

○北海道医療計画の改正に合わせ文言修正

○北海道医療計画の改正に合わせ追加

改正案（令和6年度～令和11年度）	現行計画（平成30年度～平成35年度）中間見直し	見直しの考え方																										
<p>別表29 在宅医療において必要な連携を担う拠点一覧 [医療機関名公表基準]</p> <p>※ 要綱制定後決定</p> <p>令和6年4月以降、北海道のホームページで公表します。</p> <p>別表30 北海道アレルギー疾患医療連携拠点病院・地域協力病院一覧 [医療機関名公表基準]</p> <p>【北海道アレルギー疾患医療拠点病院】 「都道府県におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備について」（平成29年7月28日付け健発0728第1号厚生労働省健康局長通知）を基本とするほか、次の各号に定める要件全てを満たす医療機関の中から、北海道知事が選定した医療機関。</p> <ol style="list-style-type: none"> アレルギー疾患の診療経験が豊富な内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、全ての標榜科において、アレルギー疾患対応を行う医師が常勤していること。 アレルギー疾患の診療経験が豊富な内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科のうち1つ以上の標榜科において、一般社団法人日本アレルギー学会が認定するアレルギー専門医資格を有する医師が常勤しており、専門医の育成に関するノウハウが蓄積されているものと見込まれること。 アレルギー疾患対応に関する道内の医療機関との連携を相当数行っており、今後の更なる医療機関同士の連携の強化、検査・治療等に関する情報の共有を図るための基盤が構築されているものと見込まれること。 <p>【北海道アレルギー疾患地域協力病院】 北海道アレルギー疾患医療拠点病院に準じて、一般社団法人日本アレルギー学会が認定するアレルギー専門医育成のノウハウの蓄積や医療機関同士の連携基盤の構築が相応に見込まれる道内の大学病院及び次の各号に定める要件を1つ以上満たす主要な総合病院の中から、北海道知事が選定した医療機関。</p> <ol style="list-style-type: none"> 医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第4条に基づく地域医療支援病院のうち、アレルギー疾患対応について相当数の医療機関と連携を行っている病院。 標榜科を問わず、専門医資格を有する医師が1名以上常勤している医療機関 <p style="text-align: right;">（令和6年2月現在）</p> <table border="1" data-bbox="157 1092 1359 1255"> <thead> <tr> <th>第三次医療圏</th> <th>第二次医療圏</th> <th>市区町村</th> <th>医療機関名</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">道北</td> <td rowspan="3">上川中部</td> <td rowspan="3">旭川市</td> <td>旭川医科大学病院</td> <td>◆</td> </tr> <tr> <td>旭川赤十字病院</td> <td>◆</td> </tr> <tr> <td>市立旭川病院</td> <td>◆</td> </tr> </tbody> </table> <p>※○は、北海道アレルギー疾患医療拠点病院 ※◆は、北海道アレルギー疾患医療地域協力病院</p> <p>別表31 紹介受診重点医療機関一覧 （令和5年12月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="157 1465 1359 1690"> <thead> <tr> <th>第三次医療圏</th> <th>第二次医療圏</th> <th>市区町村</th> <th>医療機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">道北</td> <td rowspan="5">上川中部</td> <td rowspan="5">旭川市</td> <td>旭川赤十字病院</td> </tr> <tr> <td>J A北海道厚生連旭川厚生病院</td> </tr> <tr> <td>市立旭川病院</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構旭川医療センター</td> </tr> <tr> <td>旭川医科大学病院</td> </tr> </tbody> </table>	第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関名	区分	道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院	◆	旭川赤十字病院	◆	市立旭川病院	◆	第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関名	道北	上川中部	旭川市	旭川赤十字病院	J A北海道厚生連旭川厚生病院	市立旭川病院	独立行政法人国立病院機構旭川医療センター	旭川医科大学病院		<p>○北海道医療計画の改正に合わせ追加</p>
第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関名	区分																								
道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院	◆																								
			旭川赤十字病院	◆																								
			市立旭川病院	◆																								
第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関名																									
道北	上川中部	旭川市	旭川赤十字病院																									
			J A北海道厚生連旭川厚生病院																									
			市立旭川病院																									
			独立行政法人国立病院機構旭川医療センター																									
			旭川医科大学病院																									